

平成21年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

---

平成21年12月16日（水曜日）

---

議事日程第1号

平成21年12月16日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 議案第136号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
  - 第5 議案第137号 八峰町峰浜野球場条例の制定について
  - 第6 議案第138号 八峰町青少年研修施設条例を廃止する条例制定について
  - 第7 議案第139号 能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更について
  - 第8 議案第140号 町道路線の認定について
  - 第9 議案第141号 損害賠償の和解について
  - 第10 議案第142号 平成21年度八峰町一般会計補正予算（第11号）
  - 第11 議案第143号 平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
  - 第12 議案第144号 平成21年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）
  - 第13 議案第145号 平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
  - 第14 議案第146号 平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
  - 第15 議案第147号 平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
  - 第16 議案第148号 平成21年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友

10番 鈴木 一彦      11番 柴田 正高      12番 芦崎 達美  
13番 木藤 實      14番 見上 政子      15番 須藤 正人  
16番 阿部 栄悦

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長	加藤 和夫	副町長	佐々木 正憲
教育長	千葉 良一	会計課長	伊藤 進
総務課長	嶋津 宣美	企画財政課長	米森 昭一
福祉保健課長	佐々木 充	管財課長	伊勢 均
税務課長	小林 孝一	学校教育課長	辻 正英
生涯学習課長	齊藤 英市郎	産業振興課長	須藤 徳雄
農業振興課長	松森 尚文	建設課長	武田 武
幼児保育課長	加賀谷 敏一	農業委員会事務局長	小林 慶範
学校給食センター所長	木村 学		

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田 辰雄      書記 吉元 和歌子

---

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

これより平成21年12月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し、意見を求めていますので、その結果の報告を議会運営委員長より報告願います。木藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（木藤 實君） おはようございます。議会運営委員長の木藤でございます。

ご報告申し上げます。

議長の諮問に応じ、去る12月9日、阿部議長同席のもと、委員全員が出席して議会運営委員会を開催し、平成21年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議をいたしました。

その結果、本定例会の会期については本日から18日までの3日間とし、日程等につきましては皆さんのお手元にお配りしている日割表及び議事日程表のとおりと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から18日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から18日までの3日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成21年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

秋の行政協力員会議は11月20日に開催しました。地域から出された道路改良などの要望は約80件でしたが、それぞれについて町の考え方を示し、意見交換を行ったところがあります。

次に、第2回八峰町交通安全大会は11月29日に開催され、約150名の町民が参加して、交通安全の標語と作文の優秀作品の表彰と作文の発表を初め、交通事故死亡者ゼロ1000日を目指して参加者全員で大会宣言を採択すると共に、交通事故のない安全で住みよい

八峰町をつくる決意を新たにしたところでもあります。

次に、来年春の職員採用についてであります。

二次試験を10月31日に実施しました。初級職員1名の採用予定に対し12名の応募がありましたが、二次試験はうち6名が受験し、1名を採用することとしましたのでご報告いたします。

次に、今年度の国の「経済危機対策臨時交付金」の事業の一つとして購入することとされていた環境対応型公用車は、11月中旬に納車となりました。エスティマは町長専用車とし、普通車3台は出張などに使う共用車両として集中管理とすることにしました。

次に、庁舎移転によって受信状況が悪化することが懸念されていた観海地区の防災無線の戸別受信機のデジタル化ですが、10月より工事に着手していましたが、先月末で完成し、供用しております。

次に、ふるさと会について申し上げます。

名称を改めて3回目となる「北海道八峰町ふるさと会」の総会が、去る10月17日、札幌市内で開催され、町側からは私と阿部議長の2人が参加し、町の近況をお知らせすると共に道内各地から参加された会員の皆さんと交流を深めてまいりました。

次に、東京八森会と関東峰浜ふるさと会ではありますが、それぞれ昨年の総会で合併を決議し、今年1月に合併準備委員会を立ち上げて精力的に合併準備を進めてきました。

会の名称を「八峰町関東ふるさと会」とするなど、全ての協議が整い、先般11月22日、都内のアルカディア市ヶ谷を会場に来賓・会員合わせて230人余りが参加し、盛大に誕生記念大会が開催されました。

町からは、私を初め副町長、教育長、議会議員の皆様、JA、商工会、おらほの館などから29人が参加しました。議会の皆様には大変お忙しいところご参加いただき、誠にありがとうございました。

誕生記念大会では、挨拶に立った秋山、米森両会長から長い歴史を刻んできた両ふるさと会の解散が提案され、一抹の寂しさを感じながらも新たな期待を持って満場一致で承認されました。

次に、役員選出が行われ、峰浜小手萩出身の神馬信一さんを新会長とする新体制が発足し、名実ともに新たな船出をしたところですが、神馬さんは新会長就任に当たって、「ふるさと会も高齢化し、活動が低下している。会員同士の交流や町との交流の輪を増やして、若い人を初め多くの人が集まってもらえるふるさと会にしたい。」と抱負を

語っておられました。

これまで両ふるさと会の運営にご尽力されました関係者のご苦勞に対し敬意を表するとともに、新生ふるさと会のますますの隆盛をご祈念申し上げたいと思います。

次に、政権交代に伴う第一次補正予算の見直しの影響について申し上げます。

国では経済・雇用対策として約14兆円の第一次補正予算を措置したところですが、政権交代による補正予算の見直しによって、執行停止額は2兆7,000億円にもなっております。

この見直しによって各方面に大きな影響を与えております。当町でも補正予算に絡む多くの事業を計画しておりますので、現時点での状況について申し上げます。

最初に国庫補助事業への影響ですが、町では「子育て応援特別手当」、「小中学校のパソコン整備事業」、「理科教育設備整備事業」、「光ファイバー網整備事業」の4つの事業を計画しております。このうち「子育て応援特別手当」は全国一律に執行停止となり、今定例会に減額予算を提案しております。その他の3事業については予算が確保され執行可能となったところです。

次に、経済危機対策臨時交付金への影響ですが、この交付金事業では45の町単独事業を計画し、その多くが事業着手されております。

国では地方への影響を考慮し、交付金の執行停止はしないとしたことから、交付金が確保され、事業担当課に対し事業の推進を指示したところです。

最後に、国の補正予算に伴う公共事業を実施した場合に、地方負担額の9割程度を支援するという「公共投資臨時交付金」への影響について申し上げます。

この交付金事業では「光ファイバー網整備事業」と「林道事業」を計画しておりますが、交付金事業を所管する内閣府からの情報や今後のスケジュールの提示がほとんどなく、事務作業が停止している状況です。国の動向を見守りながら、今後、事業実施計画並びに予算措置等について議会にお諮りしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、新年度予算編成について申し上げます。

国の予算編成は、8月の概算要求を受けて財務省が査定を行って大枠が決定し、12月中に予算案が決定するという官僚主導型でありました。予算編成段階で多くの情報が伝えられ、地方では国の動向や方針を確認しながら予算編成をしていたというのがこれまでの流れでありました。

しかしながら、政権交代によって政治主導となり、概算要求の全面見直し・再提出に

加え、無駄を洗い出す行政刷新会議の「事業仕分け」が先月末にようやく終了するなど、大幅な遅れとなっております。

事業仕分けの結果が、削減目標の3兆円に対して1兆6,000億円にとどまったことや、  
  
税金の大幅な落ち込みが確実なことから、極めて厳しい予算編成が予想されております。

仕分け結果を最大限尊重するという首相発言と共に、総額95兆円となる概算要求の大幅削減が必須となっていることから、今後さらに執行停止などが予想されます。

どの事業が予算化され、どの事業が削減されるのかなど事業仕分けの結果がどのように予算に反映され、地方への影響がどうなるのかなど現時点では全く不透明であり、注意深く見守ってまいりたいと考えております。

このような状況にあつて、平成22年度八峰町当初予算編成については、例年より若干遅い11月12日付で各課長等に予算編成方針を通知し、作業をスタートさせております。  
基本方針としては、引き続き極めて厳しい財政状況の中、収支の均衡を保持し健全財政の推進に努めると共に、「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のため、町民の意見、要望等を踏まえ、行財政改革の着実な推進のもと町域の均衡ある発展と町民福祉の向上に繋がる予算編成を行うこととしております。

今後の作業スケジュールとしては、各課からの予算要求期限を今月18日までとし、年明けの早々から2月中旬までに一次査定、その後、町長査定を順次実施し、予算をまとめたいと考えております。

今後の予算編成については、事業仕分けの影響確認に加え、ガソリンの暫定税率の廃止を初めとする税制改正の行方や新政権が意欲を示している地方交付税増額による地方支援の行方など、地方財政の見通しが示されない中での作業となることから、これまで以上に厳しい予算編成になるものと考えております。

次に、健康推進事業関係について申し上げます。

初めに、健康づくり推進事業についてですが、町では健康増進法に基づき今年3月、住民参加型の八峰町健康増進計画「健康はっぼう21」を策定し、今後8年間、この計画に沿い地域全体での「ひろがり・深まり・つながり」の健康づくりを推進することとしております。今年度は、この計画が策定されたことを契機に町民の健康づくりへの気運を高めることを目的として、健康づくり取組隊を公募し健康づくりに取り組んでいただくと共に、健康はっぼう21フェアを開催しました。

健康づくり取組隊へは6月から10月まで延べ287人の方が参加され、ラジオ体操取組

隊、やさしいフィットネス取組隊、楽しく散策取組隊、ハーブで癒され隊の4分野で、健康づくりを実践していただいたところです。

また、健康はっぼう21フェアは10月24日にファガスにおいて開催されました。当日は、町民を初め約230名の参加があり、山本組合総合病院名誉院長大淵宏道先生から、地域医療の歴史と現状について「地域とともに77年～未来へ～」と題して講演をいただいたほか、健康づくり取組隊による実践の成果が発表され、健康の大切さや健康づくりへの取り組みについて考えていただいたところです。

次に、自殺予防対策事業についてですが、今年度は峰浜地区を対策の強化地区とし、自治会単位の懇話会等を実施する計画ですが、その事業に先立ち、11月14日、埴川小学校において「平成21年度八峰町自殺予防フォーラム」を開催したところ、あいにくの雨天にもかかわらず約150名の参加をいただいたところです。

フォーラムでは、秋田大学大学院医学系研究科長・医学部長の本橋豊先生による「みんなで支え合う信頼のまちづくりを」と題した講演、藤田貴子さんによる心癒されるハーモニカ演奏、八峰町自殺対策強化宣言が行われたほか、会場では陽だまりの会の皆様による交流サロンも開かれました。

また、「心と生命の俳句コンテスト」には、小学生674点、中学生269点、一般8点の応募があり、特選等に選ばれた作品については自殺予防フォーラムにおいて紹介されました。どの作品も心と生命を大切にしたいという願いが伝わってくるすばらしい作品となっており、入賞作品については広報等で町民の皆様にも紹介することとしております。当町のこの12年間の自殺者数は3年スパンでは減少傾向となっており、今後とも地域ぐるみの自殺予防対策を推進してまいります。

次に、新型インフルエンザについてですが、10月に入り全国的に感染が急激に拡大し、能代山本管内でも小中学校等における集団感染が毎日のように報道されております。

本町では、10月27日、八森中学校において生徒への感染が確認され、その後、町内では埴川小学校を除く小中学校や子ども園でも感染が確認されております。

各施設では、罹患者数の状況等を考慮しながら休校や学級閉鎖、休園の措置などにより感染拡大の防止に努めてきたところです。

次に、新型インフルエンザワクチン接種ですが、11月16日から妊婦や基礎疾患を持っている方への接種が開始となり、現在、順次優先接種対象者への接種を行っております。

ワクチン接種は、当初予定されていた優先接種対象者に対し、全て2回接種が見直し

されワクチン接種が早まっていることから、見直しに伴う予約や接種開始時期等の広報に努めてまいります。

また、町では、11月11日に優先接種対象者で、非課税世帯に属する方へは2回の無料助成券、課税世帯に属する方へは1回目接種への無料助成券を合わせて2,530世帯、4,212名の方へ送付しており、基礎疾患を持っている方等につきましても、申し出がなされた場合には随時助成券を発行しております。

新型インフルエンザワクチン接種は、感染の予防と共に死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的としておりますので、接種対象となられた方はできるだけ多く接種していただきたいと思っております。

これからますます寒さが厳しくなり、新型インフルエンザや季節性インフルエンザへの備えが必要となりますが、町民の皆様には体調管理に留意されると共に、うがいや手洗い等の励行に努め罹患しないようにしていただきたいと思っております。

次に、子ども園の今後のあり方についてであります。昨年9月の決算特別委員会で付帯意見として提出された「子ども園の入園児が全体的に減少傾向にあり、統合も視野に入れた今後のあり方について早急に検討すべきである。」とのご意見に基づき、同年10月24日、庁内検討委員会を設置し、種々検討を重ねた結果、先月27日の会議にて統合すべしとの方向づけをしたところであり、新年度早々に保護者や地域、学識経験者等からなる検討委員会を設置し、地域の声を集約しながら具体的な内容の肉付け作業に入りたいと考えております。

次に、ハタハタの里観光事業株式会社の本年度上期の経営状況について申し上げます。

入湯者数は前年同期に比較して5,050人減の7万7,026人となりましたが、大型バスの立寄りの増加等により売店やレストラン部門が好調であり、宿泊部門も部屋稼働率が66.3%と12.7%改善されたことから、売上高は1,070万8,000円増の1億4,896万8,000円、営業利益は800万3,000円増の921万2,000円となっております。

国内の経済状況は依然として厳しい状況にあり、その影響も懸念されますが、今後とも、より一層の経営の合理化と来訪者に喜ばれるサービスを提供し、観光拠点施設としての役割を果たすよう指導してまいりたいと考えております。

次に、観光等イベント事業についてであります。10月3日開催の二ツ森自然観察会には、県内外から24人が参加しております。春秋林道周辺の紅葉はまだ早かったものの、参加者は二ツ森山頂からの雄大な白神山地のパノラマを満喫しておりました。



翌4日は、NPO法人白神ネイチャー協会との共催による植樹ボランティア事業が行なわれ、県内外から159人が参加、ブナやミズナラ363本を植樹し、「山の森、海の森、二ツ森づくり」の活動に心地よい汗を流しておりました。

八峰町観光協会主催の「秋の収穫祭はっぼうんめものまつり」は10月10日、道の駅みねはまを会場に行なわれ、約4,500人の観光客が訪れ、八峰産の新鮮な野菜や果物、海産物などを買い求めていました。昨年に引き続き、地域食材を用いたはっぼう鍋や8種類の味が楽しめる八峰八色たんぽなどには長い行列ができ、好評を博しておりました。

また、午後からは深浦町、鱒ヶ沢町との3町連携イベントとして、漁業用の網を秋田県民と青森県民が8人ずつに分かれて引き合う国盗りあみ引き合戦が行なわれ、大盛況のうちに終えることができました。

なお、網引き合戦は翌週の17日、深浦町チャンチャン祭りの会場で後半戦が行なわれ、本県側が通算で5勝6敗と負け越したため、観光上の県境が道の駅はちもりまで移動することになりました。

来年12月には東北新幹線が新青森駅に延伸となり、全線開業による大きな誘客効果が期待されております。本町においては青森デスティネーションキャンペーンに参加し、県境を越えた広域での連携を強化することにしており、3町による連携事業もその一環として捉えておりますので、今後とも交流を深めてまいりたいと考えております。

次に、今年の花ハタ漁についてであります。秋田県花ハタ資源対策協議会は今年1歳魚と3歳魚が主体であると予測し、漁獲枠については沖合い1,040トン、沿岸1,560トンの配分としております。今季の季節花ハタ漁ですが、11月25日に解禁となり、12月3日の本体の一部が接岸して以来、浜は活気づき、はちもり観光市においても花ハタを求める買い物客が大勢訪れるなど八森産花ハタの人気の高さを物語っておりました。漁獲量が順調に推移し、当町の産業に好影響を及ぼすよう期待しております。

次に、第2弾プレミアム付商品券の売上状況について申し上げます。

白神八峰商工会では、年末年始の消費刺激策の一環として第2弾プレミアム商品券を1世帯当たりの限度額を10万円とし、11月1日から本所など5カ所で販売しました。商品券が町民に広く認識されたこともあり順調に売上げを伸ばし、11月26日には用意された500セットが完売となりました。

今後、プレミアム商品券により、住民の消費意欲の回復や地域商業の活性化に資することを期待しております。

次に、農業関係について申し上げます。

最初に、21年産米の作柄概況ですが、作況指数は全国で98の「やや不良」になり、2年ぶりに100を割り込みました。秋田県全体では99の「平年並み」でしたが、県北は98の「やや不良」で10アール当たり収量は545キロで、平年より10キロ減、前年より25キロ減となりました。これは、5月下旬から6月上旬及び7月から8月前半の日照不足の影響などにより、穂数が平年に比べてやや少なかったためです。

次に、今年度の米の生産調整実施状況と産地確立交付金について申し上げます。

まず、生産調整の実施状況ですが、生産数量の配分対象農家929戸のうち、生産調整を達成した農家は869戸となっております。

また、生産調整方針に参加しない、いわゆる「非協力農家」は飯米農家も含めて昨年より4戸少ない60戸です。八峰町全体としては、今年度も生産調整目標を達成しております。

次に、生産調整の協力農家に交付される産地確立交付金については、現在、最終集計を行っていますが、総額で1億2,300万円余りを見込んでおり、年内の交付に向けて作業を進めているところであります。

国は、22年産米の需要量に関する情報として、過去6年間の需要実績をもとに都道府県別の生産数量目標を11月27日に公表しました。

それによりますと、全国の生産数量目標は、昨今の米需要が低調であることから昨年より2万トン減の813万トンとなりました。

こうした中で、秋田県の生産数量目標は、21年産に比べ5,290トン減の46万1,870トンとなりました。面積換算で昨年より920ヘクタール減の8万610ヘクタールで、新潟県に次いで全国で2番目の削減量で非常に厳しい結果となりました。

今月25日に県から市町村別生産数量目標が示される予定ですが、八峰町地域水田農業推進協議会において配分方針を協議・決定し、来年2月中の農家配分に向けて作業を進めてまいります。

国は、平成23年度から導入する戸別所得補償制度の円滑な実施に向けて、来年度に米の戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業を新政権の政策の目玉に掲げています。

米の戸別所得補償モデル事業は、米の生産費と販売価格の差額を生産数量目標を達成した米販売農家に全国一律単価として直接交付するものです。

水田利活用自給力向上事業は、自給力の向上を図るため、水田を有効活用して麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準を直接支払いにより交付するもので、米の生産数量目標の達成にかかわらず、全ての生産者を助成対象としています。

なお、今年度までの産地確立交付金や水田等有効活用促進交付金は廃止され、転作作物に対する助成金体系も大きく変わります。

この2つの制度の詳細については国からまだ示されていませんが、情報収集に努め集落座談会などを開催し、制度の周知を図ってまいります。

次に、「菜の花プロジェクト」の一環として取り組んでいる菜種栽培の状況について申し上げます。

今年度、3.9ヘクタールの展示圃と一般圃場から収穫した菜種5.2トンを小坂町の搾油施設に搬入し、食用菜種油の製造を委託しました。660グラム入りの大瓶719本、275グラム入りの小瓶687本を製造し、「白神八峰・菜の花美油」と命名し、町の産直施設「おらほの館」と「ぶりこ」のほか、ハタハタ館で大瓶を1,260円、小瓶を630円で12月から販売しています。

菜種の試験栽培は、圃場の面積、協力農家を現状のまま23年度まで継続し、土壌条件や連作障害、刈り取り適期などを検証することにしております。

次に、猿害対策について申し上げます。

猿による農作物の被害は全町に拡大し一向に減らないことから、昨年8月に銃による捕殺が県から許可され、本年度から猟友会の協力のもと、銃による駆除を本格的に実施しています。

また、檻で捕獲した猿を昨年8月までは奥山放獣、8月以降は銃による止めさしとしていましたが、今年度からは、全て炭酸ガスで安楽死させる措置を講じています。

町鳥獣害防止計画で今年度の捕獲計画頭数を50頭と定めていましたが、9月24日までの捕獲頭数が46頭となり、9月28日に町猿害対策地域協議会を開催し、捕獲計画頭数を2倍の100頭とする変更案が承認され、県に申請したところ10月28日に許可されました。

11月に入ってから、また猿の活動が活発になり、檻による捕獲や銃による捕殺などを再開し、11月25日現在の捕獲頭数は、銃による捕殺が31頭、檻による捕獲が29頭の計60頭となっています。

数年前から猿による被害が峰浜地区にも拡大したことから、平成20年度に岩子・大久

保岱地区に国の補助事業を活用し電気柵を250メートル設置しました。今年度は「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」で岩子・大久保岱地区に2,200メートル、埜地区のハウス団地に580メートル、大槻野地区に310メートルの総延長3,090メートルの電気柵を設置しました。

猿害対策については、今後も関係機関・団体と連携し、強化を図ってまいります。

次に、町道の認定についてであります。カッチキ台地区住宅地の公衆用道路につきましては、水沢自治会から町道としての整備を要望されておりましたが、この公衆用道路の地権者から用地の無償提供の申し出があり、水沢自治会を初め関係住民の皆様方と路線計画の協議を進めてまいりました。

今般、この協議が整い工事着手の運びとなりましたので、本定例会に「町道路線の認定」に関する議案を提出しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、この冬の除雪についてであります。去る11月26日に除雪会議を開催し、町及び除雪関係業者が今年度の除雪基準、除雪体制及び注意事項などについて打ち合わせを行っております。

一般的な除雪に関しては午前7時までの完了を目指して出動すると共に、相互に連携し、凍結抑止剤の散布、わだち路面の修復、拡幅除雪と運搬排雪を適宜行い、道路交通の安全確保を図ってまいります。

次に、簡易水道及び下水道使用料等の統一についてであります。簡易水道につきましては8月31日に、また、下水道は11月25日に、それぞれの料金統一検討委員会から答申をいただき、さきの議会全員協議会でこの答申に基づく負担額や経営試算等について説明したところであります。

これまで、上下水道においては旧町村の料金体系を引き継ぎ、料金統一が当町の大きな懸案事項となっておりますので、この答申案に基づいて料金の統一を図り、来年度からは受益者の負担が同一の基準で算定され、等しく上下水道のサービスを楽しむことができるように努めてまいります。

次に、児童・生徒通学に関する検討委員会の結果及び通学形態の基本的考え方について報告いたします。

児童・生徒の通学については町村合併前の通学形態を継続していましたが、八森、峰浜地区小学校の統合に伴い、スクールバスや町営ワゴン車を導入したが、統合も一段落したことにより八峰町全体の通学形態を統一した考えのもとで検討することとし、地域

代表者、学校関係者、学識経験者及び議会議員の皆様からなる総勢25名による「児童・生徒通学に関する検討委員会」を立ち上げ、去る10月19日に第1回目を開催し、第2回目を11月4日に開催して、通学形態に関しての基本的考えをまとめていただきました。

検討委員の皆様には短期間において活発なご意見を述べていただき、そして今後の通学形態の基本的な考えをまとめていただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

その基本的な考え方は、「徒歩通学を奨励し、歩く時間を増やして運動の日常化を促進することで体力の向上と健康の増進を図ることから現状の通学形態を基本とする。また、冬季においては小・中学生をバス利用通学とすることとして、対象は小学生については2キロメートル以上、中学生は3キロメートル以上の実通学距離以上を対象とする。実施は平成22年度からとする。」というものであります。

教育委員会といたしましては検討委員会の基本的考え方を尊重し、平成22年度の実施に向けて準備していく考えであります。

また、基本的考えを受けて、さらには子供たちの安全・安心を最優先に考え、スクールバスの運行を民間業者への業務委託にて対応してまいりたいと考えております。

今後とも、学校、家庭、地域の連携を強めながら教育環境の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、現在教育委員会で管理し、児童・生徒の様々な学校行事に使用しているバス1台が購入してから15年以上経過しており、このバスの更新を図るべく今議会に購入契約議案を追加提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、広域峰浜球場改修工事について申し上げます。

この事業の概要については9月定例議会の行政報告でご説明のとおりであります。その後の進捗状況について申し上げます。

入札は9月29日に執行し、工期は平成21年10月2日に着工、平成22年3月26日に完成の予定であります。工事は順調に進み、既に主要工事は終了しており、12月中には窓枠設置を完了し、来年1月から3月までは養生期間と表層クレイの仕上げ工事を実施する予定であります。

次に、「放課後こども教室推進事業」について申し上げます。

この事業は、国・県の補助事業として昨年度までは八森地区の旧小学校区3カ所で実施しておりましたが、統合後の今年度は「あきた白神体験センター」を拠点として、11月から3月まで週1回、「放課後子どもチャレンジ教室」という名称で八森小学校の低

学年を対象に実施することといたしました。

また、峰浜地区の2小学校では国の補助事業である「学校支援特別事業」を既に取り入れて、地域や家庭ぐるみで多様な体験活動を実施していることから、本事業の対象外となっております。

なお、月1回、全町の3小学校の低学年を対象とした「土曜教室」を開催し、野外活動等による交流の場を設けることといたしました。

次に、「あきた白神体験センター多目的倉庫建設工事」について申し上げます。

国の経済対策事業として今年度に繰越明許で実施したもので、9月11日に工事が完成しております。

木造一部2階建て、延べ床面積153.61平方メートルで、多目的スペースや簡易シャワー室などを設置したものです。

既存のセンターには、海岸での体験活動後のシャワー施設や多目的スペースが不足していたため建設したもので、これにより野外活動での集合施設や雨天時の避難場所としても今後は有効な利活用ができることとなります。

次に、同センターの利用状況について申し上げます。

11月末の宿泊者数は3,789人、日帰り客数は4,165人で、20年度の同時期との比較では宿泊者数は932人減、日帰り客数は419人増となっております。宿泊者数の減少要因としては、新型インフルエンザの影響により首都圏での感染拡大が始まった6月と秋田県で猛威を奮いはじめた9月中旬以降にキャンセルが相次いだことによるものです。こうした状況を踏まえ、一刻も早い沈静化を望むと共に、来春にかけて地元の特産品や食材を活用したモニターツアーの開催や県内外の各種学校や団体・サークル・会社等へのセールス活動を行い、さらなる新規利用者獲得のために努めてまいります。

次に、第4回町民文化祭について申し上げます。

展示部門は11月7日から11日まで5日間、峰栄館とファガスを会場に開催されました。小中学生や一般の方々から、書道や絵画のほか生け花・写真・山野草など両地区あわせて1,523点の作品が展示され、期間中の好天にも恵まれて多くの町民の方々から鑑賞していただきました。

また、11月8日に峰浜中学校で開催予定であった恒例の芸能発表会は、新型インフルエンザ拡大予防のため急きょ休止といたしました。今後の予定につきましては、インフルエンザの動向を見極めながら町芸術文化協会と町公民館が協議する方向性であります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第136号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、国税の納期を年金支給月にあわせて変更するというもので、これによって年金受給者の納税負担の軽減を図るものであります。

議案第137号、八峰町峰浜野球場条例の制定については、広域圏組合の能代山本広域野球場が町に無償譲渡されることから、町の施設として名称を「八峰町峰浜野球場」として条例を制定するものであります。

議案第138号、八峰町青少年研修施設条例を廃止する条例制定については、施設の老朽化によりこれを廃止するものであります。

議案第139号、能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更については、国の施策の廃止にあわせ、組合規約に規定する条文内容の変更と構成団体に事務委託している各施設の譲渡に伴う事務の廃止等により条文の整理を行うものであります。

議案第140号、町道路線の認定については、水沢自治会から要望のあったカッチキ台地域の住宅地を結ぶ新設路線として道路認定するものであります。

議案第141号、損害賠償の和解については、7月31日に林道春秋線で町職員が運転する公用車が路外に転倒し、本人と同乗者が負傷し、公用車も大破するという事故がありました。このたび損害賠償の和解がされましたので報告するものであります。

議案第142号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第11号）は、補正額を1,381万7,000円追加し、歳入歳出予算の総額を66億1,301万円とするもので、主なものとしては人勤に伴う人件費の調整を初め生活路線バス等の維持費補助金、新庁舎関係の不用額の整理、自立支援給付金の追加、子育て応援特別手当関係の取り下げ、能代市発熱外来センター設置費の負担金、ごみ袋の印刷代の不用額、林道関係の工事費・負担金、全国瞬時警報システムの設置、その他工事や委託費の不用額などであります。

議案第143号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、補正額を1,466万3,000円追加し、歳入歳出予算の総額を10億6,776万円とするもので、主なものとしては退職被保険者に係る療養給付費の追加となっております。

議案第144号、平成21年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）は、補正額を54万3,000円追加し、歳入歳出予算の総額を624万8,000円とするもので、主なものとしては受託事業収入等の変更によるものであります。

議案第145号、平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、補

正額を14万7,000円追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,940万3,000円とするもので、主なものとしては人事異動や人勧による調整に伴うものであります。

議案第146号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、補正額を172万8,000円の減とし、歳入歳出予算の総額を4億3,266万1,000円とするもので、主なものとしては人勧に伴う人件費の調整によるものであります。

議案第147号、平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、補正額を236万4,000円追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,025万8,000円とするもので、補正の内容としては石川地区施設に係る修繕料と人勧に伴う人件費の調整によるものです。

議案第148号、平成21年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、補正額を244万4,000円追加し、歳入歳出予算の総額を1億739万4,000円とするもので、補正の内容としては人事異動や人勧による調整に伴うものであります。

議案第149号、八峰町沢目財産区管理委員の選任同意については、目名潟郷中推薦の管理委員である佐々木一衛氏が任期満了となることから、引き続き管理委員としてお願いするものであります。

以上、12月議会定例会でご審議いただく議案は14議案であります。詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、先般の議会全員協議会でご協議をいただいた児童・生徒の各種学校行事等に使用する町バスの更新について、購入に係る契約議案を追加提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。休憩時間は5分間といたしますので、よろしくご協力ください。

午前10時44分 休 憩

.....  
午前10時50分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第136号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。



当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） 皆様、おはようございます。

それでは、議案第136号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年12月16日

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、納期を年金支給月に合わせて変更することにより、年金受給者の納税負担を軽減するために改正するものです。

次のページをご覧ください。

改正の内容でございますが、国保条例の第14条に納期について規定されております。現在、7月を第1期として12月まで連続6期の納期が設けられておりますが、そのうちの3期から6期までを9月から12月までの連続部分を、3期を10月とし、6期に新たに2月を設ける変更でございます。これによって7月の賦課月以降、8月と10月、そして12月と2月といったふうに年金受給月全てに納期が設定されることとなりますので、年金受給者にとっては納付面で負担が軽減されると考えます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行します。そして、適用は平成22年4月1日から適用して、平成22年度分以降の国保税にこれは適用となります。

以上でございますので、よろしくご決定お願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第136号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 納期の回数が同じでありまして、これは1回の支払いの料金がこれで軽くなったというわけではないのですけれども、やはり今、年金受給者のみの納税負担ということで考えてますけれども、この6回の負担が、非常に支払いが大変だという声がよく聞かれます。そういう意味で、来年度はまた配偶者控除とか扶養控除が廃止される可能性もありますし、これが税のアップになって国保税にも跳ね返ることが予想されます。ますます支払いが困難になって滞納者が増えると思うんですが、回数を増やすということは考えられないのか。システムを変えることでどのような金銭的な影響があるのか、お知らせください。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの質問に対し、回答を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） 今のご質問にお答えいたします。

納期を6回から増やすということについてでございますが、全協でもご説明いたしましたが、八森地区のかなりの方が加入しております納税組合、これは12回に分けて税を徴収して集金しているわけですが、そのような方にとっては納期が増えることによってメリットは全く生じません。一方、組合の事務を扱っている会計の負担というのは逆に増加していきます。そういう面を考慮しますと、納期を増やすということは我が町にとっては、それほどメリットはないかと考えます。

そしてシステムに幾らかかるかという件につきましては、現在、業者の方に照会中ですが、業者もまだその具体的な数字はまだ返答をいただいております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 納税組合の関係でそのようなことをおっしゃられるようですが、今、納税組合に加入しない国保税を支払っている方もかなり増えてきているのではないかと思います。滞納世帯のほとんどの方々は納税組合に入らないで滞納しているのではないかと思います。その点について滞納者ということについてどのように考えておられるのか、もう一回お願いします。

○議長（阿部栄悦君） 小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） 国保税の徴収率はまず93%ぐらいですから、滞納者は全体の約7%でございます。そして前回ご説明しましたように年金の、実際この変更によって影響を受ける方が約4%でございます。ですから全体から見て比較的少数なわけですので、滞納が増えるからという心配で、ほかの90何%に影響を及ぼすような体制は総合的に見て、しなきゃならないという理由にはならないと思います。ですから、6期で納期の変更することによって納税に十分対応できると思っております。そして納期を増やしましても年金の受給月が増えるわけではありませぬので、実質的に年金受給者の負担が軽減するとは考えられません。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私は反対をいたします。

6回の納期理由、これは変わらないです。改正するのであれば、やはり納期日の回数を増やす、これがあるべき姿ではないかと思えます。せっかくここまで条例を改正しようというのであれば、やっぱりこの回数を増やすということがやるべき、当局のやるべき仕事ではないかと思えます。そして個人の負担をよりよく払いやすいように軽くする、こういうこともぜひ検討していくべきものだと思いますので、納期日の回数が変わらないということで私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 賛成の立場で討論をいたします。

本改正の目的は、年金の受給支給月、ここで8月、9月に4つの支払いが生じてしまう、これを解消するために国保税を1カ月繰り下げて8月、9月の負担を少なくすると。まさに理にかなった改正だと判断をしております。よって、本案には賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第136号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第136号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第137号、八峰町峰浜野球場条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 次に、議案第137号、八峰町峰浜野球場条例の制定について、ご説明いたします。

八峰町峰浜野球場条例を別紙のとおり制定する。

平成21年12月16日

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございますが、能代山本広域野球場が能代山本広域市町村圏組合から無償譲渡されることに伴い、条例を制定するものでございます。

次のページをご覧願いたいと思います。

さきの12月11日の議会全員協議会においてこれまでの経緯と条例の概要を説明いたしましたので、逐条の解説は割愛したいと思います。

八峰町峰浜野球場条例ということで、基本的には従前の広域野球場の条文に準じております。

第2条、野球場の名称及び位置でございますが、名称は八峰町峰浜野球場とすると。位置でございますが、「八峰町峰浜田中字鳥矢場11番地の1」でございます。

次の第3条、管理運営につきましては八峰町教育委員会が所管するというところでございます。

飛びまして下の方の第9条、使用料の規定でございますが、これも先般の全協で説明したとおり基本的に広域の使用料の圏域内の料金に準じております。右の方の別表に記しております。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第137号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第137号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第137号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第138号、八峰町青少年研修施設条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 議案第138号、八峰町青少年研修施設条例を廃止する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町青少年研修施設条例（平成18年八峰町条例第89号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成21年12月16日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。施設の老朽化により管理運営が困難な状況となったため、廃止しようとするものでございます。

次のページをご覧願いたいと思います。

八峰町青少年研修施設条例を廃止する条例。

八峰町青少年研修施設条例（平成18年八峰町条例第89号）は、廃止する。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行するというものでございます。

これにつきましても先般の12月11日にこれまでの経過をご説明しております。この施設は旧八森時代、一番最初でございますが老人憩いの家としてスタートしたものでございますが、これまでの経緯から猿のボランティア追い上げ隊としても旧八森時代、利用してございましたけれども、隣接する青少年の家の新年度からの廃止に伴い、平行して同時に廃止するという経緯でございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第138号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第138号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第138号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第139号、能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） それでは、議案第139号、能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係市町協議の上、能代山本広域市町村圏組合規約の一部を別紙のとおり変更する。

平成21年12月16日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。総務省の広域行政圏施策の廃止に伴い、能代山本広域市町村圏組合規約に規定する能代山本ふるさと市町村圏計画及び能代山本ふるさと市町村圏基金に関わる条文を整理すると共に、能代山本広域市町村圏組合が事務委託している施設を受託先に譲渡すること等により、同組合の共同処理する事務を変更するため、能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更に関する関係市町との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次の別紙をご覧くださいと思います。

改正の内容でございますが、第3条第1号を「能代山本ふるさと市町村圏基金の運用益活用による圏域振興事業に関すること」に改めるものでございます。これは総務省の広域行政圏施策が廃止されたことに伴いまして、条文の整理をするというものでございます。

次に、第3条第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、第7号から第16号までを4号ずつ繰り上げるというものでございます。これは過去に実施いたしました広域都市診断に関する条文を削ると共に、広域圏組合で整備いたしました青少年の家及び琴丘藤里体育館、合わせて峰浜野球場を受託地に譲渡し、事務の委託を終了するため、条文の整理を行うというものでございます。

次に、第11条第2項第2号中、第16号を第12号に改めると。これは3条におきまして4号を削った関係から第16号を第12号に改めるという内容のものでございます。

次に、第12条から第14条までを削る。これは、ふるさと市町村圏基金に関する条文を削るというものでございます。基金造成のために旧市町村が支出いたしました出資金につきましては既に精算済みであるということで、この関係条文を整理するというものでございます。本来であれば、その当時整理すべきものであったということの説明を受けております。

それから施行ですが、この規約は知事の許可を受け、平成22年4月1日から施行するということでございます。

改正内容は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第139号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第139号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第139号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第140号、町道路線の認定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第140号、町道路線の認定について、ご説明いたします。

道路法第8条第2項の規定により、町道路線を認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

認定を求める路線でございますが、路線はカッチキ台5号線、起点は八峰町峰浜水沢字下カッチキ台41番地53、終点が同じく下カッチキ台55番地9となります。延長ですが201.5メートル、幅員につきましては6.0メートルから8.4メートルとなっております。

平成21年12月16日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、この下カッチキ台地区の住宅地に道路を新設するため、町道認定をしようとするものでございます。

当該用地につきましては、地権者5名の方々から無償で提供していただき、今般、水沢自治会並びに地域の住民の方々との協議の上、路線認定し、工事を行おうとするものでございます。

工事関係につきましては、年内に入札を行い、3月中の完成を目指すという方向でございます。

次のページの方に現場の写真を載せておりますが、松波団地、それから特別養護老人ホーム松波苑の国道側の方に位置しております。松波苑を起点とし、住宅内地を取り抜けた矢印の方向が終点地となります。このことによりまして地域住民の住環境が著しくよくなると思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第140号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 先ほどの町長の行政報告、今、課長の説明でもありましたけれども、地権者から無償譲渡されたという説明でありましたけれども、地権者は何名おられたのか。それから、ここの住宅ある部分ですね、ここは峰浜の業者さんが宅地分譲をされたところだと思うんですよ。ここはおそらく私道みたいな形になってたんじゃないかなと思うんですが、その部分、その道路部分も、現在あった道路部分も拡幅されるのかどうか、それについてご説明ください。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 地権者につきましては5名でございます。遠いところは、現在、横浜市に住んでいる方もございまして、その方との了解も取りましたのでご報告いたします。

それから、この道路用地につきましては公衆用道路という形で、分譲以外の道路につきましては。幅員がこの住宅のある部分については7メートル、それから、現在まだ更地になっている部分については5メートルというふうな形で道路が狭かったもので、片側の方に1メートル拡幅して6メートル確保、その部分についても用地関係については全部無償提供という形になっています。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今回この200メートルくらいの町道が追加になるわけで、これで町道の総延長、どのくらいになるのかももしわかったらお知らせください。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 手元にちょっと正確な資料がございません。この後、調べま



してご連絡したいと思います。

○議長（阿部栄悦君） よろしいですか。

○1番（松岡清悦君） はい。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） （マイクなし 聞き取り不能）。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 一部、松波苑側の方については宅地の幅といいますか、それがなかったもんですので、当初、既に住宅の建っているところと同じ7メートルを確保したかったわけですが、この部分について6メートルとなっております。あと、カーブ周辺、それからこの8.4メートルは住宅地側の入り口関係、ここのところちょっと矢印があるところ広がっていると思いますが、この部分が8.4メートルです。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第140号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第141号、損害賠償の和解についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第141号、損害賠償の和解について、ご説明いたします。

平成21年7月31日、八峰町八森字真瀬沢1番地内の林道春秋線において、町職員運転の町有自動車が路外へ転落し、町有自動車に同乗車の和解の相手方が腰椎、左下腿、両側前腕及び左膝を受傷した事故について、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつ

き、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

平成21年12月16日提出

八峰町長 加藤和夫

和解の内容であります。

(1) 本件事故に関する一切の損害賠償金は、金7万4,345円とする。

2として、上記損害賠償金を八峰町が加入する財団法人全国自治協会自動車共済により和解の相手方に支払う。

3として、和解の相手方は、八峰町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

2、和解の相手方であります。八峰町八森字中浜41番地7、渡辺明であります。

本件の事故により心身ともに被害を受けられた渡辺さんに対しては謝罪をしております。また、今後このような事故が起きないように交通安全に十分注意することとしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第141号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第141号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第142号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 議案第142号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第11号）について、ご説明申し上げます。

平成21年度八峰町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,381万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,301万円とするものであります。

説明に先立ちましてご了解願いたいと思っておりますが、実は予算の中で特に歳出のところでは人件費の関係で増減が出てまいります。これは先ほどの条例の改正にもありましたように、職員の給料、あるいは職員の諸手当の人勧に伴う減額、あるいは9月に若干の人事異動がございまして、それに伴う増減でございまして、この分につきましては随所に出てきますので省略させていただきたいと思っております。

なお、共済の負担金との関係は増額になってございますが、特に共済の長期負担金につきましては会計によりまして負担金の増額がなされてございます。これらについても省略させていただきたいと思っております。

それからもう1点でございまして、今回、12月の補正におきましては特に事業等につきましては実績が非常に出てきておりますので、そのための計数の整理等がございまして、実績に伴う減額が多いわけでございまして、詳しい内容についてはこれもまた主要な点につきましては説明しますけれども、ご了解願いたいと思っております。

それでは、8ページを開いていただきたいと思います。

2 歳入、14款国庫補助金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、補正額474万4,000円。節の1、社会福祉費負担金474万4,000円。自立支援給付負担金でございまして、これは重度障害者の支給費のですね報酬の改定による増額でございまして、国庫負担率が2分の1でございまして、14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金、補正額638万円の減額でございまして、2節児童福祉費補助金638万円。これは今回の国の政策によりまして執行の停止がされている子育て応援の特別手当の事務費の交付金と、同じく手当の交付金、締めて638万円減額されてございます。3目農林水産業費国庫補助金、補正額2,300万円。2節林業費補助金2,300万円。美しい森づくり基盤整備交付金、これは林道塙線の改良に伴うものでございまして、2分の1の補助でございまして、詳細な内容につきましては歳出で説明申し上げたいと思っております。

9ページ、15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金、補正額237万2,000円。1

節社会福祉費負担金、これは説明にありますように自立支援の給付の負担金でございますが、県の負担金4分の1の分でございます。15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金、補正額184万円。4節生活バス路線等維持費補助金184万円。説明のところの1の生活バス路線の維持費補助金、これは岩館線に係るものでございまして、秋北バスに納めるものでございます。6分の1の補助率でございます。2のマイタウンバス費補助金、大久保岱線でございますが、これは2分の1の補助金です。5目農林水産業費補助金、補正額9万6,000円。1節農業費補助金9万6,000円。中山間地域等の直接支払金の交付金でございますが、これは面積の増加に伴うものでございまして、国が2分の1、県が4分の1の補助でございます。8目消防費県補助金828万5,000円。1消防費補助金828万5,000円。秋田県防災情報通信設備整備事業交付金でございますが、これは100%、国からの補助でございますが、さきの全協でもご説明申し上げましたけれども全国の瞬時警報システムでございますが、これは国民保護等により災害、あるいは有事の際に情報の提供を住民にいち早く周知徹底させるためのシステム事業でございます。

10ページ、15款県支出金3項委託金2目衛生費委託金、補正額20万円。1節保健衛生費委託金20万円。女性の健康支援対策事業委託金でございますが、これは県内4市町村で実施の予定でございますが、委託費が100%、県から来る予定でございます。中高年女性の主体的な健康の増進を図るというふうなことでございまして、これも歳出の方でまたご説明申し上げたいと思います。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金、補正額16万円。1節利子及び配当金でございます。これは2の減債基金、あるいは観光基金、介護従事者等に関わる配当金ですが、預金利子の収入によるものでございます。

11ページ、21款町債1項町債1目総務費、補正額2,320万円の減額。2節の庁舎建設事業債でございますが、これは新庁舎の建設に伴う合併特例債の事後処理による精算によつての減額でございます。3目農林水産業費570万円。2節林業整備事業債570万円。これは県営の林道事業の負担金でございますが、過疎対策事業債の追加の分でございます。5目消防債300万円減額。2節防災行政用無線施設整備事業債300万円の減額ですが、これも消防防災無線の施設の合併特例債の事業完了による精算によつての減額でございます。

12ページ、3、歳出、1款議会費1項議会費1目議会費、職員手当、共済等につきましては先ほど申し上げましたように省略させていただきます。11目の需用費でございま

すが、これは支出科目の組み替えでございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額383万5,000円の減額。これは給料485万1,000円、職員手当110万3,000円、共済費等ございますが、先ほど申し上げましたように省略させていただきます。11需用費38万2,000円。消耗品につきましてはコピーとかコピー用紙等の関係でございます。修繕料につきましては例規集のシステムの修繕料でございます。12役務費の25万円。広告料につきましては日沼頼夫先生の看板等が先食いたということもありまして、広告料の追加でございます。手数料につきましては庁舎の雪囲い作業でございます。16原材料費40万円は、それに伴う用材の材料費でございます。3目財産管理費5万円の減額。旅費、需用費それぞれ精算見込みに伴っての減額でございます。5目財産管理費2万7,000円。いずれも割愛させていただきます。7企画費606万6,000円。これにつきましては、7の賃金、あるいは8の報償費につきましては予算の組み替えでございます。19負担金補助及び交付金606万6,000円は、これは生活バス路線に対する維持費の補助金でございます、赤字補てんのために秋北バス、あるいは秋北タクシー等に納入されるものでございます。8目電子計算費2,382万3,000円。11需用費、補正額はゼロでございます。消耗品、あるいは修繕料は組み替えでございます。10目自治振興費、補正額73万円。11需用費73万円。これにつきましては、需用費の73万円は消耗品のタイヤの交換、あるいは修繕料の町営バスの修理代でございます。

15ページ、11目交通安全費、補正額30万円。需用費の30万円につきましてはカーブミラーの修理でございます。13目庁舎建設費、補正額2,591万8,000円の減額です。これは8の報償費の22万円の減額につきましては、庁舎の式典等の実績に伴う減額と移転等に伴う報償費ということです。13の委託料の111万6,000円につきましては、同じく庁舎建設管理委託料の減額です。工事費につきましては1,796万3,000円につきましては、庁舎建設等々に伴う実績による減額でございます。18備品の656万9,000円の備品でございますが、この備品の減額につきまして金額が大きいわけでございますが、当初ですね備品につきましては、書庫あるいは書架につきまして購入の予定でございましたけれども、その後ですね、これまで使用された規定の書庫、書架を新庁舎で使うと、使用すると、こういうことになりまして、この分で減額ということになりました。

16ページ、2款総務費2項徴税费でございますが、これにつきましては人件費でございますので省略します。

17ページにつきましても省略させていただきます。

18ページ、3款民生費1項社会福祉費3目の障害福祉費の1,171万5,000円、これは20の扶助費の自立支援普及費でございます。1,171万5,000円の増額でございます。

以下、人件費でございますので18ページ、19ページを省略させていただきます。

19ページのところで13の委託料の52万5,000円がございますが、これは介護保険の高額の合算のシステム改修委託料52万円ですが、これがシステムの改修に伴う委託料でございます。

20ページ、1目の児童福祉費総務費の関係でございます。これにつきましては、歳入で申しあげましたように子育て支援の特別手当の支給が執行停止になりましたので、12役務費、13委託料、14使用料につきましては、そのための減額でございます。15工事請負費31万8,000円につきましては風除室の設置工事の減額ですが、水沢小学校の放課後児童クラブの風除室の工事費ですが、実績に伴う減額でございます。18備品購入費14万5,000円、地上デジタルテレビ3台の減額ですが、これは八小、埴小、八森生活改善センターのテレビの購入実績でございます。19負担金補助及び交付金540万円、子育て応援支援特別手当、先ほど申しあげましたように執行停止に伴うものでございます。2目子ども園費246万3,000円の減額ですが、15工事請負費246万3,000円ですが、観海子ども園の未満児のエアコンの設置工事、あるいは沢目子ども園の園舎の塗装、子ども園の堰堤のフェンス工事、これは観海子ども園と岩館子ども園の2カ所分でございます。保育室の床張り替え工事、観海子ども園、いずれも実績に伴う減額でございます。

21ページの同じく保育室の床張り替え、八森子ども園ですが、これも実績に伴うものでございます。

以下、職員手当、割愛させていただきます。

22ページ、共済費19万5,000円。これも割愛させていただきます。19負担金補助及び交付金55万円。これは先ほど報告にもありましたように能代市の発熱の外来センターの設置の負担金でございます。負担の割合につきましては人口割に20%、利用割につきましては80%、こういうふうなあれでございます。2目予防費20万1,000円。8の報償費、11の需用費、12役務費、14の使用料、それぞれですね歳入で申しあげましたように中高年女性を対象とした健康の教育、あるいは健康相談を計画する、女性の健康支援事業費の関係でございます。3目環境衛生費16万3,000円の減額。18備品購入費、これは16万3,000円につきましては軽自動車の購入に伴う実績の不用額でございます。

23ページ、4款衛生費2項清掃費1目清掃費、補正額184万8,000円の減額ですが、11

の需用費、これにつきましては、ごみの袋のですね印刷費の入札によって実績でございますが、不用額でございます。

以下、人件費でございますので省略します。

24ページ、農業総務費、備品購入費の32万5,000円ですが、これはおらほの館の軽トラックの購入に伴う不用額でございます。なお、備品につきましては、町の紹介コーナー用のテーブル、あるいは椅子等の購入でございます。3目農業振興費7,000円の減。備品の24万1,000円の菜種油等の関係ですが、実績に伴う減額です。19負担金補助及び交付金23万4,000円。これは先ほど歳入でも申し上げましたように、中山間地域の直接支払交付金の面積が増になった分でございます。

以下、人件費は省略します。

26ページの3目林道整備費2,694万2,000円。これは埴林道の整備に関わるものでございまして、国のですね経済危機対策の臨時交付金と、それから美しい森づくりを抱き合わせした工事でございますが、これに伴う埴林道の路盤工の改良と舗装工事でございます。延長が2,700メートルでございます。それらに伴う職員手当、あるいは賃金、旅費、需用費、役務費、使用料、工事請負費、こういうふうになってございます。

27ページの19負担金補助及び交付金、これは575万円。県営の林道の事業費に関わる負担金でございますが、北水沢線につきましては既に工事が完了しまして減額になってございます。

以下、人件費は省略します。

28ページ、2商工振興費21万7,000円。9の旅費の5万円につきましては、秋田の食彩のまるごと商談会がございまして、これに伴う職員の旅費でございます。19負担金補助及び交付金につきましては、これに伴う出店の負担金でございます。6ポンポコ山公園管理費でございますが、これにつきましては既にですねバンガローの電話は取り外しておりますけれども、1カ所のみ警備のために残ってございます。予算の組み替えでございます。

以下、29ページは人件費でございますので省略します。

30ページ、15工事請負費100万円。これは町道の舗装工事でございますが、これは水道工事に伴ってですね町道の外林線、100メートルでございますが、これを工事する予定でございます。

31ページ、8款土木費3項河川費2目河川維持費、補正額248万6,000円。これにつき

ましては、11の需用費2万6,000円、12役務費126万円、事業の使用料及び賃借料でございますが、八森地域でございますが、上ノ川、あるいは磯村川、杉野沢川、岩館塚の台ですね、これらに伴う残土の処理、あるいは重機の借り上げ等でございます。

8款土木費4項下水道費1目下水道費352万8,000円の減額ですが、これは繰出金の減額でございます。下水道工事です。

32ページは省略します。

33ページ、9款消防費1項消防費2の非常備消防費37万8,000円ですが、これは需用費37万8,000円、消耗品ですが、新入団員の制服ですね、これは5人分ですね、今回新しく購入したいということでございます。3目の消防施設費の関係でございますが、これにつきましても、需用費34万円につきましても分団の冬用のスタッドレスタイヤの購入費、あるいは消防の貯水槽機械器具の置き場ですね小破修理の修繕料等でございます。手数料につきましても、消防ホースの格納箱の運搬処理等でございます。災害対策費728万5,000円、15工事請負費728万5,000円ですが、これは先ほど歳入で申し上げましたように全国のですね瞬時警報システムの工事費でございます。これにつきましても昨日の魁新聞の一面にもこのシステムについては大きく取り上げてございました。全協の中で説明したとおりでございますので省略させていただきます。

34ページ、5目防災無線施設費、補正額307万4,000円の減額ですが、これは工事請負費で防災行政無線のシステムですね移設工事等の関係、デジタル受信機の設置工事の工事費の完了に伴う実績でございます。

以下、10款の教育費につきましても教育委員会の方からの説明があります。

次にですね、ページの41ページの13款を開いていただきたいと思っております。41ページ、13款諸支出金3項基金費1目財政調整基金費2,533万1,000円。これは25の積立金でございますが、財調の調整基金でございます。2目減債基金費10万円。利子の収入でございます。観光基金費につきましても利子収入でございます。11目の介護従事者の処遇改善臨時特例基金ですが、これも利子の分でございます。

なお、繰越金の関係でございますが、現在、繰越金の財源として留保しているのは7,545万6,000円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 次に、教育関係予算について説明を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは、教育委員会関係の説明をさせていただきます。



昨日からちょっと風邪気味で声がちょっとがらがらしていますけれども、よろしくお願いたします。

それでは35ページをお願いいたします。10款教育費2項小学校費の2目の水沢小学校費9万8,000円の補正でございますが、日々雇用者として水沢小学校に1名のサポートを配置しておりますが、同学年に支援の対象児童が転校等を含めて同じクラスに4名となりましたので、1名ではちょっと支援が困難のために3学期から午前中3時間のパートの補助員を配置させていただくための補正を計上させていただきました。

続いて36ページでございます。埴川小学校費のマイナス317万9,000円の減額でございますが、小学校グラウンドフェンスの改修工事の実績に伴う減額でございます。八森小学校費151万6,000円の減額でございますが、7節の賃金につきましては水泳監視補助員として当初予算では八森地区の3小学校にありますプールを3つ使う予定でありましたけれども、統合したことによりましてプールを1カ所に、八森小学校にしたことによりまして1カ所で3名分のアルバイトで実施しましたので、その減額でございます。8の報償費と11の需用費につきましては組み替えでございます。これは文科省の補助で行っております事業であります。当初は講師の謝礼として計算いたしましたけれども、電子黒板等を導入させていただいた関係でソフトを購入して各小学校持ち回りで利用した方が効果的だということで組み替えさせていただきました。また、スクールバスの運行業務委託料、8の委託料でございますが、年度途中でスクールバスを1台減額したことによりまして、当初契約行為でありましたけれども交渉した結果、減額をさせていただいたもので118万6,000円の減額でございます。6目の旧八森小学校管理費と7目の岩館小学校管理費につきましては、両方とも耐震診断の業務委託で実績に伴う減額でございます。

次に、37ページでございます。峰浜中学校費でございますが、これも峰浜中学校の暗幕の設置工事でございます。実績に伴う減額でございます。

次に、10款教育費4項社会教育総務費の183万1,000円の減額でございますが、人件費を除きまして8目、11目、それから12目であります。先ほど町長の行政報告でもありましたように放課後子ども教室を11月から体制を整えて体験センターを利用して現在やるということできておりまして、それなりの経費、報償費、食糧費、その他の保険料につきましては体験センターの会場の借り上げ料として同額を計上させていただいたものでございます。次に、4目の青少年の家管理費につきましては、廃止をさせていただき

ましたことに伴いまして、当初計上しておりました修繕費等について減額をさせていただいたものでございます。次に、5目の峰浜文化交流施設管理費、峰栄館でございますが、昭和60年7月に完成以来、もう24年も経過しているところでございます。内装も時と共にいろいろ色あせてクロスがはげてまいりました。改修が必要でありますけれども、今回は大会議室のクロスの張り替えと1階の相談室のカーペットの張り替えとして46万7,000円を計上させていただいたものでございます。

次に、39ページのあきた白神体験センターの管理費でございます。人件費は別にして8目の報償費につきましては、これから冬の間の自主事業の講師の謝金として5万円を計上させていただきました。また、役務費の手数料3万円でございますが、新規開拓しようということで、じゃらんシステムをインターネットで研修等に興味ある方を集客しようということで、利用された方だけに手数料を払うということで3万円を計上させていただいたものであります。また、13目の委託料の8万円につきましては、窓の清掃、また、消防の業務委託料の実績に伴う減額でございます。

次に、40ページの10款教育費、保健体育費でございます。4目の体育施設管理費でございますが……その前に2目の学校共同調理場運営費でございます。修繕料として33万6,000円を計上させていただきました。これにつきましては、厨房の水洗レバーとトイレの水洗レバーを肘で動かすものに取り替えたいということで、衛生管理の部分も含めて修繕料として計上させていただいたものでございます。33万6,000円であります。次に、4目の体育施設管理費につきましては、需用費として修繕料10万円を計上させていただきました。芝刈り機の修繕料でございます。また、12節の役務費、また、13節の委託料につきましては、当初予算で計上させていただきましたけれども、緊急雇用で採用し対応したための不用額でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。午後1時より再開したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

午前 11時56分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第142号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君）　まず職員の人事院勧告に伴って職員の減額、給与の減額が臨時議会の中では900万円程度、職員が900万円程度の減額かと言われたんですが、これを見ると1,600万円、職員一般職だけで1,600万円あるわけですけれども、この1,600万円に対して減額されたことについて何か特別に福利厚生費に何か考えてみるとか、またですね、全然関係ないんですがインフルエンザの予防しなくてはいけないんですが、職員が1人かかってしまった、家族が22人かかったようですけれども、この家族がインフルエンザにかかった場合の職員の休業状態がどういうふうになっているのか。介護、病休、子供がかかった場合、病休の介護とかそういうのが、新型インフルエンザの場合は子供がかかった場合、職場の方に特別なお願いをしてなるべく子供たちに広がらないように、そういう働きかけも必要でないかということちょっと発言しましたけれども、例えば八峰町の場合、職員が、子供がインフルエンザにかかった場合、特別な措置を取ったのかどうなのか、その点について関連して伺いたいと思います。

それとですね、何点かあるんですけれども、20ページで子ども園費が減額になってますけれども、今、子ども園というのが保育所の場合、大変話題になってます。最低設置基準が昭和23年に設置基準が決められたにもかかわらず、これをまた緩和しなくてはいけないとか、定員数を、子供の定員を増やすとかいろいろ言われてますけれども、町長の所信の中に今後3園の子ども園のあれが関わるようですけれども、その点についてどのようなイメージを持っておられるのか、町長の統合された保育園の民間は私は反対ですけれども、公営としてどういうふうな保育園の展望を持っておられるのか、その点について聞きたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君）　答弁を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君）　まず最初の前段の方のお話しですけれども、今回の新型インフルエンザの関係の家族の対応ですけれども、今回、町の方としては家族については休暇を、本人が取る場合は有給休暇と。ただし子供さんが、町の特別休暇の中に規定がありまして、小学生までだと思いますけれども、これについては特別休暇で決められた期間、確か5日間であったと思いますけれども、そういう適用をやっております。

○議長（阿部栄悦君）　次に、子ども園について、加藤町長。

○町長（加藤和夫君）　子ども園の関係ですけれども、先ほど行政報告の中では昨年の10

月に庁内の検討委員会を立ち上げながら一定程度の結論は出したという話をしました。明日ですね一般質問の中で子ども園のあり方についても出されている経過もありますので簡単に申し上げますけれども、今現在ですね、今後はこういう方向で3園一緒にどこへどういうふうな形でと、そこまではまだ固まっていません。いずれ統合しなきゃならないでしょうという方向性だけは今確認をしています。

それから、特に岩館子ども園の場合は人数もかなり少なくなっていて、岩館子ども園に限ってのアンケート調査も実施した結果もございますけれども、できれば地域のいろいろ感情もございますので、もう少し深く検討する余地もありますので、今直ちにですね、こういうふうな状態でという青写真も私も示すような段階ではありませんので、この後もう少し庁内検討委員会の話を整理をし、あるいは新年度にですね、もっと幅広く地域の方々や保護者の方々の意見も聞きながら総合的に判断をしたいというふうに思っています。

○議長（阿部栄悦君） 14番さん、あなたの質問にまだあったんですか。よく、こう続いて流れていくから、どれを聞いたのかわからないところありますので。14番。

○14番（見上政子君） 私は町長の考え方の中に公営か民営かということで、ここが一番大事なところでないかなと思ったんですけれども、まだ青写真を示す状況ではないというふうなことを言われましたので、この青写真の中にぜひ公営として保育園をつくっていききたいということを述べておきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） たくさんちょっとあるんですけれども、まず先に2つばかり質問しておきたいと思います。

一番初めに14ページの、これは副町長にちょっとお伺いしたいんですけれども、生活バス路線についてお伺いします。

この間、全協でいろいろと企画財政課長から説明を受け、資料ももらいました。それで内容はわかるんですけども、まずこの間、私、副町長に聞いたときに、あなたが座長で検討委員会を立ち上げてやったんですけども、それが遊佐町に行って10月の結果としてこういう具合に出てきました。それで、あれ1回だけで終わったのかという質問したんですけれども、確か私の記憶ではあまりいい返事がなかったんじゃないかなと思うので、もう一度聞かせてもらいます。

たったあのときに一度だけの視察、また検討会を開いてこういう場合の導入は難しい、

バス路線の廃止とこういうことは、デマンドタクシーの導入は難しいということを経験してきておりましたが、今後、あの検討委員会は解散してあるのか、それともまだ継続してあるのか。もしくは解散してなかったら、今後どのような方向で検討していくのか、それをお聞かせください。

それから同じページで自治振興費の中ですね、これに関連してお伺いしますが、この入札制度についてお伺いします。

今回、内荒巻のコミュニティセンターが入札されました。以前にも私が質問して横間、立石の入札についてお伺いしたところ、今まで見たことないような入札制度、点数制度がございました。あのときに課長が木村学課長でございましたときには、点数制度をやっていくのかという質問をしたときに、ちょっとこれからはやらないような話をしたけれども、町長はこんないいことであればやりますということで導入を決めたわけなのに、なぜまたああいう点数制度は取らないのか。今回の同じコミュニティセンターでありながらこの点数制度は取らなかったのかということをお聞かせしてください。

それからもう1点だけ聞きますが、15ページの先ほど副町長が説明がございましたが、この新庁舎備品のことは結局、前のを使ったから不必要だということでした。けれども初めから使えるか使えないかということはわかると思いますので、このぐらいの650万円いくらの金を不用額にするということは、またおかしい話だし、また先ほど工事請負のときにブラインド設置工事の中で538万7,000円、この説明は何もなされてなかったようですが、もしくはブラインドを入れた場合にこのぐらいの差額が出るようなブラインドであればあんまりよくないのかなと。なぜこんなに差額が出たのかなということをお知らせ願いたいと思います。

まだいっぱいありますが、この辺でまずひとつ。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） 後から町長も申し上げるかもしれませんが、私の方から申し上げたいと思います。

検討委員会というのは、具体的な検討委員会というのはございません。それで遊佐町の視察だとか、それからアドバイザー事業だとかそういったものをずっと続けてきて、庁内で担当課を主体としながら副町長を交えながら検討してきたということでありまして。その結果として、デマンドについてはやらないというよりも、法的な関連から考えるとやれないといった方向づけで私どもまず結論的に出させていただいたということでござ

います。ということでもありますので、検討委員会があるのかないのか、この後、継続するのかというご質問でありましたけれども、いずれ今後、交通体系、公共交通の体系もいろいろと変わる可能性もあります。そういったことから検討、そういったものはずっと続けていかなければならないと考えております。

○議長（阿部栄悦君） 次に、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 入札制度の関係なんですけども、総合評価落札方式については試行的に実施をしていました。たまたま前回はこの2件についてやりましたけども、今年度もですね、これ総合評価制度、試行的にやりたいという意向は持ってるんですけども、ただこれやる場合、結構、事前の準備なり時間もかかる状況がございますので、期間的に今回の内荒巻はちょっと無理というふうなことでございまして、必ずしもコミュニティセンターだけが総合評価方式でやるんでなくて、いろんな工事の中でピックアップしながらそれなりにやれる要素があれば試行的にやっていると、こういうことで、たまたま今回の場合はそういう方向になかったということだけの話でございますので、全面的にこれを取り入れて前回これでやるというふうな方向に今固まっているわけではございません。

それから公共交通の関係については、今、企画課長も言いましたけども、この間の全協でいろんな角度からまた問題提起された経過もございますので、もう少し内部でですね全体的な町民の意向、現状とかですね分析をしながら、前回は石塚さんからバス路線は廃止してもという話なども、大胆な話もありましたけども、果たして町民がどういうふうな、そこまで望んでいるのかどうかもですね、わからないわけで、もう少し意向なり、あるいはまた行政協力員会議の場でいろいろいろんな意見を聞くとかですね、そういうものを積み重ねながら我々としても関心を持ってこの後もまたいかなきゃならない課題だというふうに思っています。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 総務課の方からは庁舎備品のブラインド工事等、それから備品工事に関して説明いたします。

まず備品関係でしたけれども、これは当初予定の中でですね県からいただいたもの、あるいは規格品を安いものに入れたものでかなり落ちております。もう一つは、工事費の中のブラインド等の設置工事ですが、当初予算700万円計上しました。ただ、工事やっている中でブラインドと、これは網戸をですね工事から外して一本にしてやろうと

いうことでしたけれども、工事の段階でいろいろ話しして網戸については工事の方に入れるということで、ブラインドの設置、カーテンの設置だけはやったところ160万円ほどで終わったということで、そういうことでございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 私は先ほど副町長にお伺いしたのは、副町長が答弁してくれるかなと思ったんですけれども、そうすれば検討委員会というのはなかったというけども、実際にしたら一般の人も行ったでしょう、遊佐町に。行かなかったですか。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 私から答弁したいと思いますが、実はですね、町の公共交通検討会議ですか、対策会議、これはあったんです。そのメンバーというのは当然私も入っておったし、いろいろバスの会社だとか、それから関係の運輸省の関係とかいろんな人方が入って町全体の公共交通についての検討をすると、こういうことございました。

○3番（石塚正一君） わかりました。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 先ほど課長はね、役場の人たちと話し合いして決めたんだという答弁であった。けど今、副町長はね、いろんな人が入ってると言ったでしょう。それをなぜこっち、わかんなかったわけでしょう、課長はね、そのことをね。したら、さっきそのことと言えばよかったんだもの。ただ役場の関係者だけでね話し合いしたと。私は前からこれはわかってた。だれがだれ、どこに行ったかということはわかってますから、それで聞いてるんだけども、それがはっきりしないだけで、公表してもらいたいなと思ってあったんですけども。だからそういう面ははっきりと、別に隠すこともないんだから、はっきりとこうこうやった結果、この人たちも入れていろいろ話し合いした結果こうだってしゃべればいいのに、わざわざ回りくどくしゃべったってどうしようもならない。

それからね、先ほど町長、これは導入に当たっては準備期間が大変だと、こう答弁いたしました。ところが私あのとき聞いたときには、一番初め導入したときには準備体制がなくて、そして私はあのときに工務店の人とかみんな集めてちゃんと30何項目ある中をこうこう説明したり、いろんな体制を取ってやってくださいよということで後からやったはずでしょう、これは。きちんと集めてまた説明会を開いた。そして導入する。

その前に町長は私聞いたときに、これはね、いいことだからやりますということをはっきりと言ったんですよ、あのときに。そしてちゃんとそれを順番ふいて工務店の人を集めて説明したにもかかわらず、これはやらないなということは私は不思議ではしかなかった。ただこれを聞いてるだけです。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ちょっとそこら辺が言い違いがあると思いますけれども、今後以降について総合評価方式で全部やるんだと、こういう答弁は私1回もしていません。あくまでも総合落札評価方式というのはまだ試行の段階で、その事業を見ながらそういうものを取り上げていきますと。ただし、業者に対してはそれがどういうものかという説明をしないとわからないので、説明会を開きながらやりました。それからまた、新年度、低価格入札制度についても導入しましたけれども、こういった制度についても必ず業者の人方に説明会を開いて、その内容を理解してもらった上に立って実施をしているというふうな状況ですから、おしなべて全部、総合落札評価方式でいくというふうな方向は取っていませんので、やっぱりいろんな積み重ねですから、そういう事業でやれるものを取り入れながらそういうものを積み重ねていって、その中で判断をしていきたいというふうに思っています。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） さっき副町長ね、その話はしたんだけど、これ私が聞いてるのは、そのいろんな今まで携わってきたバス路線についての話し合いしたことが、もうそれでやめたのかということを知ったわけですね。今後またやっていくのかどうかということ、その人たちで。まずそれ一つと、多分、議事録開けば町長は、私は全てのものに点数制度を使えってあのときは言った覚えはないと思います。もしくは間違えば後から私も謝ります。けどもあのとき聞いたのでは、このC級クラスのこれでは行けますかということにしたらば、行けますという答弁はなさったはずだと。だから私はあのときに、いいことであるのになぜやらないのかということを知ったんですよ、前の学さんに。そうしたらば学さんは、やらないと。いいことにのに、町長がいいことだって言うのになぜやらないのかと言ったら、町長はこれからやっていきますという答弁だったから私はちょっとこうおかしいなと思って聞いたんです。

○議長（阿部栄悦君） 最初に、公共交通ですか。答弁願います。

○副町長（佐々木正憲君） 答弁したいと思います。



公共交通会議についてはですね、いまだまだ継続されておりました、一応年度末の3月いっぱいまでには日程のひとつのこの会議の結論といいますか、方向をひとつ出したいと思っております。日程等につきましては、この後のことはまだ決まっておりますけれども、21年度……いや……。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午後 1時20分 休 憩

午後 1時32分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて本会議を行います。

ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） またバスのことを聞きますが、ちょっと視点変えます。

副町長の説明の中で、歳入のところで生活バスは岩館線、マイタウンバスは大久保線という説明がありました。おそらく町内には石川線、何路線あるか私もちゃんとわかってないんですが、町内に何路線あるのか。それから、その路線によって補助金だとか、今回補正だわけですから何かのデータをもとに町の助成、あるいはそれに対する県から補助金があると思うんですね。そういうことをある程度詳しく資料をもらえれば、おそらくこの後、この生活路線、バスの運行もいろんな意味で私方も検討課題になってくるんだと思います。もう少し詳しくそうしたいいわゆる交通、人々の利便性を図るための手段のバスですので、どのくらいの割合で、町で持ち出しているのか、そういうことを知るためには路線ごとのそうした、当然、この間話した何ですか乗車率ですか、乗車人数だとかそういうことも出てくるんだと思いますので、過去のデータでいいですので、その辺の資料をできたら、出せるんだしたら出してほしいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁、米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

バス路線ですが、岩館線、これが生活バス路線ということになっております。それからマイタウンバス、こちらは大久保岱線でございます。町内にはバス路線、この2つでございます。石川線というのは廃止されまして、それとの統合といいますか、そういう形で今、大久保岱線が石川から大久保岱を經由しながら役場へ来てまた能代へ行くというふうな形で運行されております。

それで岩館線の状況でございますが、年間の利用者が2万375人ということで、こ

これは走行区間が能代バスステーションから岩館という間でございますので、これが全て八峰町の関連の人方だけということではなくて、能代市ほかその他ご利用される方の総数だということです。

それからですね乗車密度でございますが、21年度は2.5人と。昨年度は3.1人ということで若干下がっています。これは、その年度で上下がありまして、その前の年は3人を超えてあったということでございます。

それから補助金の関係なんです、20年度ではですね県の持ち出しの方が8分の3、町も8分の3ということで同等であったんですが、この乗車密度3人を下回りますと県の方の補助率が下がるわけです。それで町の補助率が上がるということになりまして、今回は県の方が59万6,000円、町が298万1,000円ということで、昨年の170万6,000円よりは増えているという状況でございます。これはあくまで経費から収入を差し引いた、いわゆる経常欠損額、赤字額ですね、これに対して県と町と、それから事業者、事業者みずからも出すことになっています。そういう形で負担し合うというような内容になっています。

それからもう一つの方の大久保岱線でございます。こちらの方は、運行事業者が秋北バスではなくて秋北タクシーでございます。こちらの方は、それこそ運送事業者、秋北バスが運行を取り止めたということで、その代替措置としてこの秋北タクシーの方へお願いしているという内容でございます。こちらの方はですね利用者の方が7,289人ということになっています。ルート上、これも同じでございます、能代市と八峰町、これ2つ掛け持ちで走るということでございます。ここで非常にこの路線を必要としているのが竹生小学校、要するに小土だとか比八田、このあたりのスクールバスの役割も果たしてまして、そういう意味でも八峰町の関連だけでなく能代市の関連についても非常に重要路線となっているということでございます。

それで補助率の方なんです、こちらの方は県と町が2分の1ずつということで、大体、今年の場合は昨年度よりも全体で補助金の方が25万1,000円ほど少なくなっているという状況でございます。こちら補助対象となる経費につきましては経常欠損額、赤字額を、これは県と町でやりまして事業者負担はないということでございます。

概略的にはこんな感じでございます。

○議長（阿部栄悦君） 松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 大体わかりましたが、私、本当聞きたかったのは、当然、能代市

を經由してくるわけですね。だから例えば岩館線だから八峰町だけで負担しているのか、それともおそらく乗車人数の半分くらいは能代市民が利用してるんでないかな、今、竹生の話も出ました。そういう意味で能代市がこの負担をしているのかどうか、その辺を私はちょっと聞きたかった。その辺をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） 今のご質問にお答えいたします。

こちらの方はですね、能代市と八峰町の負担割合ということですが、こちらの乗車人数で解決するということは、というやり方にはなっていません。運行距離数、八森の区域どのくらい走るか、能代市の走行距離はどのくらいあるか、その割合でいっておりました、八峰町の場合、岩館線の場合ですと66.6が八峰町、残り33.何ぼですか、これが能代市ということになります。同じような考え方で大久保岱線も負担割合が決められます。ちなみにこの補助金の一般財源分ですね、こちらの方は特別交付税に置いて8割程度が補てんされているということになります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問ありませんか。

休憩いたします。

午後 1時40分 休 憩

.....  
午後 1時41分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 教育長にちょっとお伺いしたいんですけども、36ページの耐震委託が減額になったということに関連してですね、私何度も質問してるんですけども観海小学校の通学路の陸橋なんですけれども、耐震に予算を組んで行われるということですが、もうぼろぼろになってですね、下手すれば欠片が線路に落ちていく可能性もあるんでないかと思うんですが、これはJRから何か指摘とかはなかったものでしょうか。それから、これからの展望についてお伺いいたします。

それとですね、今日の説明で初めて聞いたんですけども、放課後こども教室を体験センターで行うということですが、具体的に送り迎えとか、それからどういうふうに、今まではボランティアがいろいろ携わって勉強見たり読み聞かせをしたり、いろんなボランティアが入ってたんですけども、どのように行うつもりなのかちょっとお聞かせ

願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

前段の陸橋につきましては、たびたびご質問いただいておりますが、あそこは町道でありますので、この件につきましては建設課長の方から答えてまいります。

私の方からは放課後こども教室についてであります。合併統合前までは八森地区は3地区で実施しておりました。場所は3カ所で行っておりましたが、統合によりまして通学形態が変わりましたので、これまで、11月までは暗中模索の状況でなかなかできなかったわけでありまして、国・県の補助ということでもありますのでやらなければならないことでもありますので、いろいろ検討いたしまして、体験センターの会場を利用して体験センターのバスを使って送り迎えすると、そういうことであればどうかということで県の方にも確かめましたところ、それで結構だということでもありますので、それでは体験センターの会場を使って体験センターのバスを使って、また、体験センターで持っているノウハウを使ってこれからやっていくということで進めておまして、峰浜は峰浜でまた別にやっておりますけれども、1カ月に1回だけは峰浜地域の子供たちもバスで送り迎えするということが現在試行的にやっておりますが、大変好評であります。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 町道観海観小線の通学路の中の橋梁として跨線橋になっております部分についてご説明いたします。

今現在、橋梁点検ということで予算をつけていただきまして橋梁の強度調査を行っております。この結果をもとにですね、不備な橋梁に関しては長寿命化計画というものを立てまして、それで改修計画、補助事業ベースで改修できるという形になっております。

J Rの方においては、この観小線のほかに岩館小学校に通ずる跨線橋もあるわけで、岩館小学校の跨線橋もかなり老朽化して傷んでおります。両路線については、この計画、診断結果をもとに計画を立てましてJ R等との協議を経て改修というふうな手順でまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） それでは私から1点だけ、時間も大分経過しておりますので簡

単でいいですからお願いします。

18ページの民生費であります。この中に障害福祉費の自立支援給付費ということで一千百何がしの金額が上がっております。先ほど副町長の説明では、これは何となく流してしまったというふうな感じで聞いてますけれども、補正でこのくらい上がっているということは何らかの説明があってもいいんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それではこの扶助費、自立支援、いわゆる障害者の自立支援給付費1,171万5,000円補正しています。これについてご説明申し上げますと、平成21年から障害者福祉サービスに対してですね国の方で良好な人材確保、それからサービスの質の向上、それから事業者経営基盤の安定等を図る方針が示されております。それで国では平均して5.1%のアップの報酬改定ということを説明あったんですが、具体的にアップ率等示されたのが3月の12日のいわゆる新年度予算に間に合わない段階でありました。それで当初予算では計上してなかったわけです。今回、この報酬改定の分プラスですね、今までの支払い実績、それから今後の見込みを推計しながら、このくらいの金額を補正させていただいたということです。

それでちょっと補足になりますけれども、実は1,171万5,000円、基本的には国が2分の1、県が4分の1、そして町が4分の1という補助割合にはなっているんですけども、基準以内というような感じもありまして必ずしもぱっちり2分の1、4分の1が来ているわけではありません。若干下回ってしている内容のものです。

以上、終わります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 36ページの耐震診断のあれですけども、私の記憶が間違っていれば何だおまえそういうのは説明したじゃないかというんであれば申しわけなく思っておりますが、診断業務委託ということで結果発表されて、我々に説明してあったかな、どうだったかなということがまだ私の記憶が曖昧で、説明したといえどもあとはいらぬんですけれども、そこら辺ひとつと、それから暗幕ですね、それ結局、このぐらゐの差額が出るということはあまりいいものを使わなかった、あまり何かこういうのを質問するのは私嫌なんですけども、粗探してというのがどうも私の性格には合わないんですけども、何かあれなんですけどもね、どうもこうあんまり差額が多すぎるんじゃないかなと。だ

からせつかくいいものを使おうとやったのが、ああこれでいいんだという、そこでお互い了承したのかどうか。

それと、あと先ほど聞けばよかったんですけども、青少年の家の管理についてですけども、先ほど研修費、施設のことで廃止になったということで聞けばよかったんですけども、青少年の家というのは今まで、もうあれは八峰町、八森の時代に、八森にもう帰ってくるんだと、だからもう帰ってきた、帰ってくる場合にいつ解体するかということを考えておこなくちやいけないんじゃないかということは私も前は何度か言ったはずなんですけども、隣にある研究施設ももう非常にもう、ちょっと嵐が吹けば物が飛んでいくような危険な状況にありますし、いつ、その両方あわせて今後その解体の方向でいくのか、それともしばらくの間、あのまましていくのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 最初に耐震に関しての答弁、辻学校教育課長。

○学校教育課長（辻 正英君） ただいまのご質問にお答えします。

最初に耐震化の結果についてなんですけども、これは旧八森小、岩館小の耐震化でありますけども、これにつきましてはまだ調査中でありまして、結果はまだ出ておりません。というのは、先に耐震化やったのは峰浜中学校の方の耐震化でありまして、これにつきましては皆様方の方に報告したと思ってあったんですけども、一応まずこの場をお借りして再度お話ししたいと思いますんですけども、峰浜中学校の方の耐震化については、校舎の方は大丈夫でした。ただし体育館の方が、補強が必要だということで報告がござっております。その補強につきましても軽易な補強でいいよということで、プレス工法をやればオーケーですということでもありますので、これにつきましては来年度の方に計画したいということで県の方と協議をしております。したがって旧八森小と岩館小につきましては、その後について発注しておりますので、現在調査中でありまして、そして耐震診断判定委員会の方が大変混んでまして1月か2月の判定会にかからなければ結果が出ないということで伺っております。ということで、まだ報告してないということでもあります。

それから第2点目の峰中の暗幕工事の差額、まず悪い材質使って差額が多額になったんじゃないかということでもありますけども、これにつきましては材質そのものは前の黒暗幕より良いものを使っております。というのは、やっぱりかなり前に設置した暗幕であって老朽化しまして劣化しましてちょっと使用が難しい状態でありましたので、現在

のやっぱり暗幕はかなり品質が向上しておりますので良くなっております。ただですね……体育館の窓の側に全部の暗幕です。一応それで、当初は2階の部分もありましたので計画組む段階では足場も必要じゃないかということで、それをちょっと計上させていただいての計画予算を取ってあったわけなんですけども、実際、業者の方とまず話しした段階では足場はいらなくて踊り場利用で大丈夫だということから、安い金額となってこのような差額となりましたので、よろしく願いいたします。

あとの青少年の家の方につきましては生涯学習課の方から回答します。

○議長（阿部栄悦君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） それでは3点目の青少年の家の、具体的には22年度以降の管理の方向性についてということだと思います。

もう既に議会で承認されましたけれども、これまで9月議会で青少年の設置条例、それから事務委託につきましては先般の9月条例で可決された。この施設は当然広域圏の条例でございますので、本件が広域圏ということなのでこれまで3町に体育館とか、八峰町の場合、青少年の家もあるということで足並みを揃えながら条例整備と事務手続をこれまで進めてきたと、こういう経緯があります。一応この条例整備につきましては3月議会で3町足並みをそろえて整備されるように伺っております。22年の4月1日以降につきましては八峰町に無償で譲渡されるということでございますので、来年度からは文字どおり八峰町の所有になるわけでございますが、現在、まだ旧来の備品等には若干施設内にありますので、これらの中のものも備品等につきましてきれいに整理する必要がありますので、それにつきましても若干の期間が必要かと考えますので、それらが整備した後ですね、その後につきましてもまだ若干のいつということは今ちょっとお答えできませんが、今後の早い時期に解体して更地の方向でということになるかと思いません。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 前段の結果の方がなかったんですけども、いずれ解体の方向でいきたいとは思っていますけども、まず、うちの方のものになるのが来年の4月以降ですから当然それ以降になるわけですけども、青少年の家だけでなく、今、遊休の施設の中で解体しなきゃならないものもありますので、そこら辺もにらみ合わせて、当然、今のままですと一般財源だけでやることになりますので、何かまだいろんな状況の中で

すね、それ以外のものでも活用できるものがあればそういった形のものも利活用しながらやればいいんじゃないかなと思っていますけれども、いずれ来年の夏なら夏にやるという、今まだそこまでは結論づけていませんけれども、早期に解体の方向で頑張りたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） （マイクなし 聞き取り不能）

それと同じようにですね、電子計算費の方も消耗品費、修繕料組み替えですと。組み替え後のその修繕料は何なのかという説明がなされてない。そこら辺を少しですね細かく説明していただきたい、お願いいたします。

と、それから41ページの基金費ですが、11の介護従事者処遇改善臨時特例基金費、当然予算の段階でこれは審議したと思うんですが、ちょっと私の記憶、ちょっと忘れてといますか、このもののどういう性格のものであるのか説明と、またこれを利用したのかしないのか、今その基金費の状況はどうなのかということの説明をいただきたい。さっきの歳入の方でも何か1,000円ばかりのものがあつたわけですが、その辺のことを少しもうちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） 最初に14ページの関係からご説明を申し上げたいと思います。

最初に、順序逆になるかと思いますが、電子計算費の方からご説明を申し上げたいと思います。

消耗品費から修繕費の方へ同額組み替えたいという内容でございますが、これはパソコン関係ですね。今これが壊れているということではなくて、予算全てなくなったということで、これから発生するであろうパソコンの修理代に充てたいということでございます。

それから、その上の賃金と報償費の関係でございますが、こちらも内容的には組み替えということでございますが、今年、ノースアジア大学との観光に関する協定に関連いたしまして財団法人地域活性化センターの助成金を受けまして、八峰町タウン情報誌の編成作業をノースアジア大学の学生さんと一緒にやっているわけです。全額、センターの助成金を活用してやっているわけでございますが、当初、事務補助員的なものでアルバイトさんを頼んでまず大学の学生さんとのやりとりとか事務作業をやっているかな



と考えていたわけですがけれども、実際、学生の活動が始まってみると、また想定される中で、町内の企業さんだとかに訪問しながら取材活動をやるわけです。それと編集とか校正の作業もやるということがありまして、できればそういったことに対してご指導をいただける人をつけていただけないかという学校側の要請がありまして、賃金ではなくて、それなりの知識経験を持っている方をお願いをしたいということで、組み替えでこれに対処していきたいということでございます。

以上の内容でございます。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは、ご質問ありました介護従事者処遇改善臨時特例基金、これの10ページの方に歳入、いわゆる収入利子があります。それから歳出の方も今ご質問のあったページです。この基金は介護保険が今年度から3%引き上げになりますよと、そういう前提の中で介護保険の負担をですね、利用者の負担を軽減するという事で国の方から基金全額が来たものです。この基金は今年の3月の議会で議決いただいて積み立てたものです。金額については570万1,000円ほどです。それで、この基金は3年間の時限的にもう使っていく基金で、もし基金に余ったお金があればそれを国の方に戻すということの趣旨のものです。今年度はですね基金、すいません、ちょっと今、額ちょっと今思い出せなくて申しわけありませんけれども、今年、基金を取り崩しております、予算化しております。それでその利用については、1つはパンフレット、各家庭に介護保険の制度を周知するためのものと、それからもう一つ、本題であります負担軽減、これを図るためのものとして取り崩しております。そういう趣旨のものです。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 基金の積み立て目的等に関してですね、どうも処遇改善、そこら辺の言葉とちょっと何というかな、把握しにくい面があるわけですよ。パンフレット等々作ったというのもそれに向けてのものなのかどうなのか。ちょっとね、そこら辺がピンと来ないところがある。改善なされたのかどうか、率直な質問です。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） お答えします。

確かに名称がですね処遇改善ということで、直接何といいますか、介護員の方に行くというふうなものではありません。何といいますか、各施設でサービス等やった場合、

そこに働く人方の単価、報酬の単価が、それが3%ぐらい上がっているという前提です。ですから町の方では、その個々の人にその部分、上がった部分をやるんじゃないで、支払基金の方からですね、請求があってこのくらいサービスがありましたよと、それに対してお金を払うわけです。ですから何と申しますかね、わかりやすく言うと、今までだと100円請求されてあったものが3%ですので103円請求が来ると。当然、払う方であればその部分は上がりますし、介護保険料にも跳ね返ってくるわけですね。その部分を補てんするという事で国から交付されるものです。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

休憩いたします。

午後 2時06分 休 憩

午後 2時16分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 24ページの2目の歳出の備品購入の歳出の1、軽トラック28万7,000円、これは差額だという説明をいただいたんですけども、22ページの環境衛生にも軽トラックの差額……了解。その差額はわかりました。私また何か片一方にカーナビでもついているのかなと思ったりして、すいません。訂正したいと思います。

もう1個ですけども、商工振興費の19節ですけども、ここにあきた食彩まるごと商談会云々ってありますけども、これはあくまでもプラスの補正なんで追加だと思うんですけども、これはもう既に終わっている事業なんですか。何か過去形の説明であったような気がしましたので、ちょっとその辺もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

28ページ、商工振興費19節の負担金のところ、あきた食彩まるごと商談会出店負担金でありますけども、これは1月に行われる予定の出店会でございます、それに向かつての旅費その他出店費ということになっております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 反対討論を行います。

人事院勧告に伴い職員の給料の減額が1,600万円と大変多額であります。これが実施されたということは職員に対しても大変な痛手であったと思います。中には土木費の中で河川事業ですぐ工事を行ったというふうな点もいろいろありますけれども、この点が非常に大きいので、私はこれに反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） この件については臨時議会でも人事院勧告に基づいた改正がありまして、その際にも私はお話ししたとおりでございます。職員の皆さん、町民のため一生懸命頑張っているところ、下がるどころ心苦しいですが、やっぱり八峰町の地域の事情、経済を考えればという大変心惜しみながらも賛成をしたところでございますので、本案件についても賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 私も賛成の立場から討論いたします。

人事院では当初、100人以上の事業所からアンケートを得て、その結果に基づいて勧告しておったわけですが、それでは地域の実態を反映してないと、各地方に行けば100人以上の大企業というのはそんなにならないうえ、それで50人の事業所を対象とするということで今回の引き下げになったわけですが、この地域においてはですね、50人以上の事業所というのもそんなにならないうえ、この地域の給与実態というのは、臨時議会で大山議員さんが述べたように40歳くらいの平均で十四、五万ぐらいだろうと思うんですね。それから、それらと比較すれば職員の方々はずっと恵まれているということになるんだろうと思います。我が町だけこれが引き下げられたわけでもなくて、秋田県の自治体のほとんどが人事院の勧告に従って引き下げられておりますので、私は賛成いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第142号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第142号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。時間は2時30分より再開しますので、ご協力をお願いします。

午後 2時22分 休 憩

.....

午後 2時31分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第11、議案第143号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは、議案第143号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,466万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,776万円とするものです。

今回の補正ですけれども大きく2点ありまして、1点は退職者被保険等療養給付費の給付金が不足する見込みのため補正するものと、それから国保連合会からの高額医療費共同事業拠出金について変更の通知があったため補正するものです。

それでは中身についてご説明いたします。5ページをお開きください。

2の歳入、4款1項1目療養給付費交付金、補正額が996万7,000円です。1節の現年度分、これにつきましては歳出の方で退職被保険者療養給付費1,250万円は補正していますけれども、それに伴って社会保険診療報酬の支払基金から交付されるものです。

それから10款繰越金1項2目その他繰越金です。補正額が469万6,000円。1節その他繰越金、説明で前年度繰越金469万6,000円です。今回の歳入歳出補正予算額1,466万3,000円からですね上記の特定財源を引いたものを今回の繰越金で充てるものでございます。

次のページ、6ページですけれども、歳出、2款1項2目の退職被保険者等療養給付費、補正額が1,250万円。それで、19節負担金補助及び交付金1,250万円。ここで1,250万円の内容ですけれども、退職被保険等療養給付費はですね退職加入者の増加などにより給付が増となっております。今後の給付等を考えた場合、既定予算が不足する見込み

のため増額の補正をするというものです。

それから7款1項1目高額療養費共同事業医療費拠出金216万3,000円です。19節負担金補助及び交付金216万3,000円です。この補正ですけれども、国保連合会における高額療養費交付金が当初予定した額よりも非常に交付実績が上回っているということで、国保連合会からの通知により拠出金を増額変更をお願いしたいというもので今回補正するものです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第143号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第143号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第143号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第144号、平成21年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） 議案第144号、平成21年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）のご説明をいたします。

平成21年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ624万8,000円とするものでございます。

平成21年12月16日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 加藤 和夫

皆様のお手元に沢目財産区特別会計説明資料、右肩の方に「管財課」ということで2枚綴りの説明資料をお渡ししておりますので、それも見ながらあわせてご覧いただきたいと思います。

補正は精算によります補正でございます。

それでは5ページをお開きください。

2の歳入でございます。1款財産収入1項財産運用収入1目の財産貸付収入でございます。1節の土地貸付収入といたしまして1の補正額が16万円の減額でございます。1のゴルフ場土地貸付収入でございますけれども、これは5年に一度の見直しの時期にあたりまして、ゴルフ場との話し合いの結果、23万3,670円の減額でこのたび契約になったということでございます。それから4の土地貸付収入でございます。風況観測機器設置土地貸付、期間の延長によりまして7万4,155円が収入となっております。それから2款繰越金1項繰越金1目繰越金1節の前年度繰越金でございますけれども、48万8,000円の減額でございます。

それから6ページに移らせていただきます。

3款諸収入1項受託事業収入1目の森林農地整備センター造林受託事業収入でございます。交付金が119万1,000円でございます。この内訳でございますけれども、収入間伐を行いました。水沢林13番の山でございますけれども、これが132万489円で売れたことによりまして、その分収割合60%が収入として入っております。それから保育間伐、水沢山4番でございますけれども、これも実績によりまして12万7,050円の増額となっております。それから作業道補修工事、これも事業の精算によりまして27万2,100円の増額となっているということでございます。

それから7ページをご覧ください。

歳出でございます。1款財産区管理会会費1項総務管理費2目財産管理費19節の負担金補助及び交付金でございます。補正額が60万2,000円でございます。これは交付金ですけれども、これは先ほど歳入で申し上げた数字に95%を掛けたものを各郷中さんの方に交付金として支払っております。計で60万1,139円でございます。それから2款拠出金1項分収造林契約実施費2目育成費の13節委託料でございます。13万3,000円の減額でございます。これは水沢山保育間伐事業、これも精算によりまして13万3,700円の減

額ということになっております。それから15節の工事請負費、水沢山造林業作業道補修工事、これも事業終了いたしまして精算をいたしまして5万9,400円の減額でございます。それから16節原材料費13万3,000円の増でございます。これは来年も引き続き間伐等行うために補修用の採石をストックしておくということで、原材料費を見ております。13万3,000円でございます。

以上、ご説明を終わります。どうぞご決定くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第144号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第144号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第144号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第145号、平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第145号、平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

第1条 歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,940万3,000円とするものでございます。

内容については5ページ目をお開き願います。

2、歳入、5款1項1目繰越金でございます。1節前年度繰越金14万7,000円。これは歳出の人件費の補正に充てるものでございます。繰越金は、20年度からの繰越金1,946万8,000円、これに繰越金の累計733万円となりますので、残額は1,213万8,000円

ほどになります。

次のページ、6ページです。

歳出、1款1項1目一般管理費、給与、職員手当、共済費ともに人件費関係でございますので、よろしくお願いたします。

説明は以上です。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第145号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番石塚正一君。
- 3番（石塚正一君） この簡易水道に、直接この予算には関係がないんですけども関連してお聞きます。

委員会の中、またそれからいろんな請願の中において簡易水道の峰浜地区、それから八森地区の統一を図るべきじゃないかということで、それこそ今度は間違いなく検討委員会が立ち上がりまして、それでこの間の全協でも、また委員会でも詳しく説明されました。それで中身は控えますが、たまたま副町長が石川でございます。そこで副町長にお聞きしたいんですけども、やっぱり八峰町になったからには同じ水道の料金体制、同じ組織に入らきゃいけないんじゃないかと。まして、これから下水道も全部加わってきます。今後、我々一部、一部の人が違う体制、ほかはみんな同じだと、90%が一つの統一体制、10%の人が全然違う体制ということは、これはどうも不合理じゃないかと私はそう考えていますので、今後、方向性として石川の方はどのような体制を取るのかお聞きしたいと思います。

- 議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正憲君） 大変頭の痛いところの質問であります。実はですね今日、芦崎議員もここにおります。石川は、ご案内のように昭和38年に大火に見舞われまして、その後、旧峰浜地区では一番最初に独自の簡易水道を設置したわけでございますが、現在ですね石川は上下水道事業組合というようなことで独自の組合を組織して独自の会計を持ってやっているわけございまして、この水道につきましては旧峰浜村時代にもですね、いろいろ村の方からやはりこの簡易水道の一つの統合といいますか合併についていろいろ持ちかけられた経緯も聞いてございしますが、やはり石川の場合は正直言って水量が豊富にあるということと、そしてまた水質が非常にいいということと、それからもう一点は、やっぱり独自の会計を持ちながら非常に水道料金が安いと、ほとんど1,000円で、月額1,000円でやっているというようなことでありまして、なかなか町の水道の



方には合併が困難なような状態でございます。芦崎議員をここに立てるのも大変恐縮なわけでございますが、芦崎議員は集落のですね役員もやっております。そういうような意味で私以上に中身の点については詳しくわかっていると思いますけれども、いずれですね、今の段階では石川は依然としてやっぱり独自の水道組合で持っていきたいと、こういうような意向のようでございます。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、副町長の答弁で水質がすごくいいと。それから水量も豊富だと。ただそれだけの理由であれば、我が観海地区でもどこでも、ものすごく水はあるし、水も日本全国出しても恥ずかしくないおいしい水道の水でございます。だから、今後やっぱりずっとこのままでいくということではなく、これから自治会等などでいろんな問題を抱えていると思いますが、こういうことも今後さらに全部の八峰町としての一つの組織に入るんだというような方向性で私はいってもらいたいと思いますが、そういう希望は持てないのでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 水量、水質、料金ですね、これが非常に現在安いということで1,000円ということですね、これが非常にやっぱり合併のできないネックになっている面もあると思います。それで当然、水道の中ではですね、やはり施設の老朽化が進んできまして、これから大分お金がかかっていくわけでございますが、希望的な観測からいきますとやはり水道の統一というのは一つの課題になると思いますけれども、私の方からですね同じ石川の集落の出身でございますけれども、あまり強くですね部落に入っていくのもいかなものかなと思うのが正直なところでございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。芦崎達美君。

○12番（芦崎達美君） 今の件について少し述べさせていただきます。

今、副町長さんの方からお話がありましたとおり、私も部落の役員の一員としていろいろこの話には参加しておりますし、相談をかけられたりいろいろ町等の考えも申し述べてきました。当初、昭和38年ごろですか、石川の大火ということで非常に石川は高台にあって水質が悪いと、そういう観点から火災の後、このままだともう病気になってしまうんだと、そういう考えもあったし、やはり生きていくためには何とでも命の次に大事なものは水であると、そういう考えから我々の先代、先輩たちがですね、私の親父も初めとして何人かの役員でもって何とかこの水資源を探さねばいけないと、そ

うということから能代の業者、あるいは今、保健所と申しますか、そういういろいろなところを相談をかけたたり、そういうお話を聞いたり、相談をかけたたりして、そして何千万円と、今のお金にしますと億だろうと思いますが、それもJAと、あるいは金融関係から借金をしまして、そしていろいろな苦勞を重ねて今現在まで石川独自の、八峰町合併する前からの石川単独でやった事業であります。そしてそのことが合併になって、これはやっぱり統一するべきだと、統一しなきゃいかんと、これもわからないわけでもありませんが、やはりそれ相当の人力、お金を尽くしてきたこの石川独自の簡易水道をね、今、時代も時代だ、合併もしたということで簡単に統一する、またここでできるというふうに副町長初め私も一言で「うん」とうなずけばいいわけですが、そこにはうなずけない理由もありますということをおひとつ皆さんからも理解していただければありがたいものだなと思っておりますし、また、これもこのまま何十年というふうに行く考えもないわけですが、できればずっといけばいいわけですがそれも世は許さないと思いますので、それはその時の状況によってまた石川の総会というものもありますし、いろんなことを経まして、できる限り今の安い形態でできれば続けていきたいなど、こう思っているのが少し気持ちにはあります。どうかひとつもう一度ご理解をしていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 私は今急きょやれということは難しいこととございます、これは重々わかります。いくら私がちょっと変わった人間でも、そういうことは言いません。

まず、ただね、今施設とかみんな老朽化してきたりして、今までは国からとかいろいろ補助があってやってきたらうけども、これからはだんだん国の補助ももうないと思いますよ。私が総理大臣やれば、やらないよ。けども、そういう時にですよ、町の方をお願いして何ぼか出してけねかということは言わないでくださいということ限定してくださいよ。そうしなきゃね、やっぱりこれは許されないことですから、困った時だけは助けてくれというのは誰でもできることだけども、それをまずみずから言うということは、これはいけないことだと。自分たちがやろうとしたんだから最後まで町の補助にはならないように、これだけは私から言いますけれども。

○議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） この件に関して私からも意見を述べさせていただきます。

さっき石塚さんが10あって1あるものは9あるものに従うべきだという話をいたしました。全く無謀な考え方でありまして、私は到底この考え方を与することはできません。やはり合併して、そしてやはり小さなところの声をですね大切にしていきながら少しずつまた改善していくという考えのもとで私は進んでいった方がいいと思います。これをやったら、こうしたらだめだとかですね、そういう今の石塚さんの議論というのはちょっと合併には当てはまらないなというふうな思いで今お話をさせていただきました。

○議長（阿部栄悦君） 4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 実は、産建委員の中でもさっき石塚さんが言われた部分が大きな話題にはなりませんでしたが、やはりすぐというふうなことにはまいらないでしょうと。しかしながら、これもそのままずっと放ってわかれて今の状態では、これもまたよくないでしょうと。ですから副町長も石川出身というふうなことで、やはり何かかにかの方向性を見出してもらわないと、いわゆる八峰町の統一の料金体制も今後においては大きな支障が来すんではないかというふうな話し合いもありまして、そういった意味で10対何とかというふうな意味じゃなくて、やはり統一性を取っていかないとというふうな面が大きくあったというふうなことだけは委員会の方からは申し伝えておきます。

○議長（阿部栄悦君） ただいま質疑でありますけれども、よろしいですか。門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 自分も産建の委員として一言意見を言いたいと思います。

簡水に関してはね、石川地区の事情もあるし、今すぐというわけにはいかないのも重々理解していますので、それはそれとして、水道料金と合わせてね下水道料金も統一される方向性ですので、水道料金で石川地区の皆さんは優遇されている割には下水道の加入率が一向に上がらない。上がらないどころか、ほかの地域に比べて加入率が低い。やはり水道料金で優遇されてる分、何らかの形で町に貢献するように、下水道事業に貢献するように、なおさらの加入率のアップを目指して副町長を先頭に芦崎さん共々ぜひその辺を頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めますか。

○7番（門脇直樹君） いりません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私はやはり先ほどと同じように、ここに職員が3人ばかりおります。その人たちの人事院勧告に伴う減額に反対しておりますので、この項目にも反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第145号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、議案第145号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第146号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第146号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。

第1条 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ172万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,266万1,000円とするものでございます。

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債の補正」によります。

6ページをお開き願います。

2、歳入、4款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金です。今回の補正での余剰金が出ますので、その部分、一般会計繰入金を減額するものです。352万8,000円です。

7款1項1目町債1節町債の中では、下水道事業債90万円の追加、過疎対策事業債90万円の追加ということで、全体の事業費関係、このもので国庫補助金、起債というものがきちんと配分されましたので今回180万円、町債補正するものでございます。

7ページ、歳出でございます。1款3項1目特定環境保全公共下水道事業費3節職員手当、4節共済費、このものに関しては人件費に関わるものです。

以上、人件費の減額、起債の増加、これらでもって一般会計繰入金で調整を取ってお

りますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第146号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

- 14番（見上政子君） やはり人事院勧告に伴って職員の給料が減額されてます。3人から2人の変更で1名減になってますけれども、これもやはり職員の人たちには多額の減額になっていると思いますので、反対をいたします。

- 議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第146号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、議案第146号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第147号、平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

- 建設課長（武田 武君） 議案第147号、平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

第1条 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,025万8,000円とするものでございます。

内容につきましては5ページ目をお開き願います。

2、歳入、7款1項1目1節前年度繰越金です。今回の補正財源に繰越金236万4,000円を充てるものでございます。前年度からの繰越金477万9,000円、今回の補正で累計が362万5,000円となりますので、残額については、残りの保留額については115万4,000円

となります。

次のページ、6ページです。

3、歳出、1款2項1目石川地区施設管理費、この中の11節需用費でございますが、修繕料でございます。攪拌ポンプ及び流用調整槽の修繕料として200万円を計上しております。1款3項1目農業集落排水事業費、このものに関しましては2節給料、4節共済費ということで人件費関係でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第147号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第147号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第147号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第148号、平成21年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町営診療所事務長。

○町営診療所事務長（金平嘉孝君） 議案第148号、平成21年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億739万4,000円とするものでございます。

これについてですが、人勸の関係、それから9月に人事異動がありまして、それに伴う調整でございます。

5ページをお願いいたします。

歳入ですが、4款の繰越金1項の繰越金で244万4,000円を補正しまして、計で644万4,000円とするものです。前年度繰越金でございます。

6ページをご覧ください。

歳出ですが、総務費の施設管理費の一般管理費ということで、それぞれ給料、職員手当、共済費等でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第148号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 今回出てるのは人事院勧告に伴う予算だけですけれども、この際、町営診療所の特別会計の補正が出てますのでついでにお伺いしたいんですけれども、現在、峰浜地域を循環の診療バスが走ってますが、これは峰浜地域だけになってるんですけれども、要望があれば町内には内科のお医者さんが、はっきりしたといいますか、内科のお医者さんは峰浜診療所がやはり一番ふさわしいのではないかなと思いますので、大変住民も高齢化してます。80代の人たちが今、組合病院に通うのに、あの広い中を診察して会計するというのが非常に大変な状態になってますので、八森地域でも診療のバスを循環できないか、こういうことをちょっと関連して申しわけないんですけれども、このことについて何かお考えできないものかどうか、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 金平町営診療所事務長。

○町営診療所事務長（金平嘉孝君） 見上議員にお答えします。

うちの方でも調整つけばよろしいわけですが、現在、沢目地区のバスの運行としまして午前中は沢目地区を巡回してございます。月曜日と木曜日は2回ほど、午前中に2回、回っています。それで迎えに行き送っていきますので計4回、午前中に走ってございます。それから火曜日と金曜日と同じで午前中で4回、バスが動いてございます。それから午後からだわけですが、埴川地区でも月曜日と木曜日は2カ所に行きますので4回、動いています。それから火曜日と金曜日は1回ですが、石川とか全体を回ってきまして、1時間の間に2回、往復で2回ほど回ってございます。

それで現実としては、午前中はまず無理な、今の現状ですと大変無理なように思います。それから埴川分院の診療時間ですが、一応1時半から2時半までということで、その後は本院で診療しているわけですが、今のバスの運行時間からいうと八森地区まで来

て、それで患者さんを迎えてまた送っていくというのはちょっと今の段階では無理なような情勢です。水曜日はバスが運行されてないわけですが、先生が午後から往診ということですと回っていますので、ちょっと今の時間帯を合わせるときついのかなというふうな率直な意見でございます。

○議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 今の現状はそうでしょうけれども、要望があればぜひ診察していただきたいということで、埴川地区の診察の時間に八森地区から患者を運ぶということも考えられるのではないかなと思います。処方箋をもらって、紹介状をもらったら処方箋をもらって先生から薬の処方箋をいただくということだけでも、高齢者の病気を持った人たちには非常に楽でないかなと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 4月から人事異動があったとは言われましたけれども、やはりこれは人事院勧告に伴って職員の人たちの給料の減額が示されております。この件について私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第148号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、議案第148号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

次回本会議は、明日午前10時より開会し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでございました。

なお、皆様へのお願いがございます。明日17日、全国町村議会議長会臨時都道府県会



長会及び臨時代議員会が東京で開催されることになり、立場上、町村議長会を代表し、どうしても出席しなければなりません。ついては、明日の議事運営を須藤副議長にお願いしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

---

午後 3時14分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 13番 木 藤 實

同 署名議員 14番 見 上 政 子

同 署名議員 15番 須 藤 正 人

平成21年12月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成21年12月17日（木曜日）

議事日程第2号

平成21年12月17日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（15人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤實	14番 見上政子	15番 須藤正人

欠席議員（1人）

16番 阿部栄悦

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	伊藤進
総務課長	嶋津宣美	企画財政課長	米森昭一
福祉保健課長	佐々木充	管財課長	伊勢均
税務課長	小林孝一	学校教育課長	辻正英
生涯学習課長	齊藤英市郎	産業振興課長	須藤徳雄
農業振興課長	松森尚文	建設課長	武田武
幼児保育課長	加賀谷敏一	農業委員会事務局長	小林慶範
学校給食センター所長	木村学		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 吉元和歌子

---

午前10時00分 開 議

○副議長（須藤正人君） おはようございます。

会議の前にお断りいたします。昨日の会議終了後、議長が申しあげましたように、本日、阿部議長は東京での全国町村議会議長会臨時都道府県会長会及び臨時議員会に出席のため不在であります。ついては、本日の議事進行につきましては、地方自治法第106条第1項の規定により私が務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は15名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆さんの手元に配布いたしました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君の3名を指名いたします。

一般質問に入る前に本日の質問者をお願いいたします。

ご承知のとおり当議会の一般質問については、本年6月議会定例会より一問一答方式になっております。まだ慣れていない方も多いとは思いますが、再質問の際には項目順に1問ずつ質問をし答弁を求めるようお願いをいたします。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 皆さんおはようございます。今日は埴川小学校の6年生が傍聴に見えておられます。聞くところによると一人も風邪をひいてない、びっくりしました。もしかしてね、鍾馗さんが守ってくれるのかなって、おじさんは思いました。これからも気をつけて頑張ってください。

それでは、議席番号1番松岡、通告に従いまして質問いたします。

大きく4項目についてお尋ねをいたします。

はじめに、町村合併してもうじき4年になろうとしております。初代八峰町長として住民の皆さんと様々な公約をしながらこの4年間の舵取りをしてきた加藤町長、振り返っていかがでしょうか。自分の新町に対する思い、それから住民の皆さん、私方にもいろいろ聞こえてきます。「いや、合併していくなかったごと」、「いや、これちょっと

な」いろんな思いがあると思います。執行権者である町長、4年間で振り返ってあなたの思いをお聞かせください。

大きくは、住民の融和、さらには最大の課題であった財政問題、合併前はそれぞれもう単独ではこの先不安なんだということで合併を選択し、新しい町を立ち上げたわけです。当然、その当時、私方も加わって10年間の財政推計もやりました。果たして当初の計画どおりしているのか、お尋ねをいたします。

また、様々な公約の中で、町長4年間で全部できたんでしょうか。もし積み残していることがあるとすれば、この先に対する意欲をお聞かせいただきたい。

とりもなおさず、次期町長選挙の出馬であります。あなたの出馬への意向と意欲をお聞かせいただきたいと思います。

次に、2つ目の子ども園の統合見直しについてお尋ねをいたします。

昨年12月に丸山あつ子議員の一般質問の中で、町長の答弁は「八森地区の小学校統合後に町の方針が決定次第、議員の皆さんや保護者、地域の皆さんのご意見をいただきながら進めてまいりたい」というふうに答弁しておられます。その後、どういうふうになったのか。私が見た八森町の当時に、おそらく今から10年くらい前だと思います。子ども園、それから学校の統廃合これを特別委員会を立ち上げていろいろと検討しました。当時の結果も出てはいます。当然、小学校の統合の時点で保育園の話も浮上してまいりました。私方の思いの中には、八森小学校跡地は統合保育園を建てるんだという思いがありました。もう学校が、新八森小学校がスタートして数カ月経ちます。そろそろ保育園の統合の話が出てもいいのかなというふうに思います。町長のこの後の保育園に対する考え方、さらには道筋をお聞かせいただきたいと思います。

3番目に、特別養護老人ホームの増床についてお尋ねをいたします。

当町には、松波苑、海光苑の2つの特別養護老人ホームがあります。先日、事務所に行きまして聞いてまいりました。入りたい人、待機者、「私の家族を入れてください」あるいは「うちのおじいちゃん、おばあちゃん、うちではどうもなんねえので何とか海光苑に入れてもらわねえが」待機者であります。この人数が103人とお聞きしました。両施設合わせてです。介護保険は新しく始まった制度であります。誰しもがいつかは老いていきます。そういう不安を少しでも払拭するために介護保険制度がスタートいたしました。介護保険料は強制的に皆さん支払っております。いずれいつかお世話になるんだ、いずれ介護を受けなきゃだめなんだという思いで必死で介護料を払ってくるんでありま

す。しかし、この待機者103人、この人たち、家族の思い、保険料を払ったのに自分の希望する介護が受けられない、私は保険者としてこれはあってはならないことだと思います。町長の待機者に対する考え方、さらにはこれを解消するために両施設の増床、いわゆるベッドを増やす、そういうことを積極的に進められないのか、考え方をお尋ねをいたします。

仮に今の104床か…ちょっと私数字忘れましたが、今、両施設合わせて特養のベッドは104か106くらいだと思うんですが、仮にですね、これを30床増やすとなれば当然建物にお金はかかるわけですが、現在の両施設の職員、両施設合わせて130人くらいの方々が施設で働いております。聞きましたら、もう20人くらいは採用できるんだと。30床ベッドを増やして待機者の不安をなくし、さらには雇用の面でもメリットのある施設の増床、いま一度、町長の考えをお尋ねいたします。

次に、4番目の自治会に対する支援策についてお尋ねをいたします。

町村合併して自治会への助成額が削減されました。当時は財政的に苦しいので、なるべく自分方のことは自分方でやろうという考えから私方もこの削減に賛成をしてまいりました。しかし3年余りを過ぎた現在、自治会に頼る部分はますます増えてきております。広報のお知らせ版の配布などを通じ、行政からいろんな意味で自治会に流れてきます。さらには自治会独自の作業もあります。配布物のほかに地域のことはほとんど自治会が、自治会長さんが先頭に立って自分の地域を守ってます。もちろん毎年やっているお祭りもそうです。お墓の手入れもそうです。さらには災害もあります。そのときも自治会長さん、役員の皆さんが先頭になって自分たちの地域を一生懸命守ってます。当時から比べれば自治会の役割は大幅に増えているように思うんです。最近では各自治会長さんにお会いすると、多くの会長さんたちが「いや、じえんこねして困ったな」やりたいけど、今までの行事を続けたいけど財源が許さないんです。

ひとつ例にとらせていただきます。ある自治会長さんが「いや、うちの方、自治会費値下げした」「よくできだごどや」「いや、どうしてもこれは住民の要望で会費を値下げせざるを得ないんだ」「それで自治会運営できるの」「いや、何とか頑張ってみる」結果どうでしょう。今までやってた、例えば配布物です、広報等配って歩くの。今までだと、どなたかにお願いしてお金を払って配布してあったのが、今度は自分たちで回りばんこで配布しましょうと。もちろんできる人もいますよ。でも、おじいちゃん、おばあちゃん一人の家庭に「配布物を配ってください」と言えますか。当然、これは自治会

の中で「いや、あそこの家は飛ばして隣の家さ持っていきましょう」と、あるいは「いや、今日、改善センターの前の草取り掃除やるよ」80過ぎたおばあさんが出てこれますか。これは自治会でみんなで助け合って「いいよ、俺方行ってやってくるから」これが地域の自治会の役割、地域のコミュニティであります。しかし以前は、今日参加しなかった、参加料500円でも1,000円でも出してください。参加した人と参加しない人との差は、当然、参加しない人はいくらか負担してください。それすら求めることが大変なのが今の自治会の財政です。地域の高齢化は間違いなく自治会運営を直撃しています。町長、もう一度、自治会に対する助成を考えていただけないでしょうか。私方も機会あるごとに「あれもこれも町にお願いするんでなくて、自分方ができることは進んで自分たちでやりましょう」実際やっています。でも、財政的な面はなかなかそうはいかないんです。そういう実態を踏まえて、自治会の助成額の再考を願いたいと思います。

以上4点をお尋ねいたします。

○副議長（須藤正人君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。それから、埴川小学校の皆さん、今日は大変御苦勞さまであります。

それでは、松岡清悦議員のご質問にお答えいたします。

まず、八峰町が誕生して早くも4年目の後半を迎えましたが、私が目指そうとした新しいまちづくりが主に住民融和という観点と、財政面で計画どおりに推進できたかのご質問からお答えをいたします。

合併時に策定しました八峰町建設計画、いわゆる「まちづくり計画」で、町の将来像を「白神の自然と人とで創るやすらぎの町」とし、その後、新町になってから策定した町の総合振興計画にも継承したわけですが、この将来像は私の考えるまちづくりそのものであり、当然のことながら私の役割は、この将来像や計画を具体化することでありました。これらの施策を展開し実現するためには、町当局だけ頑張っても到底無理があり、何といても地域や町民と一体となり、ともに力を出し合って行う協働の精神が必要でありました。

そのため、行政運営は公平性と対話を大切にしながら、各施策の展開にあたっては一日も早く八峰町民としての融和が図られることを第1に心がけてまいりました。特に

事業の地域間バランスや各団体の全町組織としての一体化、制度の統一、あるいは地域を回って町政を語る会を開催したり各種会議やイベント会場の持ち回りなどに配慮しながら、新町としての体制固めを進めてまいりました。

平成18年の峰浜庁舎火災という思いもよらない大きな事故もありましたが、それを乗り越えて新庁舎の完成にこぎ着けたことは、行政サービスの向上と共に町民の団結が図られ、融和の促進に大きな効果があったものと思っております。

また、先般「八峰町関東ふるさと会」の誕生がありましたが、これによって大方の組織がほぼ八峰町として一本化され、合併協議から懸案の水道や下水道の料金統一についても先般説明のとおり一定の方向性が見えてきましたので、町民融和のもとで新町づくりが着実に進んだものと思っております。

次に、財政面からであります。合併当初に試算した財政シミュレーションによりますと、18年度以降の決算と比較した場合、歳入においては一部で試算を下回るものもありますが、歳入全体では各年度とも試算を上回るものになっております。

中でも財源の要となる地方交付税については、経済情勢や国の財政状況が悪化する中で大変心配されたところですが、合併市町村を支援する普通交付税の「算定替え制度」や特別交付税の「合併支援分の交付」を受けたことや、町債においては合併市町村の「新町建設計画」を支援する合併特例債を有効に活用するなど、合併に伴う国・県の支援策を最大限に活用できたことが試算を上回る収入につながった要因として挙げられます。

歳出においては、合併による特別職や議員の減、職員の採用抑制などによる人件費の減を初め扶助費・公債費のいわゆる義務的経費については概ね試算どおりとなっております。

普通建設事業では、歳入において適切に財源が確保できたことから、庁舎建設事業、ハタハタ館改修事業、防災行政無線整備事業、統合小学校建設事業、町道整備、コミュニティセンターの整備、下水道事業など八峰町総合振興計画及び新町建設計画に掲げる多くの事業を実施することができ、全体としては財政シミュレーションを上回る良い方向で順調に推移しているものと捉えております。

また、財政の状況について公にする「健全化判断比率・資金不足比率」でも、いずれの項目も健全域の範囲となっており、当町の財政健全化を示すものとなっております。

これも、ひとえに町民皆様のご理解、ご協力と議員各位のご指導の賜物と心から感謝



を申し上げます。

次に、4年間のまちづくりでやり残したものはないかとのご質問でございますが、振興計画の着実な実施は図られたとはいえ、幾つか課題も残されていると思っております。先日の議会全員協議会でご指摘受け、ご心配をかけております農林水産物加工処理施設の経営状況もその一つであります。経緯はいろいろありますが、塩もろみの販売などを確立して早期の経営安定化を図らなければならないと思っております。

急激に進む少子化に伴う園児の減少に対応するため、統合を含めた今後の子ども園の方向性を出すことも残されております。また、町内企業が減少する中で、これに代わる産業育成や農林漁業など地域の基盤産業を強化しながら、どう雇用の場を確保するのか。体験型施策の体系化を図りながら、どう観光振興を図るか等々、今後も継続して取り組んでいく課題もあると思っております。

課題が残っていれば、その実現のため次期も頑張るのかという質問ではございますが、結論から申せば、現時点ではやるやらないの結論はまだ決めておりません。約3年8カ月、私なりに全力を尽くしてまいりましたが、今盛んに合併の総括がされている時期であり、もう少し私自身の合併総括を試みたいと思いますし、八峰町政を担当してきたこれまでの道筋についても自分自身総括する時間がほしいと思っております。特に、ここ2カ月ばかりは諸行事など連続し、落ち着いてこれらのことを考える時間的余裕がありませんでした。また、後援会の方々に今後のことについてもまだ相談もしてないのが現状でありますので、どうかもうしばらく時間的余裕をいただくことをお願い申し上げます。

次に、八森地区の子ども園統合の見通しについてお答えいたします。

先ほど申し上げられましたように、昨年の12月定例会で丸山議員の「八森地区の子ども園のあり方について」と題した一般質問に対し、「少子化の進展にあわせ、統合は避けられないもの」とお答えしたところであります。

この件に関しましては、同年9月定例議会で設置された「平成19年度決算特別委員会」からも、附帯意見として「子ども園の入園児が全体的に減少傾向にあり、統合も視野に入れた今後のあり方について早急に検討すべきである」と、ご指摘をいただいたところであります。

これに対し、平成20年10月24日、副町長を座長とする庁内検討会を設置し、八森地区に限らず町全体の子ども園のあり方について、これまで4回の検討委員会を開催してま

いました。また、園児数の減少の中で、特に小規模子ども園の岩館子ども園については園自体の運営も危惧されることから、保護者及び同通園区域内的の岩館・小入川地区住民を対象とした統合に関するアンケート調査を実施したところであります。

庁内検討会では、園児数の減少や施設の老朽化などに直面する課題について様々な角度から掘り下げてみました。園児数の減少については、年度当初の園児数を平成18年の町村合併時と本年度までの推移を見ると、総数で204人から164人まで減少し、5つの子ども園全体では約20%の減少であります。特に八森地区の減少が著しく、八森子ども園では29.3%、観海子ども園では24.5%の減少となっております。また、施設の定員割れも年々進んでおり、平成18年の合併時に5園全体で77%であったものが本年では61.9%と、4年間で15.1ポイントの減少となっており、今後とも、この減少傾向は続くのではないかと考えております。

一方、施設の老朽化などについては、峰浜地区の施設は昭和56年の耐震基準見直し後に建築された施設であります。八森地区の施設は見直し前の基準で建築され、築後いずれも30年以上経過し、老朽化が著しくなっております。さらに、八森と観海子ども園については耐震診断を平成19年度と20年度の2カ年で実施しましたが、いずれも補強を要すると判定されました。また、観海子ども園については、海岸近くに立地していることから塩害による腐食が著しく、外壁の補修も検討しなければならない状況にあります。

このことから、八森地区の子ども園については、耐震補強や改築が迫まれております。

岩館子ども園に関するアンケート調査では、「園児数の減少を考えると、子供のことを考え統合も止むを得ない」とする意見があったものの、「統合することによって地域が寂しくなる」「通園が心配だ」とする声が多数ありました。また、最近の傾向として途中入園の事例が多く、特にゼロ歳児から2歳児までの子供の割合が高くなっており、保育士の配置に苦勞しているところであります。限られた職員を効率的に活用するためにも集約する必要があるものと考えております。

このようなことから、庁内検討会は、八森地区の子ども園は早急に実施した方がよいとの報告を受けております。建設地については、既に報告済みの「遊休施設再利用計画庁内会議」で出された旧八森小学校敷地のほかに、施設が地域に与える経済波及効果による地域の活性化や小学校との交流のしやすさから、観海地区の候補地を挙げる意見も付されておりました。詳細については今少し精査する必要がありますが、新年度におい

て統合に向けた地域の声を集約するため、保護者及び地域、学識経験者からなる仮称「子ども園統合等検討委員会」設置し、具体的な内容を詰めていきたいと考えております。

なお、庁内検討会から報告された内容を精査した後に年度内に議会の皆様にもその内容を報告し、ご意見を伺う機会を設けたいと考えておりますので、その節はよろしくお願い申し上げます。

次に、特別養護老人ホームの増床についてお答えします。

まず、八森峰浜ふくし会で運営しています松波苑と海光苑における八峰町の方の待機者は、松岡議員も話しておりましたが、八森地区の方が56名、峰浜地区の方が47名の合計で103名となっており、待機者の内訳につきましては、自宅で介護を受けながら入所を待っている方が35名で、残りの方は病院へ入院している方や老健施設、あるいはグループホームなどに入所している方となっております。

ただ、施設に空きが生じたことにより入所の連絡をすると、まだ入所をしないと断るケースもあり、とりあえず申し込みをしておくというようなご家庭もいるようで、すぐ入所を必要としている方はこれより少ない状況のようではありますが、いずれにしても入所を申し込まれる方は増加しております。

また、増床に伴う雇用についてですが、仮に30床増床した場合には介護職員13名のほか、看護職員、調理職員、事務職員が必要となり、合わせますと17名ほど新たな雇用が見込まれます。

特別養護老人ホームの増床について八森峰浜ふくし会での対応ですが、今年4月の役員会で今後の取り組みについて話し合い、増床に伴い、入所待機者の早期入所や人件費のスケールメリットによる経営の安定が見込まれるため、今後、建設費や補助金などの試算をしていくとしていますが、まだ具体的な試算などには至っていないとお聞きしております。

増床する場合には、ふくし会における運営計画と共に国で示す施設系サービスの利用者参酌基準や秋田県介護保険事業支援計画、秋田県老人福祉計画に基づく整備方針との整合性、町としての支援方法、介護保険料への影響などについて協議や検討をしなければならない課題がたくさんありますので、今後、八森峰浜ふくし会と話してまいりたいと考えております。

次に、自治会への支援策についてお答えいたします。

最初に、自治会からは毎月、広報等の配布や地域要望の取りまとめ、清掃活動、災害時対応を初め町と住民を結ぶ大切な役割を果たしていただいていることに感謝を申し上げます。

町としても、これらの活動に合併後に新町として調整を図りながら、行政協力員への報酬や配布に対する報酬で支えるほか、集会施設の改築や街灯の電気料の助成を行うといった支援策を行ってまいったところでございます。しかし最近、議員ご指摘のとおり高齢化の進展が自治会運営に影響を与えていることも、また事実であろうかと思いません。

これまでの自治会運営は自治会の自主性のもとで、運営経費についてもそれぞれの自治会で工夫しながら実効を上げてきたものと思いますが、個々の自治会間で差異があるのではないかと考えております。合併4年目に入ったこともあり、今後、行政協力員会議などで実態を調査しながら、改善すべき点があれば、自治会活動の強化を図るにはどのような基準で、どのような支援策が有効なのか検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（須藤正人君） 1番議員、1問目の町村合併についての再質問ありませんか。

○1番（松岡清悦君） ありません。

○副議長（須藤正人君） 2問目の子ども園統合についての再質問ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 子ども園の統合問題について再質問いたします。

以前にも八森の議会の中で子供たちの保育園、学校、中学校まで含めての環境を考える特別委員会を立ち上げて検討した経緯があります。その中でも決定的なことは言っていないんですが、規模からして、それから地域のことを考えると統合の方向だというふうに私の記憶にはあります。今、町長がこれから住民や地域の方と話し合って、そういうことを詰めたいという話なんです、私は庁舎の検討会でも出てるように、もう既に統合の方向だと思いますよ。あとは今、もちろん場所の問題もあります。さらには、それ以前に直営でいくのか民営にするのか、あるいは公設民営、その判断を早くしないと次の段階に入っていくか、むしろ私はそちらの方が、そちらの判断が急がれるんじゃないかというふうに思っております。現在の八森地区の保育園の規模は、私方の勉強した結果では一番適正な規模だというふうに判断をしております。それと保育園の統合を一番最初に問題視した最大の問題は、保育園費の増大であります。検討会をやったころの

保育園費は約1億円でした。町長、今幾らかかっていると思いますか。1億5,000万円です。ここ10年間で5割も増えているんですよ。園児が不足しているのに費用が5割も増えている。町長が目指したコンパクトなまちづくり、早いとこ決断しないと、どんどんどんどんふくれ上がっていくと思います。中身をちょっと精査してみました。ほとんどが人件費であります。申しわけないんですが、保育士さんたちの年齢もチェックさせていただきました。ここ5、6年で大量の退職者が出るんです。民営にしろ直営にしろ今決断をして、決断したからって明日からどうもできるわけでないです。2年、3年かかると思います。早く町長の決断を待ちたいと思います。答弁をお願いします。

○副議長（須藤正人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ご指摘のとおりですね、以前、旧八森町時代に議会での特別委員会もございまして、その中では統合の方向が打ち出されてきたというのは間違いない事実だと思います。ただ新町になりましたので、八森地区に限らず全町という立場で子ども園のあり方というものを考える視点というのはやっぱり必要だと思います。先ほど申し上げましたように、その中でも特に今全町的に見た場合に問題あるのは八森地区ではないかなということでは庁内検討委員会でもそういう指摘がされております。そういう立場で、当面そういう八森地区の統合について具体化をしなきゃならないという時期ではないかなと思っています。

ただ、一般的に住民の方々がそういう統合に向けた体制の中で頭がですね、そこまで整理されているのかとなると、やはりもう少しそこら辺は慎重に運んでいかないと、こちらからだけ統合だよと、これでいきなさいというわけにはいかないと思いますので、そういった手続上の問題は少し残されているのかなと思っています。

それから、言われたようにこれから具体的な検討に入ると、いつどの場所にどういう形でと、どの程度の規模のものという具体的な問題が当然付随してきますので、その点についてはもう少し検討委員会等で中身を詰めていかなければならないんじゃないかなと思っています。

それから、ご指摘のとおり、その際に今のまま公設でいくのか、あるいは民営でいくのか、公設民営でいくのか、昨日、見上議員からも話しされましたけれども、いずれそういう方向についてもですね、これ、その場でもう少しもんでみたいなというふうに考えています。

いずれにしても、先ほども申し上げたとおりで定員割れしている状況で、それからま

た現在の少なくなる中で保育士の配置のやりくりの問題も非常に厳しくなっているし、施設全体の経費そのものもかかるような状態になってきていますので、やはり統合は避けて通れないと思いますけれども、そういった今申し上げたいろんな内容について新年度、新しい体制になると思いますけれども、そういう中で前に進んでいきたいものだというふうに思っています。

○副議長（須藤正人君） 2問目の再質問ございませんか。

○1番（松岡清悦君） なし。

○副議長（須藤正人君） 3問目の特別養護老人ホームの増床に関する再質問ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 特養ホームの増床について再質問をいたします。

町長答弁の中にあつたように、ふくし会の方でもそういうことを検討しているようがあります。まさにこれは地域がそれを求めているからだというふうに思います。ただ、行政もふくし会もそれぞれ単独でできるはずはありません。両方が協力して同時進行しないとできない部分がいっぱいあると思うんですが、そういう中でですね、施設側は施設の経営者であり運営する側であります。町長は介護保険の保険者であります。おのずと立場が違うはずですが、保険者として地域の介護をどう考えるのか。やはりふくし会はいの一番に、もちろん地域の福祉も考えるんですが、経営、運営、これをいつでも頭の中に置きながら地域の福祉を捉えているんだと思います。そういう意味では、やはり町長の大きな決断、それからふくし会に対する申し出、これが大事だと考えるわけですが、もう一度その辺の町長の意気込みをお聞かせください。

○副議長（須藤正人君） 3問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 現在の待機者が増えていると。中身的に見るといろいろな要素があつて純粋な今の待機者は必ずしも103人全部というわけではございませんけれども、いずれ待っている人がいるという事実は変わりありません。そういう中で、この後の見通しとして、さらにそのことがずっと増加傾向にあるのか、それから人口減少の中で果たして今増床してこの後の施設運営が果たしてまた今度余る状態にならないのかということ、将来的なものをやっぱりもう少し考えてみる必要があると思います。これは町だけでなく、もちろん施設側と双方でいろいろな見通しなり、そういった意見交換をしなければならぬなと思っています。ただそれから、仮に拡大する、増床するという方向性を打ち出す場合に、やはりいろいろな前提となる条件をクリアしなければならないもの

がでございます。これは、もちろん施設側での受け入れの考え方もそうでございますけれども、町としても介護保険に与える影響、さらには県のですね、そういった現状の施設増床に対する考え方、基準、そういうものを様々クリアしていかないと、我々の町の考え方だけでは前へ進まないのが今の現状でございます。そういった課題についてですね、これからふくし会の方とも十分話し合いをしながら、どういった方向が最適なのか、その中で施設の果たす役割、そして町としてどういうふうな方向で支援をしたり、あるいはまたそういう方向に取り組んでいったらいいのかという結論を出しながらいきたいなというふうに思っておりますので、今指摘されたようにいろいろ両者の違いはありますけれども、また両者の連携なしには進まない課題でございますので、ふくし会としても検討するということをおっしゃっておりますので、そういった検討の結果と、それからまたうちの方の考え方とすり合わせをしながらもう少し掘り下げてみたいというふうに思います。

○副議長（須藤正人君） ただいまの答弁に対して再質問ございませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 町長、大分慎重になられて、新しい町ですので慎重もいいんですが、今、介護の現場は以前の待機者とは違いますよ、町長。以前は順番、事前にまだ入所しなくてもいいんですが、いずれ順番待ちがいっぱいいるので申し込んでおく。さっき町長おっしゃられたようなそういう方もおったんですが、もちろん現在もわずかではあります。そういう方もいらっしゃると思います。しかし今一番大変なのは、病院から早く行き先を決めてくださいと催促されてる希望者なんです。病院からですから、当然、自宅には帰れないんです。介護度4、5が病院から早く次の行き先を、ずっと病院にはいれませんよ、そういう方の数を後でもししたらチェックしてみてください。待ったなしなんです。もしかして待機者が減るかもしれない。まだまだ私方団塊の世代が残っております。町長、先のことは心配しないでください。高齢化社会は依然として続くんです。早い決断をお願いして、答弁はいりません。

○副議長（須藤正人君） 4問目の自治会に対する支援策に関しての再質問ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 先ほどの答弁で、自治会長とか相談をしながら検討していただくということで大変力強いご答弁をいただきました。町長おっしゃるように自治会の間ではそれぞれいろんな事情を持っている自治会ですので、それはそうでもないところもあ

るかもしれません。ただ、そうした深刻な自治会運営、地域のコミュニティに直接影響するような自治会もあるんだということを肝に据えてご相談をいただきたいと思います。もう一度、町長の心構えを聞く時間ありますか、議長。

○副議長（須藤正人君） 大丈夫です。

ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 合併時の協議の際にやはり町村の違いはかなりありました。というのは、峰浜地区は割と自主財源といいますか、そういうふうなものが確保されている自治会が多いわけですけれども、八森地区の場合はなかなかそうはいかないという事情があって、それを調整して一つの方向を決めたわけですので、やっぱりある程度どこかに無理があることは間違いないと思います。ただし、そういった場合に今度は全町的な立場で決めなきゃならないので、どういった基準なのか、八森地区だけでやるわけではいけないので、どういう方向性がいいのか、そこら辺をですね、もう少し行政協力員会議等でご意見も聞きながら、今のまだ各自治会の実態なども私の方ももう少しつかみながら、どういう形がいいのか検討してまいりたいと思います。

○副議長（須藤正人君） これで1番議員の一般質問を終了いたします。

11番柴田正高議員の一般質問を許します。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） おはようございます。埴川小学校の皆さんおはようございます。しっかり傍聴して帰っていただき、将来、皆さんの中からこの町のリーダーが生まれることを望んでおります。

それでは、私から通告に従って質問させていただきます。

22年産米の生産数量目標及び水稲作付面積目標配分に対する考え方についてお尋ねいたします。

11月の27日に、国より22年産米の都道府県別の生産目標数量が公表されました。これを受けて県では今月中に各市町村に数量配分を行うと、担当課の方に私が伺ったときがですね、12月の中ごろには各市町村に配分できるのではないかなと、こういうお話しでしたけれども、9日の魁新報に「県では25日に市町村別の配分数量を決める」と報じておられましたので、現段階では詳しい数値はわからないでしょうから、この町に対して配分された目標数量についてはご答弁は結構であります。

ただ、町長の行政報告の中にもありましたように、全国の生産目標数量は昨年よりも2万トン減の813万トン、率にして0.2%であります。一方、面積換算では増減はござい



ません。しかし、秋田県への配分は5,290トン、率に換算いたしまして1.1%の減であります。面積換算では920ヘクタールの減と、こうなっております。この生産数量と作付面積は地域水田農業協議会により各米生産農家に配分されるわけではありますが、この水田協と町の関係はどのようになっておられるのか。町のかかわり方についてお知らせを願いたいと思います。

国でこの生産調整の配分を決める基準の一つといたしまして、未達成だった都道府県に対しペナルティーの意味合いも含めまして作付面積を決めております。これが今、赤松農水大臣の発言のもとになっている部分でございますけれども、秋田県は本年度も未達成でありまして、このことから新潟県に続く、先ほど述べましたような大きな面積配分になっております。大潟村を抱えている本県の特殊事情もございしますが、真面目に生産調整に取り組んでいる農家に不公平感を抱かせる結果となっておるのも事実でございます。我が町にも昨日60戸と行政報告で申しておりましたので、60戸の未達成農家がいるそうです。しかし、この方々に対しても町では、町というよりも水田協では一律の配分としております。つまりペナルティーを科されていないということになるんだらうと思います。このペナルティーを科さない理由は何なのか。この説明がなされない限り、達成農家の不公平感は解消されないのではないかと、このように思います。町長の答弁をお願いいたします。

また、これらの未達成農家への協力要請や指導は担当課としてなされているのかもお尋ねいたします。

○副議長（須藤正人君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 柴田正高議員のご質問にお答えいたします。

行政報告でも申し上げましたが、国は、22産米の需要量に関する情報として、過去6年間の需要実績をもとに都道府県別の生産数量目標を11月27日に公表しました。それによりますと、全国の生産数量目標は、昨今の米需要が低調であることから昨年より2万トン減の813万トンとなりました。

こうした中で、秋田県の実績は、21年度産に比べ5,290減の46万1,870トンとなりました。面積換算で昨年より920ヘクタール減の8万610ヘクタールで、新潟県に次いで全国で2番目の削減量で、非常に厳しい結果となりました。

秋田県農林水産部はこの原因について、生産数量目標算定の基準となる過去6年間に

において、1つには、需要の堅調な業務向けに対応ができてこなかったこと。2つ目に、平成17年産から19年産にかけ、大量に政府備蓄米として売り渡した秋田米の販売が進んでいないこと。3つ目に、景気の低迷で低価格米嗜好が強まり、安定価格を求められる「本県産あきたこまち」や「新潟コシヒカリ」などの銘柄米の需要が低下したこと。4つ目として、秋田県全体の生産調整が引き続き未達成となったことなどが影響したとのコメントを発表しております。

市町村別生産数量目標は、22年産米の市町村別の需要量に関する情報として今年25日に県から各市町村に示される予定となっておりましたが、昨日の県米政策推進協議会の幹事会で、まだ国の制度が固まっていない段階で数値を先に決めるということになるといういろいろ食い違いも起きると。さらには、国の戸別所得補償制度や生産調整の方針について明確な文書など、まだ出されていない段階であるということで、昨日の幹事会では結論を送りまして、市町村別の配分は来年に持ち越される旨、今日の新聞にも出ているところでございます。したがって、先ほどもありましたけれども現段階での生産数量目標なり、あるいは換算面積等はわからないのが現実であります。

議員の方から水田協と町との関係、町のかかわりについてお尋ねがありましたので、お答えいたします。

農業者及び農業者団体を主体とする米の需給調整への移行という国が示した大綱の趣旨を踏まえて、平成19年度から水田協の事務局を町からJ A秋田やまもとに移行し、会長もJ Aの代表理事組合長が務めています。

町では、県から示された生産数量目標を水田協会長に、米の需要量に関する情報として通知します。これを受けて水田協で配分方針などを協議・決定し、農家に生産数量目標を配分いたします。また、町では水田協に農地の移動、出入作の情報提供のほか、水田台帳の整備や水田協が行っている集落座談会や転作の現地確認などに職員を派遣しています。

次に、未達成農家にペナルティーを科さないのはなぜかというご質問ですが、20年度は八峰町で水田協が作成した生産調整方針に参加しない、いわゆる非協力農家は64戸でしたが、八峰町全体では生産調整目標を達成し、県からも公平性確保調整減数量、いわゆるペナルティーはありませんでした。

水田協では21年産米に関して、非協力農家に対しても一律配分し、生産数量目標の公平性調整減数量の配分は行いませんでした。八峰町水田協では、過去にもペナルティー

を科したことはありません。

生産調整の公平性確保措置として、国・県では農家に対する補助事業の対象者からは非協力農家を除外しています。町でも町単の農業農村整備事業や担い手育成応援事業の対象者から非協力農家を除外しているほか、農業経営基盤強化資金などの利子補給助成も非協力農家には行っておりません。

22年産米の生産数量目標の配分方針は2月に開催予定の八峰町水田農業推進協議会で協議決定されますが、現段階ではペナルティーを科すか科さないかは申し上げることはできません。

なお、赤松農林水産大臣が11月26日、大潟村を訪問し地元農家と意見交換後の会見で「生産数量目標の都道府県への配分について過去は問わないし、ペナルティーも科さない。これまで未達成だった農家も原則として差別しない方針」を述べています。また、赤松農相は12月8日、閣議後の記者会見で、秋田県の米の生産目標数量の配分のあり方を批判し「国ではペナルティーを科さない方針なのに勝手にやると言っている。それならば秋田県全体を戸別所得補償制度の対象から外すこともあり得る」と述べました。これに対して、秋田県は赤松農相の発言は「事実無根」として撤回を求めましたが、12月11日、赤松農相は記者会見で「発言撤回の意思はない」と述べています。

秋田県の市町村別生産数量目標の配分は来年に持ち越されるわけですが、いずれ決まり次第、水田協で配分をしたいと思っております。

最後に、未達成農家への協力要請や指導はされているのかというご質問ですが、水田協で非協力農家に文書で生産調整の協力要請を行うと共に、今年新たに生産調整に協力しないと声明した農家に対し、水田協事務局の農協職員と町の職員が戸別訪問し生産調整に協力してもらったほか、集落座談会でも、新たな未達成農家が発生しないよう生産調整に関する制度のしくみや助成金などの周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

○副議長（須藤正人君） 11番議員、ただいまの答弁に対して再質問ございませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 今、町長は、未達成農家に過去にもこれからもペナルティーを科す気持ちはないと、こういうご答弁でございました。しかし、我が国は法治国家であります。ルールに従わないものが罰を受けるのは当然であります。今日、埴川小学校の

子供たちも見えておりますけれども、子供の教育上は非常に問題があるかと思えます。それこそ赤松農水大臣の発言を意として昨日の県の協議会で東北農政局の部長が「市町村に生産目標数量を配分する際には、生産調整の達成、未達成にかかわらず一律に配分するよう求める」と、こういう異例の要請をされたと報道されております。

民主党はマニフェストに地域主権ということを掲げて選挙戦を戦いました。まさに各町村に、各県に、都道府県に配分されたこの面積に対して、あとその県が市町村にどう配分しようと、まさに地域主権でありますから、農水大臣がどうのこうの発言するというのは党の姿勢にも反するものでないかと、私は新米者だと、こう思っております。この赤松農水相の発言が非常に各方面に波紋を広げております。それが今回25日に配分すると言っていたのが年明けに延びたということもひとつの要因ではないかなと、こう私は思うわけですが、そのことについて町長の素直なお考えを伺いたいと思えます。

それから各自治体では傾斜配分を行っているところがたくさんございます。隣の能代市もそうであります。未達成農家に配分を多く、それから達成している農家に少なくという傾斜配分であります。我が町は一律配分ということにしております。その傾斜配分をするというのが法治国家として私は当然だろうと思うわけですが、そのところについても今一度お尋ねいたします。

それから、国で生産目標数量の配分を決める一つとして先ほどは未達成ということを申し述べましたけれども、町長の答弁の中にもありましたように需要が顕著な業務向けの対応が秋田県産米にはなされてないと。秋田こまちの作付割合が非常に高く、これが秋田県への配分が高くなっている要因であります。米の作付の状況ですが、21年度の品種別の作付割合がどうなったのか。あきたこまちは何割、それ以外、ひとめぼれだとかめんこいとかいろいろな品種がございますけれども、それがどのくらい作付されたのかどうかお尋ねいたします。

農家には既に来年の作付の種もみは用意しております。それこそ種もみの注文締め切りは、もう締め切っております。それから飼料に関しても予約注文すれば割引が受けられます。当然、来年作付分に要する飼料も各農家はおそらく注文していることだろうと思えます。できるならばですね、この配分は早ければ早いほどに越したことはないんです。これがずるずるずるずると年明けまで延びていったりするとね、農家の営農計画にも非常に支障が出てくるんです。

それとですね、この種もみの本来であればね、注文時には、町では業務需要に対応す

るよう品種の作付け、これをやっぱり指導するべきだと、こう思うわけです。売れる米を、あきたこまちから売れる業務用の米の作付けを拡大してくださいと、こういう当然指導もされるべきだと思うわけですが、その点につきましてもご答弁お願いいたします。

○副議長（須藤正人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

まず来年度の農政の方針が、従来のこれまでの方針よりかなり変わるという内容になります。経営安定対策から戸別所得補償方式、この方式が具体的にどういう形でどういうふう to 実施されるのかというのが、まだ具体的な形ではおろされてきておりません。したがって、その対応についてはもう少し国のですね、はっきりした方針が出された段階で対応しなきゃならないというふうに思っています。まして今、配分もまだ決まらない段階で水田協も開かれませんか。どういうふうな形で各農家におろすのかという方針を決める段階には今ないということでございますので、現況をひとつまず理解していただきたいなと思っています。

確かに来年に向けてもう種もみとか飼料とか、そういうものを予約した人もおると思いますが、いずれ水田協の中でも今の秋田県全体のこまち偏重の作付けについてはやはり問題として捉えておりますので、そういう中ではそちらの方に誘導する、そういう方向は出しております。それは各農家に対しての話として出しておりますけれども、実際、作付けするのは個々の農家の判断によるわけでございますので、必ずしも水田協で決めたから一律にいくという問題ではないわけでございます。

それから八峰町の場合は、これまで個々の農家に対するペナルティーは科してきていません。ただ、全体的な八峰町としての中で生産目標数量は必ず達成をするという状況できていましたので、特別、個別のそういった方々に対しては粘り強くやっぱり協力を求めていくという方向でこれまでも対応してきております。

ただ、先ほど申し上げたように、した、しないで、ある程度いろんな支援策については非協力農家についてはしないという、こういう方針だけはきっちりしておりますので、いずれまた新たな水田協の中でその扱いをどうするのかは、そのつど協議決定をしておろすわけでございますので、今、私の方からこういうふうな方向でとかという、この段階で今言える状態ではないということをご理解いただきたいと思います。

それから先ほど紹介ございました平成21年度品種別の作付け割合でございますけれども、

一応目標としては、あきたこまちが81.3%ということになっております……すみません、実績でございます。

○副議長（須藤正人君） ただいまの答弁に対して再質問ございませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 赤松農水相の発言に対する町長の感想をお聞きしたいと思っただんですが、これに対するお答えはございませんでした。

東北農政局の秋田農政事務所が今年の米の生産比を公表しております。これによりますと60キロ当たり、秋田県では1万4,403円、全国平均は1万6,497円であります。昨年は原油等や飼料の価格高騰がこの生産費にも反映されまして、0.6%ほど生産比が前年に比べて伸びたようではありますが、そんな中であって秋田県は全国平均よりずっと生産比が低いと。このことは何を意味するかといいますとですね、秋田県がいかに米の適地であるかということだと思えます。ですからですね、こういうことも当然、目標数量の配分に際して当然カウントする基準の一つになってもらわなきゃならないはずなんです。ところが、これは全然配分に対しては、国からの配分の基準には入ってないんです。やっぱり県としてもこのことは大いに国に対して要望すべきだと思うんですね。当然、町でも県と一緒にですね、このことをやっぱり強く要望する必要があるのではないかと私はこう考えるわけですが、赤松農水相の発言の感想と、今私が言った生産比の秋田県が適地だということをアピールするというこのことについて町長の決意を伺わせてください。

○副議長（須藤正人君） 再質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ご質問にお答えします。

かなりレベルの高い話もありますので私の段階でいいのかわかりませんが、いずれ国の方針が変わるという中でですね、もう少し内容をおろした上に立っての発言をしていただきたいなと思えます。というのは、やっぱりこれまで取ってきた経過があるわけでございますので、秋田県の取ってきた政策が今180度また転換をするという内容になると非常にやっぱり農家に混乱を与えることとなりますので、そういう意味ではもう少し経過、現状、これまでの経過と、それからそれに変えるまでのそういう措置といいますかね、そういうものをもう少し現状を捉えた形で変えていくという視点で発言してもらった方がよかったのではないかなと、私はそう思っています。いずれ政権が代われば方針が変わっていくことは間違いのないわけですが、しかしやっぱり歴史がござ

いますので、そういった歴史的な背景を無視した形で、政権が代わったから全て過去のものは一律になくすんだというのではなくて、その中におけるいろんないい面、悪い面とあるわけでございますので、そういったものを、総括をしながら新しい制度にスムーズに移行できるようにしてほしかったなというふうに思っています。

それから、確かに柴田議員がおっしゃるように秋田県は米の適地であるということは間違いなくと思います。ただ、これまでの農業政策の中で、あくまでも国の打ち出す政策は全国一律の方針できますので、例えば秋田県が、米が適地だとすれば、全国的には秋田県はやっぱり米に傾斜した、そういった生産をさせるとかですね、そういったきめ細かい農政というのはこれまでとってこなかったんじゃないかなという、そういうことは私も思っています。そういう面では、どこの県でもですね、それぞれの特徴、産地の特徴を生かした生産をしているわけでございますので、そういうものが適地でちゃんと生産されるようなものを国としても支援していくという方向はいいんじゃないかなと私自身もそう思っていますので、機会あればですね、何らかの、どういう場になるかわかりませんが、意見は出していきたくと思います。

○副議長（須藤正人君） 答弁に対して再質問ございませんか。

○11番（柴田正高君） ありません。

○副議長（須藤正人君） ほかに質問がないようですので、これで11番議員の一般質問を終わります。

休憩をいたします。11時25分までにご参集をお願いいたします。

午前11時17分 休 憩

.....  
午前11時26分 再 開

○副議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

9番福司憲友議員の一般質問を許します。9番福司憲友君。

○9番（福司憲友君） 皆さんおはようございます。私からは2点についてご質問をさせていただきます。

八峰町新庁舎完成に伴ってということで、峰浜村庁舎火災によりまして、長い間、分散化されておりました業務が八峰町庁舎でスタートして2カ月半を経過いたしました。一局集中することによって機能の充実とサービスができる体制が整いましたが、現在はどうのような状況であるのかお伺いしたいと思います。

また、庁舎が中央に移転したことによりまして、町内の全郵便局及び農協支店の窓口で住民票や証明書発行ができるワンストップサービスの利用状況はどうであるのか。いろいろ住民からの要望がまたないのか、お伺いいたします。

それから両庁舎の跡地の有効利用やまちづくりも考える必要があると思いますが、これからどのように進めていかれるのかお伺いいたします。

それから2点目でありますけれども、政権交代による八峰町への影響はどうか。

行政刷新会議による事業仕分けが行われたわけではありますが、八峰町においてはどのような影響が出ておるのか。廃止になった事業があるのかお伺いいたします。

また、特に町の22年度の農林漁業予算や建設関係予算に影響があるのではないかと考えますが、今後の町の対応についてお伺いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（須藤正人君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 福司憲友議員のご質問にお答えいたします。

新庁舎に役場機能を集積し供用開始してから早くも3カ月目に入りました。1カ所にまとまったことで地域によっては役場が遠くなるなどの課題はあると思いますが、町民サービスにおいては全てここでできる体制ができたことで、町民には大変喜ばれております。

また、新町になって職員が同じ屋根の下で仕事をするのは初めてでありまして、各課の連絡・連携、あるいは職員間のコミュニケーションが図られ、業務運行にはよい影響を与えているというふうに思っています。

次に、新庁舎の開始後、近くの農協や郵便局で住民票などが取れるワンストップサービスを実施しましたが、その状況について申し上げます。

現在のワンストップサービスの供用は10月1日でしたが、10月の利用は税証明を含め件数で84件、11月では127件の利用がありました。去年は、岩館・東八森の郵便局2カ所での運用をしましたが、10月が29件、11月が14件でしたので大きな伸びを示しております。11月だけで見ますと、昨年と今年のワンストップサービスの利用比率では9倍を越える伸びとなっており、大いに利用されていると思っております。特に、農協の峰浜支店の利用率が多くなっております。

なお、利用した町民からの要望ですが、農協での戸籍発行であるとか、あるいは印鑑



証明の代理受領などの問題がありますが、いずれも現在の契約事項でもあり、すぐには改善できませんが、今後の検討課題であります。

郵便局での税金などの納付については、現在、振替用紙への転記が必要という不便さがありますが、新年度からは統一様式でどこでも納付できるように対応することにしております。

次に、庁舎跡地の有効利用とまちづくりについてであります。庁舎跡地の利活用については、一般からの提案があった利活用アイデアなどを踏まえながら遊休施設などの利活用と処分の方向性を検討するため、平成19年7月「遊休施設再利用計画庁内会議」を設置し検討したところです。

検討結果については、同年12月に報告書を添えて答申を受けたところであります。

報告書では、峰浜庁舎跡地及び八森庁舎跡地とも住宅地として売却する方向づけとなっております。具体的には、両方とも町が宅地分譲するとなると区画整理や上下水道整備などに多額の費用を要するため、住宅地利用を条件に開発業者に一括して売却する方法などが提案されています。

報告書を取りまとめた後、新たな活用計画や開発計画が浮上していないことなどから、行政財産から普通財産に移管替えするなど必要な手続を踏まえて住宅地として利用する方向で進めてまいりたいと考えております。

次に、政権交代による八峰町への影響についてであります。新政権は国民目線に立って無駄な事業の洗い出しを行い、税金の無駄遣いの一掃を狙いとした行政刷新会議の事業仕分けが先月終了したところですが、その結果が本予算の編成にどのように反映されるのか注視をしていかなければならないところであります。

事業仕分けによって町の新年度事業に影響ないかのご質問ですが、事業仕分けの町への影響については行政報告で若干触れておりますが、事業仕分けは予算編成に向けた一つのプロセスとなっているものの、「仕分け結果を最大限尊重する」との首相発言に加え、税収を上回る国債発行が見込まれる中で総額95兆円となる概算要求の大幅削減も取り沙汰されていることから、今後さらに予算削減や執行停止が予想され、大変懸念されているところであります。

国庫補助金の絡む22年度事業として、町では次のような事業を計画しております。

農林漁業関係では、「中山間地域直接支払交付金」や「農地・水・環境保全向上対策事業」「県営防災ダム事業」「大沢地区圃場整備調査事業」「林道事業」「森林整備事

業」などがあります。

また、建設関係では、交付金による「道路整備事業」や「公営住宅整備事業」「簡易水道の統合整備事業」など数多くあるわけですが、ようやく国の予算編成が本格化したところであり、まだ予算の内容が見える段階でないことから、地方への影響がどうなるかなど現時点では全く不透明な状況であると言わざるを得ません。

ただ、マスコミ情報等から判断する限りにおいては、事業仕分けの影響はないものと考えております。しかし、これも確定的なものではありませんので、情報の収集や国などの動向に注意を払って対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（須藤正人君） 9番議員、1問目の八峰町新庁舎についての再質問ありませんか。9番福司憲友君。

○9番（福司憲友君） 今、町長からですね、非常に新しい庁舎は快適であるし、また、非常に同じ屋根の下でいろいろ横の連絡も進んでいるということで、これから町のためには多く行政サービスができるというふうな答弁でございました。そういう意味ではよかったなと思っております。

ただ、私もですね、もうワンストップサービスなんですけど、この前、農協で印鑑証明を取ったわけでありまして、初めてでありました。契約書を交わしているうちに印鑑証明ができてくるということで、こんなに便利になったのかなというふうに思っております。

それから今回、9月の24日に新しい庁舎で業務がスタートしたわけですが、予算がついてこれから本格的になるのは4月からだと思います。今、私もそうなんですけど、皆さんもそうだと思うんですが、八峰町ですね何といいますか、町長、教育長の町に対する考え方というのは常に出ておりますけれども、各課ですね目標といいますか、そういうものがですね、私方に見えておりますけれども一般的の方になかなか理解されていないんじゃないかなと思っております。そういう意味で、できればですね、八峰町の広報を通して各課ですね課長を筆頭に課の目標なり、また、仕事内容、そういうものをわかりやすくですね、写真でもって職員を紹介してもらえればなというふうに思います。私もそうですけれども、いつも会ってる課長、係長ぐらいまではわかるけれども、なかなか一般の職員の名前がですね、わからないわけでありまして。大抵、旧峰浜の職員はわかるけれども、八森の職員というのはなかなか一切わからない。まず、どういう仕事を

しているのか、そしてまた大体どこ出身なのかですね簡単にでも結構ですので、そういう広報を連載してもらえば、住民の皆さんは私方よりもわからないのではないかなと思います。そういうやさしいサービスもひとつ、新しい庁舎ができたんですから、そういうものもスタートさせたらどうかなというふうに思いますので、その点もひとつよろしく考えてもらえればと思います。

もう一つは、この前、行政報告にもありましたけれども、この庁舎には職員が120人近くおるわけでありまして。こんなに地方でですね大きな、会社だとすごい力のある組織だと思います。もう少しやっぱり職員のですね、本当に試験採用で立派な方が採用されておるわけでありまして、もっと職員のですね能力を発揮できる体制をですね、ぜひこれから取ってもらいたいと思います。今、最初が私は肝心だと思います。今、形ができますと、ずっとそれを後輩は継承していくわけでありまして、この機会に思い切った町の取り組みとかですね、変える、まさに議員のですね仕分けだけじゃなくて、この町のですね仕分けも無駄を省きながら必要なものはどんどんやっていくというそういう姿勢をですね、ぜひ町長からも、また、副町長、教育長からも率先してやってもらいたいというふうに思います。町長の考えを伺いたいと思います。

○副議長（須藤正人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 福司議員のご質問にお答えいたします。

各課の目標なり動きがよく見えないというふうな話、それからまた職員体制が十分住民に周知をされていないというふうなご指摘でございます。これまで広報に人事異動の際は名前だけは載せておりましたけれども、もう少し工夫をしながら、例えば各課ごとにスタッフであるとか、あるいはやっている課題であるとか、取り組んでいる事業であるとか、そういうものをですね住民に周知できるような工夫をひとつしなきゃならないんじゃないかと思いますので、どういう形で、広報で例えばシリーズ的にやるとかですね、いろんな方法が考えられますので、ひとつ検討させていただきたいというふうに思います。

それから職員の能力をですね最大限発揮できるようにというふうな話をされました。そのとおりでございまして、庁舎のオープンにあたっての一番最初のあいさつの中に私も「庁舎そのものは新しくなったけれども、入る人間はそのままでありまして、その入る人間の気持ちなりそういうものが変わらなければ全く同じだ」という話をさせていただきましたけれども、今、福司議員がおっしゃったように要は中身の問題だろうと思

いますので、一人一人がいかにか新しい環境のもとで十分能力が発揮できるか、そういうものをですね我々も考えていかなきゃならないと思っています。

現在、県に1人職員を派遣しておりますけれども、そしてまた逆に県から1人来ておりますけれども、こういった交互の交流というのも来年度も続けていきたいなと私は思っています。というのは、やっぱり職員が自分の職場だけにとどまっておりますと、どうしてもそこが当たり前というふうになってきますけれども、もっと別な角度でやっぱりものを考えられるような、そういう機会を与えてやることもひとつの大事な点だと思いますので、そういった点はやっていきたいと思えます。それからまた、さらに今は研修所を使いながらのいろんなテーマ別の能力研修もございいますので、そういった機会に職員をできるだけ多く参加をさせながら、機会を捉えて高めていくようにやっていきたいなと思っています。あわせて、私もやり残した課題の一つでありますけれども、職員の能力を正當に評価をしながら、評価できるようなシステムをですね構築しなきゃならないわけですが、これもなかなか私も4年間かけていろいろ総務課長等も話をしましたけれども、もう少しやり方がちょっと不十分であった点もございいますので、こういった点も能力開発につながっていく一つの要素になると思えますので、引き続きこの点は追求していかなきゃならない課題だと思っております。

それから、そういう意味合いで町のやっていることについても点検をしながら、今、事業仕分けというのがさらに流行語になっているようでございいますけれども、町としても職員の体制の問題に限らず、町のやっている施策事業等についても十分継続する事業、あるいは見直しかける事業などのそういった点検はしていかなきゃならないし、総合計画とかそういうスパンでの総括を中間でやっておりますので、そういった機会を捉えながらもう少しそういった事業の中身についてのチェックなどもこれからしていかなきゃならないし、これが町の中だけでいいのか、やっぱり別な角度から必要なのかについてはこの後もう少し考えてみたいというふうに思えます。

先ほど申し上げたように、例えば広報に各課のやっている施策とか、あるいはスタッフの紹介とかそれぞれ載せるとかいろいろ方法論はあると思えますので、それを検討させていただきます。

○副議長（須藤正人君） ただいまの答弁に対して再質問ございませんか。

○9番（福司憲友君） ありません。

○副議長（須藤正人君） 2問目の政権交代による八峰町への影響についての再質問あり

ませんか。9番福司憲友君。

○9番（福司憲友君） 今、町長からも答弁いただきました。そんなに今までやっている事業には影響はないだろうというふうなことでございます。私は今年ですね緊急的な雇用対策とか経済対策、いろいろな交付金事業が行われましたけれども、今回ですね非常に私ども一般質問の中で、できれば大きい仕事も必要だけれども小分けなですね仕事がほしいと、できたらやってもらいたいなということで要望したことがありましたけれども、今回ですね、かなりの単独の事業が行われたようでございます。そういう意味では大変私は評価をしておりますし、私の知っている方でもですね「いや、仕事ねえやついがった」と、非常に好評だわけでありませう。

この前ですね、環境にやさしい保全事業と申しますか、非常に何と申しますか、今まであまり拘束されてない、何でも使っていけるようなですね事業というのは、すごく思い切ってやったなというふうには思います。この事業がですね例えば下水道とか、これから国でも、もちろん景気の浮揚対策も民主党ではやる方向でいるんじゃないかと思えます。また、CO<sub>2</sub>の関係、エコ関係もですね、私は事業にですね交付金等とかそういうものに予算がつくんじゃないかなと予想しておるわけでありませう。そういう意味で、できればですね下水道関係含めてですね、これが何十件か加入することによって町ですね下水道に出す一般財源が減ると申すふうになればですね、非常に将来的にも町の軽減になるだろうと思えます。また、下水道をやることによってですね水道の収入も入ってくるわけでありませう。そういう意味では、非常に制度がですね何と申しますか不公平なようにも思えますけれども、ある程度やっぱり今のこの不景気ですね、経済危機のこの国の制度ですから、そういうものもですね、やっぱりある程度やむを得ないと私は思えます。できればですね、来年も、来年というか新年度も、やはり大工さん方はですね何でもいいんだと、仕事あればさっさとでもいいからやらせてもらいたいという非常に切実な要望もございませうので、できればこれらの事業をですね継続というか町でも考えてもらいたいというふうには思えますので、どうか町長、政権も代わりませうけれども、やっぱり今そういう雇用の場が近くにあることはですね、やっぱり今一番住民に必要なんじゃないかと思えますので、このことに対して町長の考え方をお伺いしたいと思えます。

○副議長（須藤正人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めませう。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 福司議員の質問にお答えいたしませう。

いずれ国の新年度予算がまだ確定ではありませうので、先ほど申し上げたようにこの

予算に関わる町への影響については確定ではないわけですが、今の漏れ聞く情報によると、あんまり影響はないんじゃないかなというふうに判断しています。

それから、今回のいろんな経済・雇用対策の中でのお話がございました。確かにこれまで国・県のいろんな事業もございましたけれども、非常に条件とかハードルが高いものが多くて、なかなか一般の人が利用しやすいような状況になかったということも踏まえまして、今回の経済・雇用対策の中で町としてはかなり思い切った形でそういうハードルを下げた利用しやすいものを事業として組んだつもりでございます。その一つが環境にやさしい住宅づくりというふうなものでございますけれども、これもかなりの件数、大体65件ぐらいになります。影響額というと事業全体で1億4,500万円ぐらいの事業が組まれておりますので、今、福司議員がおっしゃったように小規模な工務店等、こういう業者についてはそれぞれの効果があったのかなと思っております。

それから雇用関係の創出の関係では、いずれものづくりであるとか新規の事業、販路拡大するためのそういう支援もしてまいりましたけれども、これも7,000万円用意しましたけれども、ほぼこれも出尽くした状況でございます。かなりいろんな角度で幅広く使われておりますので、これがこの後の事業展開にとっては有力に跳ね返ってくるのではないかなというふうに期待をしているところでございます。あわせて、商工会の商品券もですね2回目はあつという間になくなるというような状況でございましたので、それに伴う効果等もあったのではないかなと思っております。

今、福司議員の方から下水道関係の促進についても、この後いろんな経済対策の中では頭に入れてかかった方がいいんじゃないか、さらにはまた現在までのこういった取り組みをもっと来年度以降についても考えてほしいという話でございましたので、そういったものについても、国の経済対策がこの後どういうふうに打ち出されてくるかわかりませんが、そういったものに呼応する、あるいはまた町独自ですら考えられる要素がないのか、もう少し検討してまいりたいというふうに思っております。

○副議長（須藤正人君） 答弁に対して再質問ありませんか。

○9番（福司憲友君） ありません。どうも答弁ありがとうございました。

○副議長（須藤正人君） ほかに質問がないようですので、これで9番議員の一般質問を終わります。

休憩をいたします。午後1時から再開をしたいと思います。よろしく願いをいたします。

午前 11時52分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○副議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

5番議員の一般質問を許します。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 5番、大きく3事項に対して通告に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、有効微生物活用による農業振興策についてであります。

私は農業に関して全くの素人でありまして、正直言つて的確に質問できるか自信がありませんが頑張りたいと思います。

子供のころ、家の近くでは堆肥場という所のコエメがあり、冬には馬ソリなどで堆肥を田んぼに運ぶのを手伝った記憶がございます。また、EM菌の利用も我が町でも久しいです。これらは今で言うところのバイオテクノロジー、微生物活用の農法だったわけですが、畜産の衰退や化学肥料の普及など時代と共に変遷してきております。しかしながら、健康志向の高まりから無農薬、低農薬栽培が普及しつつありますが、農家にとっては病虫害など障害になっていることも事実ではないでしょうか。

そこで、無農薬、無化学肥料の自然農法を取り入れている農家が我が町ではどのくらいおられるでしょうか。まずはお尋ねします。

私たちが常々食しているお米や野菜は、低農薬または無農薬栽培と言われながらも、残留有害化学物質で既に汚染された土壌で栽培されています。そのことの蓄積で人や動物にがんや生殖器機能の低下など様々な悪影響が現実化し、社会問題となっております。自然な食べ物が人の心や体を変えとも唱える研究者、医学博士がおりますように、地球の温暖化防止と同様に大事なことであります。

有効微生物を活用した有機肥料に転換した農家の農産物が、栽培者の顔が見えるとかブランドとして市場では高値で販売されるということで、安定した農家経営をされているようです。中国の土壌肥料研究所でも、この自然農法に余念がないようです。八峰町の農業振興策として、安全で良質な野菜づくりに有効微生物を活用した自然農法に取り組めるよう研究費用の予算化を図り、活路の戦略にしていきたいと思っております。

2つ目ですけれども、9月定例会で一般質問しましたが、生ごみのゼロ・エミッション、堆肥化についてももう一度角度を変えて挑戦してみます。

私が質問して間もなく能代市の方で同様の取り組みについて報道があったように記憶しておりますが、やはり同じように果敢に取り組もうとする方たちがいるんだなど、そのときは自分を誇らしく思いました。前回この質問に対しての答弁は「一自治体での取り組みには費用的に困難だ」とのことで解釈しておりましたが、その後、何かしらのリサーチはあったものでしょうか。

生ごみは有効な微生物とのトッピングで、自然微生物農法を可能にすることができるんです。その肥効は、例えば慣行農業とでは稲の着粒数に大きな違いがあることや倒伏しにくくなるし、EM菌とはまた違い、うまみも差があるようです。また、この農法で土壌を同時に改良することで連作障害をなくしたり、さらにはPCBやダイオキシン、カドミウムといった汚染科学物質を無害なものにしてくれる効果や、栄養価の高い野菜の栽培を可能にするようです。農家が安定した農家経営の確立が我が町の将来に大きなメリットとなり、経済や雇用を支えてくるものと期待をふくらませている一人です。ぜひとも白神山地の自然遺産の麓との町として、循環型社会の構築、エコロジーの再生のためにも生ごみの有効微生物を活用した堆肥化を成功していただき、町の方向性、希望の道を開いていただきたいというところの成長産業に力を入れていただきたいと思えます。再度、町長に伺います。

次に、大きい2番目であります。新年度予算への思いと、ずばり2期目の町長の去就についてお伺いいたします。

はじめに、新年度予算編成の思いについて伺います。

政権政党が代わりましたが、いまだ日本の目指す方向が事業仕分けを見ても判然としません。これでは国民の不安を増幅させるだけです。不況、雇用不安、日本丸が海図やコンパスがあっても希望の大海原にいつ出港できるのかわからずじまいでは、国民への希望の奮起をそいでしまうばかりです。町が合併して2期目の初年度の予算は、より深いものがあると思えます。言うまでもなく、時勢に相応したもの、中長期的なビジョンに立脚しためりはりのある予算編成でなければならないと思えます。このような時期なので町民の期待は一举に集中しております。百年に一度の不況を我が町として乗り切るために積極型予算、いわばめりはりのある予算、骨太の方針をどう描いているのかを伺いたいと思えます。

次に、2期目の町長の去就についてであります。先ほど松岡議員さんからの質問で答弁がございましたが、私なりに質問要旨に提出しておりますので重複しますが質問させ



ていただきます。

八峰丸を運航するには、お金だけではまなりません。やはり舵取りをする人材にかかっていると思います。まさに戦いは人であります。

加藤町長は合併してから両町村の融和をはじめ様々な統一、統合、調整や庁舎建設、合併前のそれぞれの発展計画など1期で1期半ほどの施策や事業の遂行に奔走してこられました。まさに賞賛に値します。しかしながら、この1期はお料理で言うところの具材の下ごしらえの部分でしか過ぎません。これからは鍋に火を通し、味つけの段階に入るのではないかと思います。先般、検査入院したということで体調を大変心配いたしました。退院されて安心しているところでございます。何といたしましては戦いは体力です。万全なようです。本当に大変な時代だけに私からも町政の続投をお願いしたいと思っておりますが、ずばり2期目の出馬の意向について改めて伺うと共にお願いするものでございます。

最後の3つ目の質問となります。追加の経済対策をとれということでもあります。

本年は緊急経済対策や雇用対策に意欲的に取り組んでこられました。確かに国のエコカー減税や補助金、エコポイント、県の住宅への利子補給の80万円等、金持ち優遇と批判もございましたが、町のプレミアム商品券の20%増しや環境にやさしい住まいづくりの補助金も同様のご批判がございました。雇用経済を取り巻く環境に緊急かつ効果的な対策であったと私なりに評価しております。町で取られた対策は、近隣市町村に例のない多大な経済効果をもたらしたのではないかと推察しておりますが、当局はこの効果のほどをどう見ておられるのか伺います。

町の経済対策に商工業者はもちろんのこと町民も大いに喜んでおられることと推測しておりますし、さらに追加できないかとの嘆願の声も多く聞かれております。日本の経済の先行きを考えるとき、ドバイショックや長引くデフレ、円高、さらには政権の先行き不透明で二番底、三番底を打つとも憂慮されている中、今年度中に基金を投入してでも町単独で即効性のある経済対策を打つお考えはあるのか伺います。

国の補正に町のかさ上げの考えはないかということでございます。

前政権の補正予算を2.9兆円削減したことによる経済の回復が、半年は待ったがかかったとも言われております。致し方ないことですが、悔やまれます。

ここに来て新政権で2次補正の予算が決定されたことに伴い、詳細が明確になった段階で経済対策予算中、町でかさ上げ可能な項目があるとすれば対応する考えはあるのか。

どうか現下の窮状に鑑み、積極的な対応を切に望むところであります。ご答弁をお願いします。

今日の私の運勢はよくないのでありますけれども、以上で質問を終わりますが、再質問がなるべくないよう、また満足のいく答弁を期待して終わります。ありがとうございました。

○副議長（須藤正人君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 佐藤克實議員のご質問にお答えいたします。

輸入農産物の残留農薬問題や食品の偽装表示など食の安全を脅かす出来事があり、消費者の食の安全に対する関心が増大したことや、健康志向・安全志向により、消費者は国産の食料品を選択するようになってきております。

消費者ニーズの変化と農政改革、貿易の自由化による国際競争の中、生産者に求められているのは、低コスト、高品質、高付加価値化であります。消費者が国産の食料品を選択する理由として「安全性」と「新鮮さ」が挙げられております。最近「経済性志向」が強まって、より安価なものを買求める傾向にありますが、食の安全の保証は農産物の大きな付加価値になっているのは確かであります。

町内でも、秋田県特別栽培農産物認証や全農あきた特別栽培米認証を受けて、農薬や化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下、あるいは化学肥料を使用しないで米や野菜の栽培に取り組んでいる農家が16人おります。ただ、無農薬、無化学肥料の自然農法を取り入れている農家については、町では今のところ把握しておりません。

無農薬、無化学肥料の自然農法と称する栽培方式には多種あるようですが、いずれも、1つには農薬を使用しない、2つには化学肥料を使用しないのが共通になっているようです。具体的には、耕起して、青草や落ち葉などを鋤き込んで微生物の餌として土壌中の微生物を増殖させて、分解物が肥料になり、また、土壌中の微生物が増殖することにより無農薬での栽培が可能になるということです。効果が出るまでには数年の期間が必要で、その間は収量が大幅に落ちるとされていて、この期間に化学肥料を使えば失敗するとされています。市販されている微生物や有効微生物群を使用し、化学肥料や堆肥の施肥を極力抑え無農薬にすることにより、土壌中の微生物の生息しやすい環境を作る方法もあるようですが、高価であることがネックとなっているようです。

今年度、JA秋田やまもとでは、納豆菌の一種で微生物のバチルス菌をミョウガと稲

の栽培に試験的に使用しております。ミョウガについては、根茎腐敗病の防止として30農家・約8ヘクタールで使用、稲についてはカドミウム対策として2農家・約50アールで使用しております。ミョウガについては顕著な効果が見られなかったということですが、稲については若干効果があったと伺っております。

無農薬、無化学肥料の自然農法については実施されているところもあるようですが、県内でもそれほど普及してはいないようです。県としての取り組みや農協の取り組みもほとんどないような状況ですし、町としてもこの農法の詳細についてはまだ把握していないのが状況です。

栽培方法だけでなく販売ルートの課題などわからない部分が多いことから、今後、県や農協などとも相談し、町単独で研究すべきなのか、県や農協などと共同で研究すべきなのかも含めて検討していきたいと思っておりますし、予算が必要であればその時点で予算措置をしたいと考えております。

また、生ごみのゼロ・エミッションと堆肥化について再考をというご質問についてですが、9月定例会においてもお答えしましたが、堆肥化するためにはプラント設備の建設費やランニングコストの課題があり、単独で建設して採算がとれるかどうか難しいということと、生ごみの分別が確実に行われるかどうかという問題など、いろいろな問題があるだろうと思っております。

佐藤議員が言われるとおり、農家のためになり、雇用の創出にもつながり、循環型社会の構築や地球温暖化防止にも役立つよいことはあるとは思いますが、財政的な課題や農家や農協はもちろんのこと全町民の理解や協力が得られなきゃならないなど、簡単に実施できる事業ではないと考えております。

9月定例会においても「今後研究させてください」と申し上げたところでありますが、町単独でできるものなのかも含め、再度、時間をかけて調査・研究させていただきたいと思っております。

次に、新年度予算への思いと次期町長選の去就についてのご質問にお答えいたします。最初に、新年度予算についての考え方を申し上げたいと思っております。

新年度予算については、現在予算要求書の提出を求めている段階で、まだ編成作業には入っておりません。

ご承知のとおり、国の予算編成については12月に入りようやく始動したばかりで、決定には今しばらく時間がかかりそうであります。この遅れで町の予算作業にも影響が出

ており、予算要求書の作成の段階で大変苦勞しているところです。

新年度の予算の編成に向けたヒアリングは年明け早々から実施することとしておりますが、来春4月には首長並びに議会議員選挙が控えておりますので、「骨格予算」を基本として臨みたいと思います。

これまでの4年間で、懸案でありました大型プロジェクト事業はほぼ終了したものとっておりますので、継続事業を中心とした予算編成になるものと考えております。

ただ、国の政策と連動するものや緊急を要するものについては当初予算で対応すると共に、八峰町総合振興計画を初めとする諸計画の推進が適切に行われるよう配慮してまいりたいと思います。

さて、予算編成の方針に合わせて次期出馬の意思を問われましたが、この3年8カ月、町民の一体化を初め庁舎建設や振興計画実現など全力を尽くしてきた基盤の上にさらに努力を積み重ねることも必要ではないかとも考えますが、先ほど松岡議員にもお答えしたとおり、今盛んに合併の総括がされている時期であり、もう少し私自身の合併総括を試みたいと思いますし、八森、八峰町政を担当してきた道筋についても私自身総括する時間がほしいと思っております。特に、ここ2カ月ばかりは諸行事が連続し、落ち着いてこれらのことを考える時間的余裕がありませんでした。また、後援会の方々にも今後のことについてはまだ相談もしてないのが現状でありますので、どうかもうしばらく時間的余裕をいただくようお願い申し上げます。

次に、経済・雇用対策の取り組みの効果と町単独で追加の経済対策をとれないかのご質問にお答えいたします。

町で実施している今年度の経済・雇用対策事業については、まだ継続中のものもかなりありますが、事業の数にしても金額的にも相当の対策を実施してきたものと思っております。その評価については手前味噌となりかねないところもありますので、町民各位や議員のご判断にお任せしたいと思います。ただ、「大変助かった」「良かった」といった言う声も聞こえてきておりますので、町民の生活支援や商工業者を初め産業活動の後押しや雇用の下支えに少なからず効果が発揮されているものと感じております。

今年度の事業を整理して見ますと、国の補正予算に伴うものとしては、前年度からの繰り越しである「生活対策臨時交付金事業」と、今年度第1次補正の「経済危機対策臨時交付金事業」及び「公共投資臨時交付金事業」の3つがあります。計画書ベースでは、事業数で72件、事業費で約9億7,000万円、一般財源の充当額が約1億5,000万になります。

す。

加えて、町単事業として実施するものとしては、「八峰町雇用創出活動支援事業」と「環境にやさしい住まいづくり応援事業」があります。事業費の合計が9,000万円となり、財源は全て一般財源です。これら事業の合計は約10億6,000万円となり、一般財源ベースでは約2億4,000万円に達します。事業の中には、「プレミアム付き商品券発行事業」や「環境にやさしい住まいづくり応援事業」のように2回実施したものもあります。

現下の経済情勢に鑑み、通常予算では考えられない思い切った予算措置をとったものであり、一定の経済・雇用効果に結びついたものと思います。さらに、年明け後には国の2次補正が予定されておりますので、この中で実施可能なものがないか検討してまいりたいと思います。今年度中は、これまでの対策をしっかりと仕上げることにし、町単独事業を再度実施することは今のところは難しいものと考えております。

次に、国の2次補正に対する町の対応についてのご質問にお答えします。

政府は先日8日、7兆2,000億円の追加経済対策を閣議決定し、年明け1月の臨時国会に提出することにしました。

その内容は、雇用対策に6,000億円、家電エコポイント制度の延長など環境対策に8,000億円、住宅金融の拡充などの景気対策に1兆7,000億円、医療などの生活の安心確保対策に8,000億円、地方のインフラ整備や交付税の減少額補てんなど地方支援に3兆5,000億円となっています。

追加経済対策の中で町民の暮らしに直接関係するものとしては、「家電エコポイント制度の継続」や「エコカー購入補助の継続」「住宅版エコポイント制度の創設」が挙げられると思います。しかしながら、これに町が嵩上げして支援できるという内容ではないようです。

先ほど「町のリフォーム補助金の再々実施は難しい」と申し上げたところですが、経済対策の新しいメニューである「住宅版エコポイント制度」は、省エネ性能の高い新築や中古住宅のリフォームに対しエコポイントを与えるというものです。補助金からエコポイントに代わるものの趣旨は同じものであります。また、住宅関連業者さんにとっても同じ効果が発揮されるものと思います。

国に先駆けて町のリフォーム補助金事業を実施したところでありますが、国の支援制度が確定した場合には、これを活用していただきたいと考えております。さらに、秋田

県においても、当町で実施しているような住宅リフォーム事業に対して県が市町村に補助金を交付することを検討しており、意向確認の照会があったところです。市町村の財政負担は伴いますが、前向きに検討したい旨回答したところです。

また、地方支援の中で老朽化した橋の補強などのインフラ整備の支援がありますが、該当するものがあれば取り組んでいきたいと考えております。

追加経済対策の内容について詳細に把握できる段階ではありませんが、国や県の施策に呼応できるものについては前向きに検討し、経済・雇用の底上げに取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

○副議長（須藤正人君） 5番議員、1問目の有効微生物活用に関する再質問ございませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 今、町長からのご答弁がございましてありがとうございます。

自然農法の取り組みが、県そしてまた町としても少ないというお話がございました。確かに自然農法に切り替えて1ないし2年、3年というふうなスパンでもってやはり作柄が悪いとか障害が残ってしまうとか、そういうようなことがあるようです。また、一つには手間がかかるとかという心配があるようです。また、肥料が高いとかということがあるようですけれども、一自治体でかかれない、あるいはまた農協といろいろと相談しながらでないとかかれないというふうな話もございましたけれども、やはり本格的に取り組めないのは、将来的なコストが安く済むということがわかっていながらも、やはり慣行農法で済ませてしまうというのが現状だと思うんです。やはり今取り組んでおられる有機農法は、いわばオーガニック農法というところでありまして、私が言うところの有効微生物農法というのはオーガニック農法からまた一歩も二歩も進んだ農法でありまして、やはり無機質農法から有機質農法に変えただけの農法ではないわけです。いろんな特徴を持つ多量の微生物をですね、やはりたくさん入れた有機肥料のことでありまして、土壌には表面の方には後期生微生物がやはりありまして、中に入ると定時性微生物があるわけです。しかしながら、この土壌というのは好気性微生物と嫌気性微生物がほどよく混ざっている状態が非常に作物にいいわけでありまして、こういうことからやはり時間をかけてでもですね、将来の八峰町の農業をですね確立していく、こういうやはり取り組みは、やはり町長が言われたとおり1、2年でできないんだということをやっぱり頭に置くことが必要だと思います。しかしながら、やはり土地を健康化

させる、そしていい作物を育てるためには、やはり一度渡らなければならない川だと思うので、まず頑張ってくださいね、これに取り組みできればと思います。さっきも言いましたように、また、そのことにより連作障害も出てこなくなるということなので、いろんなメリットはやがては出てくると思います。

以前、日本地球環境財団の内部組織であります環境農業推進センターというのがありまして、そのトップとお会いする機会がございました。お願いしましたところ、八峰町でのこうした講演をできないかと打診しましたところ、お声がかかれば来てくれるということもありました。ぜひともですね、農業関係者の方にこうした方ですね聴講をお願いできる予算を組んでいただければと思います。

また、ゼロ・エミッションに関してでありますけれども、やはり多額なプラントがかかるというお話を前回も今回もなされたわけですがけれども、割と一農家でもできるようなんですよ。あと、生ごみに菌を混ぜて腐敗させていくわけなんですけれども、コンプレッサーで酸素を送る程度の割と簡単な設備でできるようなんですよ、やはりそれもこれもですね、やはり実際を見たり聞いたり、そしてそういう費用をですね今必要であれば予算化してくれるという話もありましたけれども、そういうような形でですね、もうちょっと前向きに取り組んで、やっぱり八峰町の成長産業、成長戦略にさせていただきたいと思いますので、再度答弁をお願いします。

○副議長（須藤正人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

自然農法そのものを否定するわけではありませんけれども、非常にいろんなメリットを、主張されるようなメリットもあると思いますけれども、また、かなりリスクもまたあると。やはりそれに伴ってですね収量が落ちたり、あるいはまた年間ですね、そういうものにしっかり取り組んでいける、そういう体制があるのかということ、なかなか現状では難しい要素があると思います。確かに非常に専門的な言葉も使われて、私もですね、わからない部分がありますので、この後、勉強していかなきゃならないなどは思っていますけれども、後段に話しされた、そういう意味でいろんなそういうものをですね聞いていくというものは非常に大事だと思いますから、そういう講演会的な中身のものはですね、この後、少し内部で検討させていただきたいと思っております。

いずれにしても町単独でですね、この農法をどんどん取り入れてやるという今の状況ではまだないと思うんです。したがって、町だけでなくてJAの皆さんであるとか、い

ろんな機会でそういうふうなものを話し合いながら、町としてやれるべきものがあればですね、その際、取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

それから堆肥化ですね、前にも話ししましたけれども、どうしてもね、せっかく作るためのごみの集め方、分別にして集める。さらに堆肥を作るとすれば生ごみだけではできないわけで、当然、それにプラスチック、例えば小坂の例であれば豚の糞尿を混ぜながら堆肥化するとかという問題もあります。したがって、そういうものとか、あるいはまた仮に作った場合に、それを実際活用していく、使っていくというそういうものがセットでないと、ただ作るだけでは意味はないわけですので、そういう体制もあわせて続いていかなきゃなりません。

今、JAやまもとの方で管内でようやく酪農ですね、少し規模を大きくやるという話などもあって、それらとこの堆肥化の問題をからめ合わせながら若干のプラントを含めた構想が今検討されていますので、そういったものの動きなども見ながら町としてそこら辺にかかわりながらやれるものはやっていくという方向を取りたいと思いますので、もう少し時間を貸していただければというふうに思います。

○副議長（須藤正人君） 答弁に対して再質問ございませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） ありがとうございます。ある程度前向きな答えもあったような気がします。私も農業に関しては素人。答える答弁する方も、ある意味では素人ということでもありますけれども、先ほど米の着粒数の数に大きな差があると言いましたけれども、具体的にはこの辺の稲は80とか多くても100という数ですけれども、やはり有効微生物を使った農法であれば、もう140幾らというような数字でもって非常に高くなるんで、最初の1、2年間とかそういうリスクはそこですぐカバーできるんじゃないかなと思います。ですから、ほうれん草とか高島屋さんとかでは一般的に156円のところが500円近い値段で売れているというふうなことで、非常に健康にもいいし、価値も高いということで非常にメリットの高い農法でありますので、もう一度ですね考えてもらいたいと思いますし、これまで堆肥とか、これまで使われた生ごみの堆肥化したものであれば非常に完熟してないそうなんですよね。未完熟みたいなんですよ。ですからやはり何と申しますか、肥効が小さいと病虫害にも危険があるということでもあります。

ここの白神山地にはそういった農業に役立つ菌がいっぱいあるそうです。ですからですね、そこに行っている菌を持ってきて調べてどれが有効なのか、農産物にはこの菌が必要なのかということを取りあえずみんな勉強しながらいろんな農業を手がけてい



るようです。その人は汽車に乗って山を見たら、山には木も自然とおがってるし草も自然とおがってるんだと。これは何でなんだろうということで始めたのが、この自然農法だそうです。ですから、やはりもうやろうとすればできる農法だと思いますので、今後でもですね前向きにこれを進めていただきたいと思います。答弁は別にしていいいです。

○副議長（須藤正人君） 2問目の新年度予算等に関する再質問ございませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 昨日の行政報告の中でですね、来年度予算は極めて厳しい財政状況から収支の均衡を保持し、健全財政の推進に努めるといった予算組みとなるような話がございました。また、先ほどの答弁でもございました。ですけれどもですね、このような時勢だからこそですね、収支の均衡と言わずですね、やっぱり積極的な予算編成で成長戦略を打って出てですね、やがては町の財政を揺るぎないものにするための施策を展開すべきだと私は思っております。もう一度ですね、予算編成に関する考え方。臆せずに取り組んでいただきたいと思いますけれども、もう一度この点に対してご答弁をお願いしたいと思います。

またですね、町長、去就についてでありますけれども、できればですね来年早々にでもですね、早い気持ちの表明をしていただきまして、また続投をお願いしたいと、これは切にお願いしたいと思っております。この点に対して再度、答弁をお願いします。

○副議長（須藤正人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ご質問にお答えいたします。

いずれ新年度予算の編成はまだ行っておりませんので、今言ったような意見も参考にしたいと思います。いずれにしても国の予算がまだしっかり固まらない。さらには、今、補正予算も出るわけですが、これがどういう事業で町に対する影響がどうなのかという見極めもしなきゃなりませんけれども、これに対応できるものがあれば町としても積極的に対応していきたいというふうに思っています。それからまた状況がこういう状態ですから、特別、バランスだけにこだわっているわけではありませんけれども、大方は、新年度予算は特別な事業がない限りは継続事業を中心しながらあげると思いますが、今言った緊急性のあるものについては町としても取り上げながら、これに対応していくように頑張っていきたいと思っております。

それから後段の方については、いずれ先ほども申し上げたとおりでございますけれども、もう少し考える時間がほしいのでよろしく申し上げます。

○副議長（須藤正人君） 5番議員、再質問ございませんか。

○5番（佐藤克實君） ありません。

○副議長（須藤正人君） 3問目の追加経済対策についての再質問ございませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 今年の経済対策は非常に、町長からもお話しありましたように非常にこう一定の効果があつたんじゃないかというお話を聞きました。それにもかかわらずですね、これからでも年度末に向けてやはり会社を畳むとか倒産があるような話も聞こえてきております。高失業率、日本が二番底を打つとすれば、八峰町は四番底、五番底じゃないかなというふうな感じで捉えておりますけれども、やはり回復にはですね相当な地域には時間がかかるのではないかと想像されます。どうかですね、国の対策におさまらずですね町の対策をね、もう少し続けていかなければ、これまでとった経済対策が無理になってしまうような気がします。ですから、やっぱりもうちょっとですね、このてこ入れをですねやっぱりきちとしたものにして、やはり八峰町がやはり雇用の維持が図れるような体制づくりをですね、やはり今年度予算、今の2次補正をからめた段階でですね、お願いできればと思います。

先ほど国のエコポイントとか県の対策とかありましたけれども、やっぱりエコポイントが1月1日から始まるわけなんですけれども、やはり新築に対してはもう大企業を何ていうか主眼に置いたようなエコポイント制度なんです。簡単に地方の人方が、業者が手を出せるような制度でないというのがわかっていただければと思います。ですから、簡単に国で言うエコポイントに乗っかればいいとかいっても簡単ではないことをやはり頭に入れておいて、それなりの対策を取っていただきたいと。これに対してもちょっと答弁をお願いします。

○副議長（須藤正人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ここは八峰町になってからも企業の撤退がかなりあります。こういった問題に対しては非常に有効な打つ手がなくですね、大変申しわけないなと思っいるんですけれども、ただ、今年度いろんな対策をした中で有効なものもありましたので、果たしてこの後ですね、町にとってどの手が有効なのかはですね、もう少し我々もいろいろ意見を聞きながら、できるものはやっぱりやっていかなきゃならないと思いますので、そういう立場で考えていきます。ただ、国の補正が今申し上げられたように使い勝手がいいものかどうか、ここの地域に当てはまるのかどうかという見極めの関係か

らすると、非常にそういう前提条件なるものがいろいろありますので難しい要素もありますけれども、町としてはできるだけですね住民に幅広く、しかも即効的になるものをですね取り上げながら頑張っていかなきゃならないのではないかなと思っています。

○副議長（須藤正人君） 当局の答弁に対して再質問ございませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 私が言っているところは、国の2次補正でいろんな項目ついている部分、あるいは地方自治体にお金だけで来る部分もあると思いますので、やはりそういう部分をね大いに活用してですね、経済対策を十分図っていただきたいと、これお願いしまして質問を終わりにしたいと思います。答弁は結構です。

○副議長（須藤正人君） これで5番議員の一般質問を終わります。

3番議員の一般質問を許します。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今までは大変難しい質問をしておりましたが、私は肩の凝らない質問をしていきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず一番はじめに、金婚式の写真贈呈についてお伺いいたします。

これは八森のときはずっとやっておりました。合併してからは中止になって商品券というものが渡されております。だけど、この50年、金婚式というのは本当に苦勞とかいろいろあって、それが形に残って孫子の代まで見られ、そして家継がれていくわけですが、やっぱり非常に私はこういう話はどうかと思っています。他界された人などのときに葬儀に行きますと、みんな金婚式の写真を飾っているわけですよ。非常にいい写真だと。これはなぜ続けないのかと。私も見ても「いや、今日すごくいい写真だったな」と。

「これは町からもらった写真だよ」ということでありました。だからやっぱり商品券もいいですけども、お金に換えられない宝物でありますから、やっぱりよその家に行きますと仏壇の所にずっと明治時代からの古いじいさん、ばあさんの写真があります。そうすれば、孫でも来て「ああ、あれどこどこ。あのばあさん、俺、私に似てるな」とかというような、そういう雰囲気も出てきますし、やっぱりこれからはそういうような面でこの金婚式やる商品券じゃなくて、もう一度この写真を贈呈したらいかがかなと思っていますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、観光振興についてお伺いしますが、いつも本当に同じことばかり言って何も進歩もないんですけれども、またどうしても聞きたいなと思ひまして聞くことにいたしました。それは、まず一番先にここに書かれてるように、町長の所にお客さん来たら、

あなたはこの八峰町の中にどこにお客さんを案内していくのかということをもまず聞きたいと思います。私の家に誰か来ますと、なかなか八峰町ではいいところないなど。そう言えば悪いかわからないけれども、どっか行くっていえばお金取られ、あそこへ行くっていえば道路の整備が悪い、そうすれば面倒だから十二湖まで行く、あそこは気楽で自分たちの好きなように行ける。そして案内してもらいたかったらば、あそこにいる人に500円払って案内してもらおう。こういうような気さくな観光をしていきたい。行ったらどうかと。だから留山に行くのにもみんなで町の人も案内人をつけなきゃいけないなんて、こんなようなことは、私はこれからやめた方がいいんじゃないかと、そう思いますので、どうかその点の答弁をよろしくお願いいたします。

次に、三十三番観音についてお伺いします。

これは古い話で江戸時代の北前船から始まったもので、たまたま滝ノ間の方に船頭さんがおられまして、その若い人があまりにも勢いがよくて麓から一番、二番と行くのを忘れてしまって一番てっぺんまで先にどんどんどんどん先に進んでしまったと。だからこの順番がちょっとくるってきて、三十三番観音というのは滝ノ間の地藏堂にあるんですけれども、あれは昔いろいろ聞くけれども、どこが所有しているのかな。管理は滝ノ間にあるから滝ノ間である程度、草を刈ったりしておりますが、私の小さいころはすごく景色もよくて、5月の連休になれば弁当を持って行ってよく山へ行って海を眺め「ああ、いい所だな」というような雰囲気でした。三種町の房住山を見ますと、あそこにもこういうのと同じものがあります。房住山は年に1回でも町として登山をしております。あそこはそんなに高くない山ですけれども、今は全然、草も刈られてないから多分整備されてないと、私も最近全然行ってませんのではっきり言えませんが、多分整備されてないんじゃないかなと思います。やっぱり小高い山ですので、これもある程度、観光の一つの資源としてやってもらったらいかがかなと。また、あそこは多分町有地の山だと思いますが、どのような管理体制が、町がやっているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

また、次に第2質問でいろいろと質問していきますので、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（須藤正人君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚正一議員のご質問にお答えいたします。

まず、金婚式の写真贈呈についてであります。先ほどおっしゃったように旧八森町では、町から依頼された業者の方が金婚を迎えられたご家庭を訪問の上、ご夫婦の写真を撮影し、毎年9月に開催される敬老式において寿詞と共に写真を贈呈していました。一方、旧峰浜村では、敬老式の対象となられた方へ記念品として写真贈呈することはありませんでしたが、会場内の一角で村内の業者が希望者への記念撮影を実施していたところがございます。

ご質問の金婚者への写真贈呈制度を導入したらとのことですが、人生の節目を迎えられ、その記念に写真を撮り、それを残しておきたいと考えている方も多いとは思いますが、旧八森町時代にもありましたが、個人によっては写真撮影を断わるケース、また、いろいろな都合により撮影できないケースも考えられ、この場合の記念品をどうするかなどの問題が生じておりました。これを全町に拡大すると、連絡や業者との日程調整など発生する問題も非常に多く、金婚者全員を対象とする記念品に写真を、贈呈することは現在のところ無理があるように考えています。

町では、敬老式の記念品として町内の商店などで幅広く活用できる商品券を贈呈しておりますので、記念撮影も含め、敬老者の皆様にとって記念になるような形でご使用くださればと考えています。

なお、記念写真撮影の機会を多くする意味では、敬老式会場内において希望者が記念撮影できる場を設けるのも一案と思っておりますので、業者と相談するなどして方法を検討してみたいと考えております。

次に、観光振興について、留山をもっと開放したらについてであります。八峰町は起伏にとんだ海岸線や世界自然遺産白神山地、そこを源として注ぐ清流など一級品の豊かな自然資源を有しており、八峰町総合振興計画では、観光振興の基本方針を「本町特有の自然、文化及び地域の人材を活用したグリーン・エコ・ブルーツーリズムなど新たな観光形態に対応した観光の振興に努める」としております。また、施策の実施に当たっては、自然との調和、環境保全に十分配慮した観光の振興に努めることとしており、人工的につくられた観光地やテーマパークなどと異なり、自然資源を活用して観光を推進する上で、このように自然との調和に配慮する思想は大変重要なことであると考えております。

留山をガイド等の同伴なしに自由に入山できるように開放したらどうかのご意見でございますが、石塚議員もご承知のとおり、留山は藩政時代から農業の水源確保のため

に守られてきた里山であり、「伐らない」「荒らさない」「観光化しない」を条件に、地元関係者の同意を得て環境学習を目的に整備したものであり、それがゆえにガイドなどの同伴をお願いしているものであります。

近年、観光の考え方が多様化し、教育旅行や環境学習を主とした体験活動も観光の一つと捉える方もおり、留山における環境学習も「観光化を促進することになるので、もっと入山規制を強化すべきである」と主張する地元住民もおられます。

このように、留山の活用には多様な考え方があることから、現在は、他の観光エリアや観光施設とは異なりガイド付き入山を基本として活用しておりますので、ご理解をくださるようお願い申し上げます。

道路整備についてであります。留山へのルートとなる林道水の目線は路面の傷みが激しい箇所も見られることから、改良工事や補修工事を計画的に実施したいと考えております。

今後も、本町特有の自然、文化及び地域の人材を活用した観光の振興に努めてまいり所存でございますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、滝ノ間三十三番観音についてであります。この質問を受けて私も調べましたが、平成16年9月に刊行した「八森町誌（続編）」によると、「今から160年ほど前に、滝ノ間地区に信仰心の厚い仁三郎という船頭がいて、自分の持ち山に33体の観音様を祀った」と記されているように、観音森一帯は個人の持ち山でありましたが、現在は、個人の持ち山のほか、山頂付近は町有地となっております。

毎年、滝ノ間自治会では観音様が設置されている山道の草刈りなど献身的な奉仕作業を実施していると伺っており、その厚い信仰心に敬意を表する次第であります。

町といたしましても、このような歴史的経過を踏まえて、国道101号線脇の入口に説明板を設置して、町内外からの探訪者への道標といたしております。

石塚議員の指摘するように、「三十三番観音」信仰は「西国の札所巡り」や「房住山信仰」のように、近年、特に中高年層にブームを呼んでおります。「三十三番観音」に限らず江戸時代の紀行作家菅江真澄も人気があり、峰浜、八森両地区の随所にその足跡を残しております。

町の観光資源としての三十三番観音の位置づけであります。八峰町ガイドブックの観光マップにその場所を載せており、また、以前、県が主体となり指定した「新奥の細道」の49番目、「はちもりの自然にふれるみち」においては「JR八森駅、ぶなっころ

ンド、羽黒山神社、三十三番観音、ハタハタ館、岩館漁港、岩館海水浴場、JR岩館駅」の4時間30分コースの一つの通過ポイントになっておりますが、観光スポットとして積極的な啓蒙活動は行なっておりません。

本町は、四季折々に自然、景観、食材など豊かな観光資源を有しておりながら体系的な観光戦略がないことから、資源を有効に活用しきれれておりません。また、観光資源となり得るのに気づいていない素材も多く存在するものと思っております。

このことから、今年度から継続で八峰町観光振興計画を策定することとし、12月1日、町内各種団体の代表18名を策定委員に委嘱したほか、国際教養大学熊谷嘉隆先生をアドバイザーに、秋田市市民活動センター吉田理沙さんをコーディネーターに委嘱し、第1回策定委員会を開催しました。

ワークショップ方式を採用した結果、形式にとらわれず自由な雰囲気の中で討議が行なわれ、各委員からは貴重な意見が多く出されました。策定委員会では、食、体験、宿、海、川、山、史跡などに分類し、テーマ別に観光資源を出し合い、それがどれくらい魅力的であるか、売れるか売れないかなどを検証していくほか、未活用の資源発掘については外部者の視点で調査研究をしていくことにしております。観光振興計画が単なる絵に描いた餅とならないよう、より現実的で実効性のある計画を目指すことにしております。

三十三番観音など町内の史跡については、単に文化財としての保存に留まらず、観光的な側面からどのような利活用が考えられるのか、当策定委員会の中でも話し合われることとなりますが、関係機関や教育委員会などとも十分協議しながら対応を検討してまいります。

以上であります。

○副議長（須藤正人君） 3番議員、1問目の金婚式での写真贈呈に関する再質問ございませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、町長のあれでは無理があると、あまり嫌がる人が多いということでありましたが、何かやるっていえば100%の人がいいということは、これはなかなかないです。せめて50から60というのが成功したということと考えなきゃいけないと思います。だから商品券もそれは喜ぶ人もいるでしょうし、写真も喜ぶ人もいるでしょう。だから全ての人がいいということやるということは、本当にこれは世の中で無理なことだから、せめてやっぱり50から55、60ぐらいの人が「ああ、いいな」と思ってる

ような感じならやらなきゃいけない。それが皆さんのいろいろとアンケートを取ったわけじゃないけれども、やっぱりあの写真というものは後世にも残るし、そして先ほども言いました自然死の場合にね非常に喜ばれている人が多い。特にすごくよく撮れているんですよ、また。苦節50年というあれが常にその写真の中に刻み込まれているような顔で映っている人が、本当に90%から100%、それこそ「ああ、俺あんまりよくないな」という人も中に1人、2人いたみたいですけども、立派に自分の夫婦が50年間連れ添うということはなかなか大変で、また連れ添わない人もいるんですから、それが全てあの写真に思いがあるんですから、どうかこれはやっぱり前向きに考えて、町長もこれから50年経ったときにあの写真見たときにどう思いますか。

- 副議長（須藤正人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） 写真そのものはいいというふうに私は思っていますけれども、ただ、今は前と違って時代もですね、かなり写真がいろんな形で普及をしてきております。簡単にカメラもですね相当数普及しておりますので、前みたいにあまり写真を撮る機会は少ないという状態からは変わってきていると思います。そういう意味では、どうしてもですね、そういうプロの写真でそういう機会にという人であれば、商品券を活用しながらそういうものを撮っておいた方がよろしいんじゃないかなというふうに思います。50、60%あれば、それであといいんだという何かやりづらいという話ではありますけれども、やはり現状をですね、そういった時代もまた前とは違う状況にあるということも踏まえながら対処していただきたいというふうに思います。
- 副議長（須藤正人君） ただいまの答弁に対して再質問ございませんか。3番石塚正一君。
- 3番（石塚正一君） 商品券は4,000円ですよ。4,000円でしたよね。5,000円だったか。多分、写真の場合はかなり6,000円以上、今まではボランティアで安くやってあったみたいですけども。今、町長が、だけどもしかそれやるにしてもですよ、やっぱり敬老式の時にもしか写真欲しい、前もってお金とこういうのはどちらがいいのかということもやっぱり聞いた方がいい。前ね、要するに峰浜の人が前に敬老式の時にも個人にみんなボランティアで写真撮ってやったと。ところが八峰町になって撮ってやったんならば、人数がかなり多いわけですよ。それで1カ月経っても2カ月経っても写真来ないと。「おまえ何だかと。町から金もらってて、こんなに時間かかるのか」というような話もされたと。だからね、そのときに一言、「これは、この人はボランティアで



やってるんですよ」という言葉を一つ添えてやると、待っている人も怒らなかつた。それで、そのやってる人はそれならやりたくないという感情になってしまうんだから、やっぱり今言ったように町長のアイデアもいいですよ。それは商品券をね、向こうに変えなさいと、これはいいことです。けども、そのときに、ただ今ここで言うんじゃないくて、広報や何かでもやっぱりそれは知らせるべきだと思いますので、どうかその点を考えてください。

○副議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 業者の人といろいろ話ししながら、一つには値段的な問題とか、そういうやってくれるかどうかの問題もありますけれども一応協議をしながら、例えば会場にですね設置をしながら希望者には撮っていただくとか、あるいはまた出張しても撮っていただけるような状態であれば大変いいわけですからけれども、そこら辺も話を詰めながら、そして決まった内容については今おっしゃったように十分町民に周知できるようにしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○副議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ございませんか。

○3番（石塚正一君） ありません。

○副議長（須藤正人君） 次に、2問目の観光振興に関する再質問ございませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 先ほど町長の答弁では、あそこを観光化しない、学習だというような話をいたしました。ところが、だんだん最近、学習化も観光化になってきたというような、本当にそれで周りでもそれでも反対だと言ってますけれども、なぜね1億円から2億円の金でね、あのときにね、その八森の一部の人たちとね、いろんな交渉をして向こうは許可しなかつた。そのときに、いや、山を荒らさないで案内人をつけるから何とか頼むよというような形であれが施行されたから、初めっから無理があったことは当然だと思うんですよ。いまだかつてそれを解決できないでいけばですよ、やっぱりもっともって向こうともう一度話し合いをして、山はもう荒らさないようになってから、中にはそれは1人、2人が出てくるかもしれませんが、やっぱりお客さんが来たらば、さっとね簡単に行ける。だから前も言ったように町民の人も行けないということはおかしいじゃないかと。町民の人には木札でも何でもいいから家族に何か一つね、そういうようなことには書いたようなものを与えてやれば、これを持っていけば黙って入れますよということをししないと、町民もお金取られて案内人つけなければだめだなんて、そう

いうのはおかしいんじゃないかなと、そう私思います。

先ほど町長に、あなたはお客さんが来た場合はどこに案内しますかと聞いたときに、その答えがなかったんですね。だからその答えによってまた私も言うことがあると思うんじゃないかなと思いますので、それもひとつお願いします。

○副議長（須藤正人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

わざととえば困りますけれども、私も特定の場所にだけお客さんを連れていくわけではございませんので、そのときの、海が好きな人がいればチゴキの灯台に連れていったり、あるいは濤安の乙女の所に連れていったり、山が好きだといえれば二ツ森に連れていったりですね、そのときの状況によって行く所がいっぱいありますので、限定された所だけ連れていっているわけではございませんので、八峰町はそういう環境にありますので、海、山、川、いろんな所があるというふうに私は理解しております。

それから留山の件ですけれども、お願いして確かにあれですけれども、歴史的な経過、さらにはやっぱり自然環境を保全しながら、なおかつそれを見せていくという、こういう基本的な構えをですね、ひとつ忘れないでほしいと思います。現に八森地区からは、現在でももうこれ、留山の開放についてはもう少し厳しくしてもいいんじゃないかという声もあります。したがって、我々としてはそういった今までの大事にしたものが一旦荒らされ出しますと大変なことになりますので、そういう保全という意味合いを十分加味しながら、あそこを学習のために活用していくという方向で、そういう意味で木道を整備したりですね、一旦、岳岱もそうであったんですけれども、根が踏み荒らされるような状況になりますと、もうあと大変な状況になりますので、そのためにしっかりしたガイドを付けながらあその歴史的な価値、あるいは自然のよさというものを十分わかってあそこで保養してもらおうという意味合いでやっていますので、何とぞご理解をさせていただきたいと思います。

○副議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ございませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、私、留山のことに突出しているんですけれども、先ほど言いました町内の人にね何かこう与えて、ここは町内の人だよというものを与えて、町内の人はいこれでいいですよということを聞いたんですけれども、それについて答弁がございませんでした。それは後からお願いします。

それで本当に留山がね、本当に今でも町長の答弁では、もういろんなごちゃごちゃし

ているのであれば、もっと新ルートを開発するとかね何かしないとね、このままでいけばどんどんどんどんもう収縮されてしまって、八森地区の一部の人に言われてそのままにするということは、私はちょっとなという気もいたしますし、ただ、ここにね観光客が今度70何万人来ている、60何万人来ていると言うけれども、どこをどのような調査をしてるんだかね。多分、ハタハタ館も入っているのか、どこもみんな、海来る人、山来る人、みんな勘定して、そのぐらい来てるのかなというような雰囲気は私には思わないんですけれども、ただ年中ここに人が来てにぎやかになる方法も考えなくちゃいけない。それは、私はやっぱりよく大河ドラマをやれば1年がかかりますよね。何かこの歴史とかそういうものとか何かを考えて人を呼ぶような、1年間、もう芸能人でも映画会社でもどんどんどんどん来て、ここに来て、それを見にお客が来るというような方法も考えなきゃいけないし、また私はとてつもないことを前に考えたら、おまえきちがいだと言われたこともございました。イベント、観光というのは火と水と物があればすごいわけですよ。あと、地元にいる人が全ての観光案内人になんなくちゃいけないわけです。我々いても、どっかの人に聞かれて、何か聞かれたとき、わからない。これじゃ話にならないから、八峰町の人には全ての人観光人にならない限りは、これは観光化された意味は何にもないんです。だから、まずパンフレットもやっぱりみんなに渡してみんなも見て、八峰町の良さを見なきゃいけない。これがまず一つの原点です。必ず火と水のある所は成功してるんですよ。大館でも京都でも、あとそのほかに山に火つけて燃やしてじゃんじゃんじゃん騒いでる。そういうような所がいっぱいあるんですよ。だから私は今一つ言うのは、ここには水がないんですよ、ため池が、大きな。だから白神山地の麓にね、みんなで、全国から募集してバケツリレーでもいいから湖を作ったらいかがかなと。そういうような突拍子もないようなことを今言いましたが、そういう点に大きなスケールで観光化を目指す気があるかどうか、町長にお伺いしたい。

○副議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 通告にない幅がかなり広い質問ですね、当初から質面内容にそういうものを掲げてですね、いろいろ論議するのはいいんですけれども、この場に来ていろいろ幅が広がっていくと、こちらも答弁のしようがないものも確かにあります。

まず、留山の件でございますけれども、これは当初からですね、まず歴史的な背景をちゃんとわかってほしいと思います。これが一つあります。それから何回も言うように、この場所はそういう貴重な存在で、しかも自然というものを守りながら、なおかつそう

いう場所だということを見せていくというふうな方向でやっていますので、一定の制約はあるのは最初からわかりきった話でありますから、これを曲げていくということになれば地元からも賛同は得られないことになる。一部の人が言うから云々でなくて、基本的な考えとして、あそこをどう捉えているのかという問題になってくると思いますので、そういう点から判断をしていただきたいというふうに思います。

それから幅広い観光振興については、先ほど申し上げましたように今振興に当たって八峰町のいろんな資源を洗いざらい出しながら今まで気づかなかったもの、あるいはまたこれから幅を広げていくもの、いろいろ議論しておりますので、今、石塚さんから申し上げられた点についてもそういった場で少し話を出していけるようにですね、したいというふうに思っております。そういうことで是非よろしくをお願いします。

さっき申し上げました基本的な考えからいって、地元であるとか地元でないとかという、そういう考え方では捉えておりませんので、その点はそういう角度でものを考えていただきたいと思います。

○副議長（須藤正人君） 3番議員、通告に従った質問をお願いしたいと思います。

再質問ございませんか。観音様、よろしいですか。質問に、通告書に1番と2番しか載っておりませんでした。観光振興の中に三十三番観音があるの。

3番議員の再質問を認めます。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 先ほどね、これは、三十三番観音は歴史があるものでございますので、ただ、昔は個人のものであって今は町のものであるでしょうけれども、ただ多分あれは自然に滝ノ間にあったから滝ノ間の人は今でもこうやってるんですけども、本当にこれは町から委託されてやってるわけでもないだろうしね、だからそこら辺がね、自治会に聞いてもわからない、どこへ行ってもわからない、教育委員会でも前聞いたけどわからないっていうから、かなり昔から調べたんですよ、これは。だから本当にここを勝手にやっていいものかどうか、最後になれば、ちょっとなれば、町のものなのに何やったんだかってこうなれば困るから、そこら辺のところ、ただ明確にはっきりしておかないと。

○副議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

ここ、上の方はですね町有地、図面は町有地ですけども、このものそのものについては町有のものではございません。要は従来からの歴史あるものがあって、それを地域

の人方が一つの対象として今まで大事にしてきたと、こういうことでございますので、別に町で管理するわけでもございませんので、そこら辺は誤解のないようにしていただきたいです。

○副議長（須藤正人君） 3番、再質問ございませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） それを聞けば、まずそのもの自体は昔の船頭さんが持ってきてあそこの所に置いたことは、これは私も歴史が好きですからいろんなもので調べてわかりますが、それはわかりました。それを今、町長からはっきり聞けばわかりました。

ただこれ、要するに先ほども言ったように観光ね体験センター、今ありますよね。いろんなとこやってるから、この間、体験センターの皆川さんの所にお電話して「こういうのやってるのか」と、「まず今こういう質問したいんだけど、あなたたちの意向も聞かなきゃね、私もまたいい加減なことしゃべれないから」ということで話をしたら、「いや、希望があればやるんですけれども、今のとこはないんだ」ということでございました。だからやっぱりあそこをね、町有地であるから町もやっぱりある程度、今の雇用の人たちもいますので草刈りを手伝ってくれたり、滝ノ間の人も出ると思います。草刈りを手伝ってもらって見晴らしをよくして、あそこにも昔からツツジが、教育課長はわかると思いますが、昔はツツジもあってね、すごくいい所なんですよ。だからそのツツジがどういう具合になっているかわかりませんが、すごくいい場所ですので、あの上へ行けば本当に八峰町が一望できるいい景色なのでね、これはメニューとして、体験センターのメニューとしてやればですね、かなりいいと思いますので、これ多分、史跡文化財にはなってなかったですよ、これね。だからやっぱりああいうのを1回調べてみて史跡文化財ということで町が保護していくとか、そういうことも考えてもらいたい。だから今……ここに町長ってより書いてないからだめかな。教育体験メニューとしてやっぱり考えてもらいたいなということが私の希望ですので、町長の立場でひとつ。

○副議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

先ほど申し上げたように山頂付近は町有地と、それ以外は町のものではございません。

それから、その活用の仕方ですけれども、今、体験センターのメニューにもという話もありましたけれども、体験センターも今、里山トレッキングということで御所の台のコースをいっぱい整備してやっていますので、それは後でこういう話もあったよということでお伝えしておきたいと思います。

あと、先ほども申し上げましたように、この利活用の仕方についてはいろいろ今策定委員会の方でも話を出している段階ですから、ここの場所についてもひとつの要素として今申し上げられたような意見を反映させていきたいものだというふうに思っています。

○副議長（須藤正人君） 再質問ございませんか。

○3番（石塚正一君） いいえ、ありがとうございます、どうも。終わります。

○副議長（須藤正人君） これで3番議員の一般質問を終わります。

休憩をいたします。2時30分に再開をいたします。

午後 2時16分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○副議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

14番議員の一般質問を許します。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 通告に従い、一般質問を行います。

まずはじめに、高校生の奨学金制度の周知と通学費の助成について、町長の考えを伺います。奨学金制度については教育長の管轄になりますので、あわせてお考えをお聞かせください。

高校の進学率は、いまや義務教育と同じであります。義務教育までは就学援助や生活保護の教育扶助等の援助がありますが、高校生になると生活保護基準世帯で授業料の免除や減免措置があるだけです。

国が4月から授業料が無料になる政策を打ち出しました。今まで本当に待たれていた政策だったと私は思います。今まで、また現在ですけれども、高校生は部活に入らなくとも授業料9,300円と教材費等で2万円かかると言われています。八峰町の高校生は、それに交通費が加算されます。資料をお渡ししましたが、ちょっとJRの駅で逐次点検したつもりですけれども、資料の岩館駅、「能代駅」が「東能代駅」で「東能代駅」が「能代駅」の間違いですので、すいません、ここちょっと訂正してもらいたいと思います。1年間で大体10万円を超える地域が、交通費が出てくるわけです。このような現状をどのようにお考えでしょうか。授業料は9,300円が無料になって、保護者の負担はそれでもまだまだ大変だと言えるのではないのでしょうか。高校生に勉学や部活に励んでほしいというエールを贈る意味で、通学費の援助を考えないのでしょうか。

また、奨学金制度であります。利用者が非常に少ないのではないのでしょうか。どの

ように周知されているのでしょうか。1カ月2万円は大変助かります。高校生活、家計費応援のためにも大いに周知をするべきではないでしょうか。

しかし、今の若者は高校を卒業しても大変厳しい社会情勢になっています。この制度を利用し八峰町に住んでいても、正規の職員になれず8万円前後の収入で返済に大変苦労しているという話も聞きます。返済の緩和措置を考えないでしょうか。町内に長年在住すると減免措置があるとか、手取り収入が9万円以下の勤労者には減免措置と支払い猶予期間を置いて返済期間を長くするとか、このようなことが考えられないでしょうか。この時勢に合った具体的な支援が今求められると思いますが、いかがお考えでしょうか。

2つ目についてお伺いいたします。昨日の議会の中でもいろいろ論議を尽くしましたがけれども、国保の納期回数を10回以上にできないかということについてお尋ねをいたします。

今、国保料が高くて大変だという声があちこちから聞こえています。せめて払いやすいように今の6回から10回以上にする考えはないでしょうか。特に峰浜地区では12月一括納入から分割納入になり、期日を過ぎると延滞金の請求で四苦八苦するという声が聞かれます。八森地域でも同じです。6回の納期は1回の支払いが非常に負担になると思います。これが滞納世帯を増やす要因にもつながるのではないのでしょうか。当局はシステム改修にお金がかかると言われますけれども、発行券の増刷だけで済むという他町村の担当課の話もあります。能代市は9回です。国保の通知自体が7月から始まるので1年をかけて支払うことを考えないでしょうか。考えをお聞かせください。

3番目の質問をします。町営住宅の暖房機能は大丈夫かということについてお尋ねいたします。

一昨年3月議会でも質問しましたが、その後、当局は町営住宅にアンケートを取りましたが、いろんな苦情や要望がたくさん寄せられていることを目にしております。改善された項目がありましたらお聞かせください。

夕風団地の3棟続きの住宅で、特にFF式暖房器具を玄関入り口に置いて2階まで暖房を行き渡されるのに、電気ストーブも併用して1カ月でタンクが空になると言われております。そのタンクもその住宅の腐食が激しく、当初から備えられたものですが穴が開いたり、給油口が腐食しています。購入すると数万円かかり、当局は個人で買うことを求めますが、低所得者のための町営住宅にもかかわらず高額なFF式ストーブといい、タンクの購入、光熱費がかかることを考えると、次の人が入居するのは本当

に負担が大きいのではないのでしょうか。

また、給湯器は風呂に1回使うとあとはお湯が出なくなり、親子3人で全員入ってしまわないとお湯が間に合わないとか、学童を持つ家庭では大変不便をしています。タンクの購入の補助や給油タンクの改善を考えないのでしょうか。暖房器具のこのような暖房器具について町長はどのように考えておられるのか、考えをお聞かせください。

4番目の質問をいたします。町の指導で新生活運動をできないかということについてお尋ねをいたします。

町村合併以前、八森町では新生活運動の委員会が設けられておりました。私も議員になりたてのころでしたが委員会に出席したことがありました。自然消滅してしまったことに当時の委員の一人として責任を感じているところでもあります。というのも、一人暮らしの高齢者や年金生活世帯が冠婚葬祭のうち特に葬祭の付き合いが大変だという話をよく聞きます。この先、葬儀の費用が心配だとか、今までの習わしで自分だけができないという事情もあります。再度、新生活運動を立ち上げ、岩館地区で特に先進的に行われていることを全町に紹介し、冠婚葬祭に係る費用で生活の歯車がくるってしまったということのないように婦人団体、有識者が一体となった運動を再度立ち上げないか、教育長に考えをお伺いいたします。

最後に、空き地の衛生管理を町の指導で、についてお尋ねいたします。

町内の住宅地に囲まれた空き地が何カ所かあります。樺台の空き地は草が生い茂り子供の背丈くらいに伸びて、春から虫の大群に悩まされている箇所もあります。秋になると枯れ草になり、周りにたばこの吸い殻が発見されたりして万が一のことが起きなければと住民は大変心配しています。また、磯村から海に流れる水路、川がありますけれども、高波などによるとどぶ川になってしまいます。このことは昨日の議会の中で清掃する予算が通過されましたのでこのことはいいんですけれども、ただやはりこの川の管理というのは今訴えられたところによりますと、大きなどぶねずみが家に入ってきたり、蛇が入ってきたりするとか、こういう悪影響があります。これは悪影響だけでなく人体に影響を与える伝染病の媒体になったりするということも考えられますので、衛生面から特に河川の清掃をお願いしたいと思います。また、その近くの空き地にも同じくやはり草が生い茂って、誰のものかわからず、近くの住民は大変困っています。空き地の近隣から相談があったら速やかに対処して、衛生管理や火災予防の面からも草刈りの指導を行うべきだと思いますが、当局の考えはいかがでしょうか。



以上のことについて質問をいたしました。答弁のほど、よろしく願いいたします。

○副議長（須藤正人君） ただいまの14番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） それでは、見上議員のご質問にお答えします。

5つありますけれども、1番目の問題、私にという話でございますけれども、内容的に教育長の方が内容的にも十分つかまえ、しかも対処をしておりますので、1番と4番についてすみませんけれども教育長の方から答弁させていただきます。

私からは、2番の国保税の納期回数の問題についてお答えをいたしたいと思います。

最初に、国保税の1回の平均納付額でございますけれども、現在の国保税調定額を国保加入世帯数1,606世帯及び納期6で除算しますと、1回当たりの平均は2万3,745円となります。ただし、これはあくまで平均数値ですから、これが即、年金生活者の納付金額ということにはなりません。

次に、偶数月の年金収入に関係なく納期が設定されていることを見直すべきではということでございますけれども、その点につきましては、本議会に提出しました国保税条例の一部改正により、7月以降の年金支給月全てに納期を設定することにより対応することにしました。

それから、1年間かけて、あるいは年を越え、年度を越えて納期回数を増やすことは考えられないかということでございますが、結論を先に申しますと、年度を越えて納期回数を増やすことはできないということになります。

と申しますのは、国保の特別会計は、加入者が負担する税に加え、政令の定めによる国からの負担金や交付金及び県からの交付金、市町村の一般会計からの繰入金等で歳入が成り立っており、それをもって種々の保険給付、そして精算を年度で区切って行うというふうに国保の財政運営は非常に複雑な仕組みになっております。ここで重要なことは、国からの普通調整交付金は市町村の保険税収納割合に応じて交付されるという点であります。交付金を満額受領するには年度に係る徴収率が一定以上であることが条件とされており、それは全国同一ルールで算定されます。当町の場合、それは前年度の徴収率が93%以上ということであり、年度を越えて納期回数を増やすとすれば現行の国民健康保険制度のルールから外れることになり、国に対し本来の額の交付金を請求できなくなります。もしそうなった場合は、町の国保会計は維持できなくなると言わざるを得ません。

では、年度を越えずに納期を増やす方法はどうかということですが、納期を増やすために残っている月は、年金支給月でない9月、1月、3月だけです。これでは、年金生活者にとってのメリットは少ないと思われます。さらに、納期を増やすことは集金方式の納税貯蓄組合にとってはメリットがないばかりか、会計担当者の今でも大変な事務負担だけが増えるというデメリットも生じます。

以上の点を考慮した結果、我が町においては単純に納期を増やすのではなく納期の設定を見直すことが最善であるとの結論に達し、このように対応することとしましたのでご理解を願いたいと思います。

次に、町営住宅の暖房機能についてのご質問にお答えします。

町営住宅の住居に関するアンケート調査では、平成20年2月に入居者全員を対象に行っておりますが、回答は54人で回答率は57%になっております。

居住性に関する質問では、「満足」が35%、「普通」が26%、「不満」が39%となっておりますが、不満の理由としては、間取り、台所設備、広さなど建物自体に関するものを初め、除雪、草刈り及び木の葉対策、近所付き合いなど多岐にわたっております。

また、町営住宅につきましては、これまで施設の老朽化が大きな課題となっておりますが、今年度、経済危機対策臨時交付金を活用し、入居者の要望を受けながら改修工事を行っておりますので、ある程度は居住性の向上が図られたものと思っております。

さて、町営住宅の暖房器具についてであります。町営住宅の入居の際に「町営住宅のしおり」で、夕風団地の11号棟から13号棟、夕風第2団地及びかもめ団地については、全戸が高気密・高断熱住宅の機能を有していることからFF式ストーブの設置を義務化していることをご理解願っております。

また、修繕負担区分表では、屋内部分、建物外部及び付帯施設、電気設備、ガス設備及び給排水衛生設備において、町が負担するもの、入居者が負担するものを明確に区分しており、これらの条件を承諾していただき入居を許可しているもので、エアコンなどの空調設備、暖房器具及びホームタンクなどは、入居者の家族構成や生活実態に即したものを入居者の負担で設置するようにお願いしております。

町営住宅に関しましては、居住に必要な仕様にとどまっており、また、入居者においても単身世帯から5人世帯と家族構成や生活のパターンも一様でないことから、様々ご不満があるものと思っておりますが、その入居者の要望を鵜呑みにして町が暖房器具などを設置し、あるいは購入費用を補助するということは、自宅を所有し、全て個人負担で賄っ

ている人から見れば不公平感を招くことになるのではないかと危惧感を覚えます。

このため、これまでどおり「公営住宅のしおり」に従った町営住宅の運用で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

次に、空き地の衛生管理の指導についてですが、町内でも管理が不適切と思える空き地が見られるようになりました。空き地の管理が不適正になると、雑草の繁茂やごみの散乱による景観上の問題が生じるだけでなく、害虫が発生したり、不法投棄を誘発する原因となり生活環境に悪影響を与えることとなりますので、町としても相談に応じながら空き地問題が解消できるように努めてまいります。

ただ、個人の財産は個人で管理しなければならないものですので、空き地の所有者が確認できた場合は、所有者の方に適正な管理をするよう求めていきますが、所有者が求めに応じない場合、あるいは所有者が遠くにいて連絡の取れない方や所有権がはっきりしない場合には、憲法で定める財産権の不可侵の問題があり、行政といえども所有者に無断で敷地内に立ち入ったり、あるいは敷地内のものを処分することはできないと考えております。

八森の磯村と夕風団地を挟んで流れる上の川につきましては、11月19日の時化により遡上した砂や流木等が堆積し、また流れも悪くなっているもので、本議会に浚渫を実施するための予算を計上しておりますので、ご理解をお願いします。

樺台地区に発生している虫のことですが、発生しているのは主にヤスデと言われる虫と考えております。ヤスデは人体には害を及ぼす害虫には分類されていないようですが、見た目の不気味さと発生する量が多いことなどから典型的な不快害虫とされ、落ち葉、朽木、倒木など湿気があり腐植物の多い環境に生息するとされており、樺台地区で発生している付近には雑草などの繁茂した広大な空き地があることから、発生 of 主な原因となっていると考えていますので、土地の所有者を確認しながら草刈りなど適正な管理をするように求めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（須藤正人君） 次に、教育長より答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 町長への質問でありましたけれども、扱っているのが教育委員会でありますので私の方から答弁させていただきます。

最初に、高校生に奨学金制度の周知と通学費の助成をについてであります。奨学金制度は、見上議員もご承知のとおり、本町に住所を有する優良な学生であって、経済的

理由によって就学が困難な者に学資金の一部を貸与し、将来有為な町民を育成することを目的として設置されております。

現在、この奨学金制度を利用して学業に励んでおられる本町の学生の数は、大学生が28人、短大生が2人、専門学校生が8人、高校生が3人の合計41人となっております。

質問にあります高校生に奨学金制度の周知をとということではありますが、高校生に対する各種奨学金制度につきましては、各中学校において高校進学の際に、ご自身が借りること、あわせて返済義務も生ずることも含めて詳しく説明をしております。さらには、各高等学校では、家庭の事情等で授業料を長期に滞納されている生徒で成績優秀でしかも向学心に燃えている生徒につきましては、学年途中であっても奨学資金の貸与が受けられる制度の説明をしているとのことでもあります。現に、八峰町においても、高校生ではありませんが、そのような前例もありました。

このようなことから学年途中からの制度につきましては、今後とも各学校との連携を密にしていまいりたいと考えております。

また、大学や専門学校等に進学する高校生には、各高校において進学相談会や進学説明会等で生徒や保護者を対象に市町を含めた各種奨学金制度の説明を行っておりますので、奨学金制度については高校生自身もよく理解しているものと考えられます。

教育委員会といたしましても、今後とも町の広報紙等を利用して周知を図ってまいりたいと考えています。

高校生の通学費に助成をというご質問ではありますが、高校の授業料は県立高校で1カ月9,900円となっております。

通学に係る費用につきましては、見上議員が示された岩館駅からおおよその額で年間8万円とのことですので、授業料と通学費を合わせての1カ月の費用は1万6,600円と試算されます。現在、高校生の奨学金は月2万円ですので、十分とは言われないまでも賄われているものと考えられます。政権交代で高校の授業料の無償化が取り沙汰されておりますが、授業料の無償化となりますと、なおさら高校の奨学金制度は見直される材料となるものと考えられます。

ちなみに、能代山本郡内の高校生の奨学金を調べてみますと、能代市が2万円、三種町が1万円、藤里町が1万3,000円となっております、町の2万円は高い金額となっております。

町の奨学基金も原資が不足している状況であることを考えますと、授業料の無償化に

なった際には高校の奨学金制度の見直しはもちろんのこと、奨学金制度全体の見直しも検討していかなければならない時期にさしかかっているものと考えてもおります。

しかしながら、資源のない国の中の小さな過疎の町が生き残っていくためには、教育の町にふさわしい優れた知識の人材育成が非常に大事なものと考えておりますので、奨学金制度が持続可能な制度として確立していく方向を新年度に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、新生活運動の件につきましてお答えいたします。

新生活運動は昭和20年代後半から30年代にかけて全国各地で展開され、冠婚葬祭における虚礼廃止の趣旨から香典返しや花輪等の廃止、自粛、制限が申し合わされ、この運動の趣旨は現在も各自治体や各地域において継続されているところもあると思っております。

当町では、合併時の事務事業一元化において峰浜、八森両地区にありました新生活運動協議会は廃止することいたしました。しかし、冠婚葬祭の合理化については、八峰町連合婦人会の主要事業の一環として位置づけて運動を展開していただいております。ただ、両地区の地域性からこの運動の浸透に差異があることも事実であると伺っております。また、この運動を自治体主導でやるべきか、あるいは町民や地域の自発的な運動であるべきかは古くて新しい課題であると考えております。

いずれにしても、これまでの経過からすると、どんな運動や取り決めをしてもこれに対する強制力はなく、最後は個々人の判断での対応がウエイトを占めてきたことも否定することはできません。現在は、連合婦人会において主要事業の一環として展開していただいておりますので、当面、活動の現況をお聞きしながら、その運動を側面から支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（須藤正人君） 14番議員、1問目の高校生に奨学金制度を周知などに関する再質問ございませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） まず最初の質問に対して再度質問をいたします。

高校生、中学生にこの制度があるということを周知しているということは大変いいことで、これは続けてやっていただきたいと思っております。ただですね、無料には、民主党政権が今高校生の授業料無料にするとは政策が出てますけれども、その授業料だけではなくて、その他もろもろに非常にお金がかかるというふうなことをよく耳にします。特に

専門学校、工業高校等ではいろんな教材費、実習とか教材費にお金がかかる。9,900円ですか、これが無料になったにしても負担はそんなに軽くなったわけではないというふうなことを親御さんからもよく聞きますので、この無料になったから奨学金制度も見直されるということであれば、これは本当に大変なことだと思いますが、最後の方に教育長は「ふさわしい形で持続する」というふうなことを言われましたので、ぜひこの点は続けていただきたいと思います。八峰町が2万円で奨学金が高いと言われますけれども、これは交通費が多くかかるということで、この点もよく考えて奨学金制度を続けていただきたいと思います。

それとですね、町長は答弁なさいませんでしたけれども、通学の交通費に関して今までずっと続けてきたんだから、自分たちもそうやってきたんだからということでは言われればそれまでですけれども、ただやっぱり非常に定期代にお金がかかる、それからバス代にしても、バスを利用するにしてもお金がかかるということで、それが東能代、それから二ツ井に行くともますますかかるというふうなことで、町長に一言この通学費のことについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

通学費は個々、あるいは地域によってもばらばらでございます。確かに八峰町地区もそうですけれども、藤里、そういった所、さらには、遠くは青森県深浦とかそういう所からも通学している人もおります。そういう中では、今のところこの自治体でもこの通学費に対する助成という形は取っておりません。したがって、先ほど申し上げた奨学金制度の中でそれを有効に活用しながら、そして負担軽減を図っていくということによってよろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（須藤正人君） 答弁に対して再質問ございませんか。

○14番（見上政子君） ありません。

○副議長（須藤正人君） 2問目の国保税の納期回数についての再質問ございませんか。  
14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 2番目の納期回数についてお尋ねをします。

これは納期がまたがるということは、これは遺憾なことでありますので、これは当町の考え方はよくわかりますけれども、ただですね今の6回という回数、これが適切な回数なのかどうなのかというふうなことで、事務が繁雑になるとかと言われます。事務の

繁雑よりも、より払いやすいような金額の設定が必要でないかと思えます。1回に平均して2万7,700円ですか、私ちょっと聞き間違えばあれですけども、これはかなり低い方の設定ではないかなと思えます。やはり2回目を通して10万円以上の我々といって、個人的に言えばちょっとあれですけども、10万円を2期払うと超えてしまいます。そういうふうなこともありまして、1回目の回数をできるだけ少ない金額で抑えるためにも6回が適正だとは思いませんので、事務的な繁雑があるとか言われます。それとシステムの費用については私はかからないんでないかと思うんですけども、かかったにしてもほんのわずかじゃないかと思うんですが、陳情もいろいろ出ましてね、回数を増やしてほしい、年金者だけに限らず回数を増やしてほしいというふうな陳情も上がっておりますので、この辺もやはり加味した方が私はいいのではないかと思えますので、6回が適切なのかなのか再度ちょっとお答えをお願いします。

○副議長（須藤正人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 昨日の議会で納付回数の改正をして承認していただきましたけれども、当面はこの回数が妥当でないかなと思っております。回数そのものだけ延ばせばですね、メリットを受ける方も全然ないわけではないと思えますけれども、それに派生しながらまたデメリットの方も結構いろいろ出てまいります。口座振替する人はいいと思えますけれども、しない人はそれだけ納付回数が増えることによって手間がかかる、あるいはまた納税組合自体の事務負担が結構増えていくという問題などあります。さらに、口座振替であってもですね回数が多くなれば、それだけまた金の面、経費の面でもまたかかっていくということなどあります。要は、できるだけ納付する人の納めやすさ、さらには収納状況がうまく上がっていくという両面から考えていろんな工夫をしていかなければならないわけですけども、今のところは納める側と色々な我々自体の考え方として合致しているのが昨日改正した内容でないかなと思えます。これが絶対的なものではございませんけれども、いずれ改修するためには必ずプログラムの変更があつて100万円単位でやっぱり金は当然かかっていきますけれども、今、運用、昨日変えたばかりでございますので、この状況を見極めながらさらにまた検討しなければならない場合は検討を加えるということになろうと思えますけれども、現状では妥当な線ではないかなと思っております。

○副議長（須藤正人君） ただいまの答弁に対する再質問ございませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君）　ようやく金額が言われました。システムに100万円かかるというふうなことで、今何度か聞いた中でなかなか返ってこなかったんですけども、100万円かかると。この100万円以上ですか、100万円単位でかかるという、100万単位ですので、当初は数千万円とかって言われた……そうですよね、数千万円と言われたときもありましたので、100万円単位でかかるということであれば払いやすい方を、滞納しにくいような方法を選ぶかどうかは、やはり考えていただきたいと思っております。答弁はいりませんので、以上です。

○副議長（須藤正人君）　3問目の町営住宅の暖房に関する再質問ございませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君）　通告にも出したと思うんですが、それに対してアンケートを取ったことに対して対処をしたのかどうなのかということ、確か対応したのかということ、その対応があったのか。「不満」が35%、間取りとかということでありましたので、多分、間取りの中には2階に住居、居間がありまして、下の玄関口にストーブを、ファンヒーターを置いている、そういうふうな間取りが非常に不便である。暖房がしにくいということもあるのではないかと思います。アンケートの取りっぱなしだったのかどうなのか、そこら辺聞きたいと思います。

それとですね、タンク、給湯器のタンクですけども、これも本当に小さくて大変だという、これは何とかしてほしいという本当に切実な要求がありました。この温水器の容量が何リットルなのか、私もちょっと数字にうといので、この辺のところをお伺いいたします。

それとFF式の暖房とかね、いろんな入居するに当たって冬の間はお金がかかるわけですけども、こういうことに関してしおりに載っているから、これは了解を取っているからということではありますが、低所得者に対する入居団地でありますので、こんなにお金をかけなくては団地に入れられないというふうなことが本当にいいのかどうなのか。FF式のストーブは、10万円以上はしますよね。生活保護で入っている人もいますけども、これは生活保護の費用の中からは出てきません。これを払うのにも本当に分割払いでやるとか生活の負担になっております。そういうふうなことを考えますと、住宅に備え付けのFF式の暖房器が必要でないかと思えます。今、いろんなところでこのFF式のストーブ、学校の不用になったところもかなり出てくるのではないかと思いますので、こういうのを有効活用するのも一つの手ではないでしょうか。このことについて、



ちょっと長いですがけれども答弁をお願いします。

○副議長（須藤正人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いろいろ聞かれましたけれども、アンケートの結果については先ほど答えの中でパーセンテージとか話をしましたけれども、それを受けながらそれぞれ改良する点は対応しております。

それから給湯タンクの件ですけれども600リッター（※調査したところ、470リットルであったことが判明したため、次の日の本会議において、訂正しお詫びした。）でございます。通常的生活の中であれば十分に合うはずでありますけれども、やっぱり使い方で個々それぞれ使い方に違いがありますので、その使い方によってはそういう状態にある方もあると思いますので、平常にあれば間に合っているという状況でございます。

それからFFのストーブの件ですけれども、これは構造上の問題があつてそういうものを設置していただきたいということをあらかじめ入居する前にそれぞれ説明をしながら了解をしていただいて入居しておりますので、今現在そんなに問題は出ていないというふうに思っております。

盛んに生活保護云々の話もされますけれども、それはそれとして、制度の中に生保のいろんな支援策をやっているわけで、その件に関してだけ生保に対してFFを支援するとかというのはまた、これはまたちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思いますので、いずれ今の構造上からいってそういうふうなものを求め、さらには入居者と町でやるものをちゃんと区分されて、その周知をしながら了解を得て入居しておりますので、特別問題は起きていないというのが状況でございます。

○副議長（須藤正人君） 再質問ございませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 生保に対しては例えばの話でありまして、これから入居する人たちが住宅に入るには生活困窮者、それから住宅に困っている人、そういう人たちが優先的に入れるということになっていきますので、例えばの生保の話でありまして、これから入る人たちがこのような負担が強られる町営住宅はこれでいいのかということで私は質問しているのであります。

給湯器の容量が600リットルがどうなのかというのは私ちょっとあまり専門的なことはちょっとわからないんですけれども、これは本当に家族3人、親子、小さい子供がいれば3人一度に入ってしまうとお湯がもう出なくなるので、それから小学生、中学生がいれば親子では入れません。それで非常に学童を持っている人は1回風呂を使うと

なくなってしまうと、あと、この寒いときは給湯器からお湯が出てこない、冷たい水しか出てこないの、これは非常に困るというふうな私もいろんな住宅の事情を聞きながらこのことについて力強く言われましたので、600リットルが妥当なのかどうなのか私はわかりませんが、再度、住宅の方に行ってこのことについては調べてもらいたいと思います。

それと……時間がないですね。まず、そのことについて、住宅に行って見てもらえることができるかどうか、ちょっとお願いします。

○副議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今言われたことは個別のケースでいろいろあると思いますので、何かございましたらいつでも相談を受け付けておりますので、建設課の方にご相談していただければ私の方で行ってもいいし、いろいろ対処してまいりたいと思いますので、個別課題については直接お話をしていただければと思います。

○副議長（須藤正人君） 14番議員、再質問ございませんか。

○14番（見上政子君） ありません。

○副議長（須藤正人君） 4問目の新生活運動に関する再質問ございませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 新生活運動についてお尋ねをいたします。

これは強制力がないというのは私もよく知っております。ただやっぱり全町としてこういう新生活運動が現在も行われているんだという、そういうやはり町の雰囲気といいますか、町の中で新生活運動があるんだ、現にやっているところもあるというふうなことをやはり教えていくということは、知らしめるということは非常にいいことだと思います。岩館地区も私、何回かおじゃましたときにも張り紙があったり、それから香典のお返しがないとか、そういうふうなことで非常に先進的なことをやっておられて、こういうことは、やはりいいことは知らせてなるべく、新生活運動ができないのであれば婦人会とかそういうところにもう少し強力的に運動的なものを働きかけていくつもりはないでしょうか。

○副議長（須藤正人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長から答弁をお願いいたします。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 議員のご質問にお答えします。

現在は婦人会連合会の方にお任せしておるわけでありましてけれども、総会等に参加し

た折には、またこの啓蒙活動等についても進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（須藤正人君） 再質問ございませんか。

○14番（見上政子君） ありません。

○副議長（須藤正人君） 5問目の空き地の衛生管理に関する再質問ございませんか。  
14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 空き地に関してお尋ねをいたします。

時間ですのすいませんが、ちょっとだけ述べますが、ちょっと答弁だけお願いしたいと思います。

空き地の所有者が誰のものかわからないとか、そういう場合には、相談があったら所有者の方にも連絡をしたりいろいろ対処するような、そういう答弁であったと思いますので、ぜひこの点についてお願いしたいと思います。

そしてそれとあわせて、もう今、枯れ草になって葎っていうんですか何ですか、葎の野原になっているんですけども、住宅密集地にしてみればその葎が、火が点いたときに、たばこの吸い殻もあちこちに落ちているというのが発見されてますので、そういう点からもぜひ土地の所有者、連絡つけれるのであれば連絡をつけて、火災の面からも衛生の面からもお願いしたいと思います。これはお願いだけで終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

○副議長（須藤正人君） 以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は明日午前10時より行いますので、ご参集お願いいたします。

本日は本当に御苦労さまでございました。ありがとうございました。

---

午後 3時16分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会副議長 須藤 正 人

同 署名議員 1番 松岡 清 悦

同 署名議員 2番 大山 義 昭

同 署名議員 3番 石塚 正 一

















































